

2017年3月

ISSN2432-8219

拓殖大学

台灣研究

創刊号

拓殖大学海外事情研究所附属台湾研究センター

創刊の辞

海外事情研究所所長・川上高司
同附属台湾研究センター長

拓殖大学は、明治33（1900）年に台湾の開発に献身する人材の養成を掲げて台湾協会学校として創設された。設置、経営母体であった台湾協会、後の東洋協会は、台湾に関してあらゆる分野にわたる膨大な研究成果を残してきた。戦後、昭和30（1955）年に発足した海外事情研究所は、拓殖大学において、それを受け継ぎ、台湾を主要な研究テーマの一つとして、今日に至るまで鋭意研究に取り組んできた。

2016年4月1日、海外事情研究所の附属機関として台湾研究センターが新たに設置された。本センターでは、海外事情研究所におけるこれまでの研究の蓄積を基礎とし、本学卒業生が「海外雄飛」の地とした日本統治時代の台湾の歴史研究はもとより、近年、国際的な孤立と内部に抱える諸矛盾を克服して目覚ましい経済発展と民主化、社会の成熟化を実現しつつある現代の台湾についても、世界に稀な「地域開発モデル」としてとらえる新たな視点から、未来を視野において幅広い研究を目指す。

台湾と拓殖大学との密接な学的交流は一世紀を超える。政治、経済、社会の各分野において緊密の度合い深めつつある今日の日台関係に鑑みても、本学にとって、台湾研究の重要性は言を俟たない。

このたび、その研究の成果を世に問う場として、本誌発刊の運びとなった。本誌を通して、本学の台湾研究が広く発信され、本センターが国内外の研究者の交流の場となることを願ってやまない。

拓殖大学　台湾研究

2017年3月 第1号

目　　次

創刊の辞	川上　高司	(i)
論　文		
「鶯歌庄文書」から見る日本統治期台湾の 地方教化団体「同風会」(1914-1932)	玉置　充子	001
西洋人は日本統治以前の台湾社会をどう見たか ——総督府英国人顧問マイヤース		
「台湾自治制度」意見書を事例として——	長谷部　茂	029
西洋人居留地から日本植民地への移行期における 台湾の打狗（高雄）築港に関する研究	陳　　雲蓮	053
研究ノート		
日本のイメージ構築と植民政策 ——台湾を中心として、1900-1930年代——	ワシリー・モロジヤコフ	083
特別報告		
拓殖大学海外事情研究所附属台湾研究センター		
設置記念シンポジウム		093
川上高司センター長　開会の挨拶	川上　高司	096
記念講演		
台湾と日本のはざまを生きて——私の人生回想——	羅　　福全	099
基調講演		
日本統治時代に日本商人がもたらした 台湾社会近代化の諸相	陳　　柔縉	107
渡辺利夫・学事顧問　閉会のあいさつ	渡辺　利夫	123
報　　告		
台湾語研究会活動報告	渡邊　俊彦	129
特別寄稿		
後藤新平と台湾		
——後藤新平文書と阿片政策を始点とする台湾との関わり——	中村　淑子	137
記　　録		
台北大学国際学術ワークショップ参加報告	長谷部　茂	147
台湾研究センター活動記録（2016年4月～12月）		155
拓殖大学海外事情研究所附属台湾研究センター紀要投稿規則		157
拓殖大学海外事情研究所附属台湾研究センター紀要執筆要領		159

Journal of Taiwan Studies

Takushoku University

Published by Center of Taiwan Studies, Takushoku University
3-4-14 Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo 112-8585, Japan

NUMBER 1
MARCH 2017

Foreword / *KAWAKAMI Takashi* (i)

Local Private Educational Organizations *Doofuukai*
in Taiwan under Japanese Rule:
Study Based on the *Ohka Shoo* Archives (1914-1932) /
TAMAKI Mitsuko 001

How Did the Westerners Observe Taiwanese Society before Japanese Rule:
Case of Dr. Myers, Taiwan Governor General Advisor / *HASEBE Shigeru* 029

The Construction Process and its Spatial Character of Takow's Harbour
in Taiwan from the 1850s to the 1910s / *Chen Yunlian* 053

Japanese Image-Making and Colonial Policy: Case of Taiwan (Formosa),
the 1900-1930s / *Vassili Molodiakov* 083

* * *

Center of Taiwan Studies Opening Symposium
"Local Administration and Communities
in Taiwan under Japanese Rule" 093

Opening Address / *KAWAKAMI Takashi* 096

From Taiwan to the World and Back / *Fu-chen Lo* 099

Social Modernization Brought by Japanese Merchants
in Taiwan under Japanese Rule / *Rou-jin Chen* 107

Closing Address / *WATANABE Toshio* 123

* * *

Report of Society for the Study of Taiwanese Language /
WATANABE Toshihiko 129

Goto Shimpei and Takushoku University / *Shukuko Nakamura* 137

Report on International Workshop at National Taipei University
(2016. 11. 25-26) / *HASEBE Shigeru* 147

Chronicle of Events (2016. 4-2016. 12) 155

〈論 文〉

「鶯歌庄文書」から見る 日本統治期台湾の地方教化団体 「同風会」(1914-1932)

玉 置 充 子

要 旨

日本統治時代に台北州海山郡鶯歌庄役場で作成された地方行政文書「鶯歌庄文書」の中の「同風会」に関する文書を通して、当時の台湾の基層社会における教化団体の変遷と社会背景を考察した。日本統治下の台湾では、大正9(1920)年の地方制度改革によって「州制」「街庄制」が始まった。最基層の行政単位である街や庄において、台湾人地方エリートは街庄長や協議会員として運営を担うと同時に、地域社会の近代化を志向し、「同風会」に代表される教化団体を創設した。

台北州の教化団体は、初代鶯歌庄長の黄純青が大正3(1914)年に設立した「樹林同風会」を嚆矢とする。大正14(1925)年、州は同風会組織を改組し、正式に街庄の下部組織と規定した。さらに、昭和6(1931)年に同風会の廃止を決め、昭和7(1932)年「教化連合会」に改編した。

当初民間主導で組織された同風会が、州当局に台湾人社会を統制するために利用された背景には、台湾文化協会による抗日民族運動がある。州は、文化協会の台湾人青年の取り込みに対抗し、教化団体を利用して日本の統治に協力的な青年層を育成しようとした。このため、同風会に関与した台湾人地方エリートは、民族運動の側から「御用紳士」と批判された。設立時において、同風会は彼らの近代化への希求を反映したものであったが、住民教化を趣旨とする以上、やがて日本の統治システムの末端に組み込まれたのは当然の趨勢であったとも言える。

キーワード：鶯歌庄、街庄制、教化団体、同風会、黄純青

1. はじめに

本稿は、日本統治時代の台湾における地方教化団体「同風会」の成立から解散までの過程を当時の地方行政文書である「鶯歌庄文書」から考察することを目的とする。

「鶯歌庄文書」とは、台北州海山郡鶯歌庄（現・新北市⁽¹⁾ 鶯歌区および樹林区）の役場で作成、保存された地方行政文書群を指す。大正9（1920）年、台湾総督府（以下「総督府」）は地方制度を大改革し、全島を「五州二庁」に再編する「州制」を定めた。「街」または「庄」は州制において最基層の行政単位であった。同文書には、一部例外はあるが、鶯歌庄が設置された1920年から日本の統治が終結した昭和20（1945）年までの約25年間の文書が、簿冊にして183冊（約6,000件、38,000枚）含まれる⁽²⁾。

日本統治時代の地方行政文書は、保存、整理が進み公開されている「台湾総督府公文類纂」等、上級官庁の文書とは異なり、ほとんど現存しない⁽³⁾。そのなかで、鶯歌庄文書は量的にも内容的にも最も充実しており、当時の基層社会に関する貴重な一次史料として、総督府の行政システムの末端にあった街庄における統治の実態を解明する手がかりとなる重要な文書と言えるが、それにもかかわらず、これまでほとんど注目されてこなかった⁽⁴⁾。本稿では、この貴重な史料を活用すべく、同文書に含まれる「同風会に関する書類」を中心に、日本統治期の台湾の基層社会において、民間主導で組織された教化団体が、総督府が台湾人社会を管理、統制するために利用され、最終的に統治の末端に組み込まれた背景を考察する。

同風会に代表される教化団体の変遷は、日本の台湾統治が時局の変化に伴い変質したことを反映している。鶯歌庄を管轄する台北州においても、1910年代に台湾人地方エリート⁽⁵⁾が自発的に組織した同風会は、1920年代半ば以降、州当局の管理が強化され、昭和6（1931）年に廃止が決まり、

昭和 7 (1932) 年「教化連合会」に改編された。同風会に関する先駆的な研究である王 (1991) は、台北州の教化団体の変遷について、大正 3 (1914) 年の「樹林同風会」設立から昭和 12 (1937) 年の皇民化運動開始までの期間を同風会 (1914~1925)、州連合同風会 (1925~1931)、教化連合会 (1932~1936)、部落振興会 (1936~1937) の 4 つの時期に分けて分析している⁽⁶⁾。本稿は、このうち、同風会および州連合同風会の時期に当たる 1914 年から 1932 年までを考察の対象とする。

2. 「街庄」の位置づけ

(1) 地方制度の変遷

明治 28 (1895) 年から昭和 20 (1945) 年までの 50 年間に及ぶ日本の台湾統治は、その支配体制によって、前期武官総督期 (1895 年~1919 年 9 月)、文官総督期 (1919 年 10 月~1936 年 9 月)、後期武官総督期 (1936 年 10 月~1945 年 10 月) に大別される⁽⁷⁾。前期武官総督期は初代総督の樺山資紀から第 7 代の明石元二郎まで、住民の武力抵抗を鎮圧するため、いわゆる「六三法」⁽⁸⁾を背景に、台湾総督には強大な権力が付与されていた。続く文官総督期は、第 8 代の田健治郎から第 16 代の中川健蔵までで、武力抵抗が収束したことから、植民地経営のため、より健全な政策が求められ、「内地延長主義」によって台湾人に対する同化政策が進められた。後期武官総督期は、第 17 代の小林躋造から第 19 代の安藤利吉までで、本国日本とともに戦時体制が進む中、武官が再び総督となり、皇民化運動が推進された。

こうした統治体制の変更に伴い、地方制度は県制から府制、州制へと変遷をたどった⁽⁹⁾。統治開始から明治 34 (1901) 年 11 月までの県制期は、日本の県制度を導入しながら、「三県一府」、「六県三府」など地域区分を試行錯誤した。府制 (～大正 9 (1920) 年 8 月) は、全島を 20 府 (明治

42（1909）年より12府）に細分して地方行政を縮小し、総督府が農政や土木、警察事務などにおいて地方を直接指導した。府の下には支庁が置かれ、その下に区を設けた。府長、支府長はほとんどが日本人だったが、区長には地元の名望家が任命された。

大正4（1915）年に台南で起こった「タバニー事件」を最後に、大規模な抗日武装蜂起が終結すると、台湾人の抵抗運動は政治運動に転換し、同時に日本の台湾統治方針は武断から文治に路線変更された。大正9（1920）年の地方官官制改革で、12府が「五州二府」⁽¹⁰⁾に再編されて州制が始まった。州制では、総督府から地方に多くの権限が戻され、各州の下に郡（または直轄市）を置き、郡の下に規模に応じて街または庄を置いた。

（2）街庄制施行による変化

州制の発足に伴い、1920年10月1日、「台湾街庄制（律令第6号）」が施行された。これにより、街および庄は総督府の下級行政機関と位置づけられ、地方行政はそれまでの警察系統の管理から脱却し、制限付きながら「地方自治」が実施されることになった⁽¹¹⁾。1920年の地方制度改革以前の自治制度について、総督府は「何等見るべきものなし。僅かに地方施設は地方経費を以て支弁するの途を講じ、之に依り地方経費負担団体の実態を認め地方自治制度の温床としての制度を容認するに止まるものとす」とする⁽¹²⁾。実際、府制時代にも地方に区長役場はあり、区長と1~3名の書記によって徵税等を担当していたものの、上級官庁の出張所のような役割を持つにすぎなかった。

一方、街庄制では、専用の建物を有する役場を設け、「三役（街庄長、助役、会計役）」の下に書記、技師など職員（吏員）が配置された。それと同時に、街庄には「街庄協議会」が設置されたが、これは、各州や郡の協議会と同様、あくまで諮詢機関にすぎず、協議会員は州知事により地元有力者が選任された。また、協議会議長は街庄長が兼任するものとされ

た。街庄長は原則的に名誉職で、通常、地元の名望家から州知事が任命した。街庄長の任期は4年で、街庄役場において唯一官吏の身分を持っていた⁽¹³⁾。多くの街庄では当初、街庄長以下、役場の吏員および協議会員はほとんどが台湾人であった。総督府は1909年に出した通達の中で、区長は日本語を解する者から任命すべきとしていたが、実際には街庄制発足後も、台湾全土の約280の街庄長の9割は台湾人で、しかも日本語を解さない者が少なくなかった。しかし後述するように、1930年代に入ると街庄長のポストから台湾人が排除され、日本人に取って代わられた⁽¹⁴⁾。1935(昭和10)年、地方制度が再改正され、街庄は正式に地方行政団体として法人格を持った。これと同時に、協議会員の半数を公選することになり、原則として街庄税を年額5円以上納付する25歳以上の男子に選挙権と被選挙権が付与された⁽¹⁵⁾。

総督府は、統治の特に初期には、地方の安定のため、紳章を与えるなどして台湾人名望家を取り込み、街庄長や街庄協議会員に任命した。1920年代以降、街庄制は、抗日民族運動の側からは「偽の自治」と批判され、またこれに関与した街庄長ら台湾人地方エリートは「御用紳士」と攻撃された⁽¹⁶⁾。確かに、街庄は、総督府の政策が実行される末端であり、街庄役場はあくまで総督府の方針に沿って運営され、街庄長や協議会員は官選で、そこに台湾人の民意が反映される機会は限られていたと言わざるを得ない。しかしながら、街庄の運営を担ったのは、多くの場合日本人ではなく台湾人で、特に一定の裁量権を持っていた街庄長には、主体的に地域の問題に取り組む余地があったと考えたい。

街庄長に代表される台湾人地方エリートは、清代から続く伝統的な地域指導者の役割に加えて、日本の統治によって生じた新たな役割として、総督府の方針に合わせて、いわゆる「陋習」を廃絶し、地域を改革する旗振り役を期待されるようになる。これを受け、台湾人地方エリートの側も、基層社会の近代化を模索し、1910年代には、各地で社会風俗改革を

目的とした、教化団体設立の動きが出てきた。鶯歌庄においては、初代庄長となった黄純青の主導で、教化団体の設立が提唱された。

3. 鶯歌庄における同風会の成立

(1) 初代庄長・黃純青

鶯歌庄は1920年の地方制度改革で、もともと桃園庁に属していた鶯歌石区と樹林区が合併して誕生した。台北州は3直轄市（台北、基隆、宜蘭）と9郡を管轄し、鶯歌庄は州西端の海山郡の北部に位置していた。昭和初期の統計によると、同庄の人口は20,734人、そのうち「内地人（日本人）」は232人で1%程度に過ぎない⁽¹⁷⁾。役場の職員も、庄長が1930年代に日本人に代わった以外は、ほぼすべて台湾人で占められていた。日本人の割合は、日本の統治末期まで大きく変わることはなく、鶯歌庄は、台湾人（本島人）が人口のほとんどを占める台湾西海岸の典型的な農村で



図1 鶯歌庄管内図

〔出所〕「庄治概況報告書（昭和9年）」，〔鶯歌庄文書2〕上

あったと言える。一方で、庄内には縦貫鉄道の駅が3つ（樹林、山子脚、鶯歌）あり、島都台北から鉄道で30分程度という地の利を有し、炭鉱、陶器製造などの産業もそれなりに盛んだった。また鉄道駅を中心とする鶯歌地区と樹林地区は、海山郡において有数の市街地として知られていた⁽¹⁸⁾。

1920年から1945年の25年間で、鶯歌庄には4人の庄長と2人の助役がいた。初代庄長の黃純青（1875-1956）は、樹林地区を代表する名士で、総督府より明治36（1903）年に紳章、昭和3（1928）年に勲六等を授与されている。黃は伝統的な漢文教育を受けた文人で、日本語を解しなかった。昭和4（1929）年に第二代庄長に就任した陳阿玉は、鶯歌地区の名望家・陳發の次男で、明治45（1912）年に総督府国語学校国語課を卒業し、日本語が堪能だった。陳が昭和8（1933）年に退任して以降は、2人の日本人が庄長を務めた。

黃純青は明治30（1897）年に22歳で樹林街庄長⁽¹⁹⁾に選ばれた後、昭和4（1929）年に退任するまで、桃園庁樹林区長や鶯歌庄長を32年にわたり務めた。黃は、庄外においても、台北州協議会員（1920～1927）、台湾総督府評議会員（1927～1937）、日本拓殖会社取締役等の要職を歴任した⁽²⁰⁾。さらに、実業家として「樹林紅酒株式会社」⁽²¹⁾を創設したほか、樹林信用組合長、畜産組合長、養豚組合長なども務め、地域の産業振興に貢献した。

黃純青は、当時街庄レベルで日本の統治を支えた台湾人地方エリートの典型と言えよう。総督府の統治に協力する一方で、地域社会の改革、近代化を志向し、早い時期から『台湾日日新報』等で意見を盛んに発表していた。それは1910年代の改暦問題に始まり、1920年の地方制度改革に合わせた「自治考」、自身も当事者であった酒專売制反対運動から、1930年代には台湾米移出制限問題、郷土文学論争にも関わった⁽²²⁾。また、黃純青の三男で戦後台湾大学教授になった黃得時は、日本時代には文芸評論家と

して知られ、台湾人による唯一の言論機関と言われていた『台湾新民報』の記者も務めたが、黄純青は昭和 5（1930）年に同紙の発刊 10 周年に合わせて寄稿し、その中で、同じく 10 年前に始まった台湾の地方自治が「制度不完全」のため遅々として進まないことを嘆いている⁽²³⁾。

こうした黄の活動からは、日本統治時代の地方エリートの多面的な姿が浮かび上がってくる。黄の台湾社会の近代化を希求する社会改革的な志向は、次に述べる大正 3（1914）年の「樹林同風会」の創設につながった。

（2）同化会運動と教化団体

1910 年代になると、日本の領台から 20 年が経過し、住民による武力抵抗の終焉とともに、台湾人地方エリートの間に、地域社会の改革を目指す動きが出てきた。最初に起こったのは、纏足の廃絶を目指す「天然足会」等の陋習改善運動である⁽²⁴⁾。続いて、大正 3（1914）年春、台湾を代表する富豪で、1920 年代に抗日民族運動のパトロンとなる林献堂の招きで板垣退助が来台し、「台湾同化会」の設立を提唱した。同化会の趣旨は「日台間の民族融合、台湾人の機会平等」であり、板垣は、台湾各地で講演を行い、台湾人地方エリートたちの大きな賛同を得た。同化会は同年 12 月に発足したものの、それからわずか 3 か月後の大正 4（1915）年 2 月、総督府から解散を命じられ、運動自体は短命に終わったが⁽²⁵⁾、教化団体設立に大きな刺激を与えた。

黄純青は、板垣の来訪を熱狂的に迎え、台湾同化会運動に大きな期待を寄せた地方エリートの一人であった。当時樹林区長であった黄は、台中市内で行われた板垣の講演会で感激のあまり「同化会は慈母なり」と血書したという⁽²⁶⁾。黄は同化会に加入すると同時に、地方に社会教育機関を設立する必要性を痛感し、自ら会則を草稿し、地元の有志を集め、日本人支庁長の賛同も得て、同年 11 月 29 日、樹林派出所の管轄区域を範囲とする「樹林同風会」を創設した。その後、近隣の 4 つの派出所の管轄区域にも

それぞれ同風会が設立された⁽²⁷⁾。

樹林同風会は、「台湾初の組織的な社会教育機関」とも言われるが、実際には同時期、他地域においても、敦風会（宜蘭庁）、敦俗会（基隆庁）など、名称の異なる同様の趣旨の教化団体が設立されていた⁽²⁸⁾。しかし、黃純青の主導のもと、樹林区内の同風会が早くから活発に活動していたことは事実であり、台北州において、1920年代に州下の教化団体が「同風会」という名称に統一されていることから見ても、樹林同風会は、早期に設立された代表的な地方教化団体であったと言えるだろう。

(3) 鶯歌庄文書の教化団体関連文書

「鶯歌庄文書」には、同風会を中心に、教化団体に関する書類が数多く含まれている。最も資料が豊富なのは同風会に関する資料である。以下の通り、大正3（1914）年の樹林同風会の設立から昭和7（1932）年に同風会が解散され、教化連合会に改組されるまでの文書がほぼ揃っている。

〔簿冊番号142〕「同風会設立以来概況一覧（樹林同風会）」：大正3（1914）年～大正11（1922）の概況説明

〔簿冊番号8～15〕「同風会に関する書類綴」：大正11（1922）年～昭和6（1931）年

教化連合会に関する資料は、簿冊としては残っていないが、〔簿冊番号22〕の「教化機密に関する書類綴」に関連資料が含まれる。昭和12（1937）年に教化連合会の趣旨に基づき設立された「部落振興會」に関する簿冊は、「昭和15年部落振興會に関する書類綴」〔簿冊番号65〕の1冊だけである。このほか、庶務に関する書類綴〔簿冊番号23～64〕、学事に関する書類綴〔簿冊番号104～118〕にも、各時期の教化団体に関する文書が多数含まれる。また、鶯歌庄が昭和3（1928）年から発行していた『鶯歌

庄報』⁽²⁹⁾ にも、教化団体に関する記事がしばしば掲載されていた。

以下では、「同風会設立以来概況一覧」と「同風会に関する書類綴」を中心に、「鶯歌庄文書」に残された資料から、鶯歌庄における同風会の成立から解散までの変遷と具体的な活動について、州が同風会を改組した1925年を境に2つの時期に分けて見ていただきたい。

4. 樹林同風会から鶯歌庄同風会へ（1914～1925）

（1）桃園庁樹林区時代（1914年11月～1920年9月）

「同風会設立以来概況一覧」の記載によると、大正3（1914）年11月29日、樹林公学校において「樹林同風会」の発会式が行われ、会員843人が出席した。「同風会」という会名は、『漢書』王吉伝より取られた。「樹林同風会会則」によると、その目的は「風教の革新、国語の普及、陋習の矯正、迷信の打破」であった。

樹林同風会の活動は最初から順風満帆であったわけではなく、設立当初は、「官民ともに本会の内容を理解せず」誤解を受けることも少なくなかったという。地道な実績により世間の理解を徐々に得るようになると、府当局も普及の必要を認め、大正5（1916）年までに、樹林区内だけではなく、同区が属する三角湧支庁（現在の三峡一帯を含む）内に各派出所管轄区域を単位とした10の同風会が設立された。さらに同年11月26日、黃純青の提唱で三角湧支庁同風会連合会が発足し、黃が会長に推され、連合会の事務所は樹林区役場に置かれた。

樹林同風会の活動経費は、区役場からの補助ではなく、篤志家の寄付に頼っていた。実施事項としては、夜間巡回講話、婦人解纏足勧誘、男子断髪勧誘、葬送陋習改善、台湾神社参拝、子女就学勧誘、理化実験、幻燈会、法令周知、時間勵行等が挙げられている⁽³⁰⁾。

「同風会設立以来概況一覧」には、副会長の呂石頭が、大正10（1921）

年、樹林分会設立 7 周年記念総会において、樹林区時代について語った資料が残っている。呂は、黃純青を長年補佐し、樹林区役場で書記、鶯歌庄役場で助役を務めた人物である。

それによると、樹林の女子児童の公学校就学率が高い理由は、同風会の講話を通して戸主を勧誘したおかげである。また、鶯歌庄の住民に法令周知がかなり徹底していることを挙げ、同様に同風会の講話が効果を上げたと報告している。

また、理化実験や幻燈会については、「会合の際に、ややもすると聴衆が途中で飽きてくるので、それを防ぐために実施していた」という。理化実験は、例えば、石けんの特性について、実際に実験をして見せたようだ。幻燈会はその後、活動写真の上映に発展し、庄民教化に大いに利用された。例えば、大正 14 (1925) 年には 7 回、市街地だけではなく山間部でも活動写真を上映して、非常に多くの観客を集めた。

(2) 「鶯歌庄同風会」時代 (1920 年 10 月～1925 年 5 月)

前述の通り、1920 年 10 月、「台灣街庄制」施行により樹林区と鶯歌石区が合併して鶯歌庄が誕生すると、両区にあった 5 つの同風会 (樹林、山子脚、柑園、鶯歌、大湖) を分会として「鶯歌庄同風会」が発足した。各分会にはそれぞれ戸主会と主婦会が設置された。戸主会は、その名の通り戸主が会員となり、会員数を見ると、当時の戸数とほぼ一致する。

活動内容は、国語練習会、通俗講話会、法令周知、時間励行、勤儉貯金、生活改善、未成年者禁煙などで、そのほか、産業振興に関わることで、養豚奨励、米種改良、豚舎改良、家内工業講習会も実施した。また、庄の道路の補修も同風会が請け負っていたようだ。

街庄制の開始によって、同風会は、庄行政と密接な関係を持つようになった。庄は独自の予算を持っており、そこから同風会にも補助金が出るようになったのだ。活動経費には、それ以外に会員の拠出金や寄付金も

あったが、実質的に庄の補助金で運営されていた⁽³¹⁾。また、会則で会長には庄長、分会长には保甲役員ら地域の有力者が就くことが規定された。そのほか、公学校長や巡査部長等、主に公職を持つ日本人が顧問となつた。

鶯歌庄文書の「同風会に関する書類綴」を見ると、各分会の集会予定や開会後の報告は、その都度分会长から会長（庄長）に提出され、庄長からは海山郡守宛てに提出された。例えば、大正 11（1922）年 11 月 23 日に開催された柑園分会の第 4 回集会は、柑園公学校において午前 9 時から 12 時まで戸主会、午後 2 時から 5 時まで主婦会が開催された。総戸数 349 戸のうち、戸主会は出席 323 名、欠席 26 名、主婦会は出席 310 名、欠席 39 名であった。欠席についても理由なく休んだ者はいなかったようで、出席は実質的に義務であったことがわかる。臨席官吏として、海山郡から庶務課長、庄役場からは庄長と助役、公学校からは校長、訓導 4 名、そのほか巡査が 2 名出席した。また講話記録によると、郡庶務課長が新任の挨拶と同風会に対する感想を述べたほか、公学校長（「会員の自覚」）、黄庄長（「消費節約実施事項」）、呂助役（「納稅宣伝と節約」）が講話した⁽³²⁾。

鶯歌庄文書にはまた、大正 12（1923）年に海山郡庶務課長から黄庄長にあてた注意喚起の文書が残されている。それは、同風会の開催に関しては、あらかじめ所在地の学校と派出所に通知すべきところを、往々にして学校と派出所が開催を閲知しない場合があることは、同風会の本旨に沿わないので、今後協調連絡を図るように、というものであった⁽³³⁾。

次に述べるように、台北州は大正 14（1925）年に州訓令 18 号を発布し、教化政策の徹底のために州下の同風会を統合するが、それ以前から、郡レベルで各庄の同風会に対する管理を強化する動きがあったことが窺える。

5. 州聯合同風会の発足から同風会解散へ (1925年6月～1932年2月)

(1) 台北州による改組と青年会の増設

台北州では大正14(1925)年6月17日、台北州訓令18号および同準則に基づき、同風会の組織が変更された。市街庄では、従来の分会を廢して「市街庄内一同風会」とし、その下に戸主会、主婦会、青年会、処女会を置いた。このことは、同風会が正式に街庄の下部組織に組み込まれたことを意味する。準則に基づき、各街庄同風会の綱領は、「皇室を尊崇し報國の至誠を效すこと」、「國語を練磨し常識の修養に努むること」、「公徳を重し共存の誼を厚くすること」、「習俗を匡励し郷風の醇厚を図ること」、「勤労を尚い職業的智能を磨くこと」の5つに定められた。台北州および各郡には聯合同風会が組織され、各街庄の同風会は、郡の聯合同風会に所属する形となり、同風会は「州下各街庄の附属社会事業」として明確に規定された。台北州連合同風会は州知事、郡連合同風会は郡守、街庄同風会は街庄長が、それぞれ会長を兼ねた⁽³⁴⁾。

宮崎(2003)が指摘するように、台北州訓令18号は、総督府が初めて、台湾人教化の対象として、学校教育を受けない台湾人に対して「国民」「公民」として国家社会に貢献する要求を明文化したものである。同訓令には以下のようない文言がある⁽³⁵⁾。

從來戸主主婦ハ其ノ活動見ルヘキモノアリト雖モ青年子女ノ教養ハ等閑ニ付セラレタルノ傾キナキニアラズ然レドモ此等ヲシテ其ノ向カフ所ヲ誤ラシメス以テ健実ナル發達ヲ遂ゲシムルハ現下ノ趨勢ニ鑑ミ喫緊ノ要務タルヘキを信ス

同訓令は、老若男女を対象に規定していたが、重点は「これまで等閑に付せられてきた青年男女」にあった。では、「現下の趨勢」とは何なのか。これは、当時盛んになっていた抗日民族運動を指すものと考えられる。1920年、東京に留学していた台湾人留学生が「新民会」を組織するとともに、『台湾青年』を発行し民族運動を開始した。1921年には、林献堂ら有力者の支援を得て、台湾人知識人が台北で台湾文化協会を設立し、本格的に文化啓蒙活動を展開した。台湾文化協会は、各地で通俗講演会を開催し、青年層に大きな影響を与え、1925年には台湾全土で大きな影響力をを持つようになっていた⁽³⁶⁾。

州訓令18号が発布される以前から、海山郡には同風会連合会があり、大正14（1925）年3月3日、鶯歌庄の樹林公学校山子脚分教場において、海山郡連合同風会第2回社会教化研究会が開かれ、青年に対する教化についても話し合われた。出席者は、郡から連合同風会長（郡守）以下3名、各庄同風会の役員（板橋庄10名、中和庄8名、三峡庄15名、土城庄10名、鶯歌庄65名）で、台北州の視学が来賓として招かれていた⁽³⁷⁾。ここからも、抗日民族運動の台頭に対処すべく、同風会を統合する動きが早くからあったことがわかる。

「反日的青年団体」に対抗するため、総督府は大正15（1926）年、文教局を設置し、青年に対する教化政策を転換した⁽³⁸⁾。しかし、総督府は、この時期はまだ教化団体に関して全島を統一する組織は作らず、各州に扱いを任せていたため、州によって活動の盛り上がりには差があったようだ。そのなかで、台北州はいち早く州下の同風会を統合していることから、教化団体の活動が非常に盛んであったと言える。

（2）鶯歌庄同風会の各部会の活動

台北州訓令18号の発布を受けて、鶯歌庄は1925年9月3日、同令および準則に基づき、同風会の組織を変更し、分会を廃止して「鶯歌庄同風

会」を発足させた。改組時の組織と活動は、以下の表1の通りである。

表1 大正14(1925)年組織変更後の鶯歌庄同風会一覧

部会名	設立年月日	事務所位置	改組時会員数	行事大要
戸主会	樹林	1914.11.29	鶯歌庄役場	1,210人 1.月例会, 2.勤儉貯金, 3.国語練習会, 4.生活改善申合せ及び実行, 5.社会奉仕, 6.講話会, 7.各種講習会, 8.豚舎改良, 9.米種改良, 10.時間励行, 11.農事視察
	山子脚	1916.10.21	山子脚保甲連合事務所	553人
	柑園	1916.10.23	柑園保甲連合事務所	549人
	鶯歌	1916.10.27	鶯歌保甲連合事務所	1,394人
	大湖	同	大湖保甲連合事務所	472人
主婦会	樹林	1918.12.23	鶯歌庄役場	1,350人 1.月例会, 2.国語練習会, 3.生活改善申合せ及び実行, 4.公共慈善, 5.講話会, 6.各種講習会, 7.養豚奨励, 8.家庭改善, 9.家庭工業の奨励・力行
	山子脚	1928.12.25	山子脚保甲連合事務所	557人
	柑園	1919. 2.18	柑園保甲連合事務所	639人
	鶯歌	同	鶯歌保甲連合事務所	1,644人
	大湖	1919. 2.25	大湖保甲連合事務所	468人
青年会	樹林	1925.10.30	樹林公学校	1,818人 1.修養講話会, 2.国語練習会, 3.生活改善申合せ及び実行, 4.社会奉仕, 5.各種講習会, 6.登山遠足・運動会, 7.敬老会, 8.音楽会, 9.例会, 10.補習教育(柑園は他に共同耕作会あり)
	山子脚	同	山子脚分教場	301人
	柑園	同	柑園公学校	429人
	鶯歌	同	鶯歌公学校	947人
	大湖	同	大湖保甲連合事務所	218人
処女会	樹林	同	樹林公学校	1,439人 1.修養講話会, 2.各種講習会, 3.国語練習会, 4.敬老会, 5.公共慈善, 6.補習教育
	山子脚	同	山子脚分教場	222人
	柑園	同	柑園公学校	215人
	鶯歌	同	鶯歌公学校	585人
	大湖	同	大湖保甲連合事務所	212人

[出所] 鶯歌庄文書 [11-0002] 「鶯歌庄同風会概要」大正15(1926) 年

1925 年に制定された「海山郡鶯歌庄同風会会則」によると、綱領は前述の 5 項目であり、会則第一条には「綱領の趣旨を体し会員和衷協同して健全なる国民、善良なる公民たるの修養を積み国家社会に貢献するを目的とす」とある⁽³⁹⁾。

会員資格は、同風会は「本庄住民」、戸主会は「会区域内居住の満 26 歳以上の男子」、主婦会は「同、満 21 歳以上の婦人」、青年会は「同、満 12 歳以上 25 歳以下の青年男子」、処女会は「同、満 12 歳以上 20 歳以下の女子」となっている。ただし、青年会、処女会については、「現に在学中の者」は除かれる。つまり、公学校卒業後、上級の学校に進学した者は除かれており、青年会、処女会が青年に対する社会教育に目的があったことがわかる。

改組当時、戸主会会員は 4,178 人、主婦会は 4,158 名であった。当時の戸数は約 3,500 戸で、各戸から 1 名以上が戸主会および主婦会に参加していたと考えられる。改組時、各分会の区域は、従来通り派出所管轄区域とされていたが、昭和 3 (1928) 年に、青年会と処女会の区域が派出所管轄から公学校通学区域へ変更された。これによって、当時公学校がなかった大湖の青年会と処女会は、鶯歌に統合された。それと同時に、会員資格について、年齢による区分に加えて、「特別会員」と「普通会員」に分けることが決まった。「特別会員」は、戸主会と主婦会については「地方中堅人物」とし、青年会と処女会については、「公学校卒業生及び同等以上の学力を有する者の有志者」とした⁽⁴⁰⁾。これによって、青年会と処女会の特別会員は 50 名前後と少数精銳となり、彼らは庄の幹部候補として養成されたものと見なされる。これは、宮崎 (2008) が、大正 15 (1926) 年時点の台北州新庄街の青年会の会員は 64 人と、公学校卒業生男子の数に比べると少数で、青年会が街庄レベルの地方指導者の選抜と養成の装置であったと指摘していることと合致する⁽⁴¹⁾。

(3) 青年補習教育と同風会への管理強化

改組後の鶯歌庄同風会にとって、公学校を卒業した青年に教育を続けさせることは、大きな目的の一つであり、各青年会で補習教育が実施された。例えば、大正 15 (1926) 年に柑園青年会が実施した「青年補習教育夜学会」の概要は以下の通りである⁽⁴²⁾。

夜学会は、柑園公学校において、農閑期の 10 月 1 日から 3 か月間、前期、中期、後期に分けて実施された。授業は毎週月曜から金曜の午後 7 時から 9 時まで、週 10 時間開講された。参加者は公学校卒業または同等以上の学力を持つ 34 人で、講師は、柑園公学校の日本人校長、柑園同風会の会長（公学校訓導の台湾人）、同幹事（台湾人）の 3 名が務め、前期と後期は、週に国語・修身が 5 時間、珠算 2 時間、漢文 3 時間という時間割が組まれた。中期は、特に「体育熱の高潮を計り」、庄青年連合運動会の準備のため、正会員の他にも臨時会員を参加させ、「柑園青年歌」の歌唱指導や体操の練習をした。

日本人公学校長が指導した「修身」では、台北州連合同風会編『現代青年読本 農村之上巻』が使用された。同書は、読者を「小公学校卒業の農村青年」に置き、内容は「徳性の涵養、公民の訓練に関するものを経とし、田園趣味に関するものを緯として、健実なる人生観の樹立に寄与せんこと」を旨としていた。

補習夜学会に関しては、同年 12 月 1 日、海山郡連合同風会長の郡守・李讚生⁽⁴³⁾から、鶯歌庄同風会長にあてた文書がある。その中で李は、「公学校卒業生に対し、卒業後の補習教育を施すことは、単に公学校教育の効果を空しくせぬ所以なるのみならず、最近、青年の傾向に照すも極めて緊急事に属し、本郡に於いても既に着々実施中の向き」と強調し、また従来国語練習会にのみ出されていた助成金を、補習夜学会にも出す準備があるとしている⁽⁴⁴⁾。ここで言う「青年の傾向」とは、当時盛んになっていた

文化協会のことを指すと考えられる。

さらに、昭和 2 (1927) 年 8 月 17 日、海山郡公会堂（板橋庄）において開催された海山郡連合同風会総会において、郡当局は、「指示事項」として「思想善に関する件」を通達し、「本島思想界は近時漸く交渉頻繁ならむとし、之がため動もすれば醇朴なる地方民心を悪化せしめ良風善俗をも攪乱せんとするものあり。斯くて從来各会の努力建設したるところも、或は一朝にして破壊せらるるなきやを慮る」と危機感を露わにし、同風会の各部会に「各種の集会又は其の他適切な方法を以て思想の善導に努める」よう、一層の努力を求めている。

また「注意事項」として、同風会の顧問の活用に関し、「同風会及び部会の顧問は即ちこれらの諮詢機關」であり、それにもかかわらず「往々にして諮詢の手続きを取らず殆ど顧問存在の無意義ならしむるものなしとせず」と注意を促している⁽⁴⁵⁾。同風会会則準則によると、顧問は「当該地方の学校長、警察官および名望家」を任命するとされており、日本人との規定はないが、実際には、鶯歌庄では日本人の公学校長や巡査、巡査部長らが顧問となっており、他庄でも同様の状況であったと思われる。

これらのことから、郡当局が当時、総督府の教化政策の方針転換を受けて、同風会、特に青年会に対する管理、統制を徹底しようとしていたことが看取できる。

(4) 同風会の廃止と教化連合会への改組

満州事変が昭和 6 (1931) 年 9 月 18 日に起こり、日本が戦時体制に進むなか、台湾においても、総督府の台湾人住民に対する教化政策は、より徹底したものとなっていました。

昭和 5 (1930) 年 9 月、総督府は台湾青年團訓令（府令 72 号）を発布した。これは、総督府による初の青年団体に関する規定で、それまで各州に一任されていた青年に対する教化内容が初めて全島的なレベルで標準化

された⁽⁴⁶⁾。これを受け、台北州は昭和 6 (1931) 年 12 月に訓令 26 号を発布し、州下の同風会の解散と教化連合会の設置を決定した⁽⁴⁷⁾。

鶯歌庄は昭和 7 (1932) 年 2 月 9 日、庄同風会を解散して教化連合会を発足させた。この時、同風会のすべての資産はそのまま教化連合会に移管された。従来の各部会のうち、戸主会、主婦会は廃止され、青年会、処女会は同年 1 月末から 2 月初めにかけて、それぞれ青年団、女子青年団に改編された⁽⁴⁸⁾。鶯歌庄教化連合会は、青年団 4 つ、女子青年団 4 つの 8 団体でスタートしたが、その後、生活改善実行会、成人会、農業実行組合などの加盟により 26 団体に増えた。

同年 4 月 30 日、台北州は正式に州連合同風会を廃止するとともに、州教化連合会、連合青年団、連合女子青年団の発会式を行った。このとき参加した青年団は 110 団体、女子青年団は 66 団体であった。この後、他州も台北州に追随し、男女青年団の全島的な統合が始まった⁽⁴⁹⁾。

(5) 書房の開設から漢文科廃止へ

最後に、同風会から教化連合会への改組と時を同じくして起こった、漢文科の廃止について、同風会との関連を見ておきたい。

初代鶯歌庄長の黃純青は、大正 9 (1920) 年から 2 期庄長を務めた後、昭和 4 (1929) 年 1 月 12 日、陳阿玉に庄長の座を譲った。陳は、鶯歌庄発足当初から、庄協議会員に選ばれるとともに、同風会の活動にも積極的に関わり、鶯歌分会の戸主会長のほか、大正 14 (1925) 年の改組後は、庄助役の呂石頭とともに庄同風会の副会長を務めていた⁽⁵⁰⁾。

陳阿玉が庄長になってすぐの 1929 年 5 月、大湖地区に、鶯歌庄同風会が運営する「大湖書房」が開設された。これは、伝統的な書房とは異なり、漢文以外に国語、算術も教える、いわゆる「改良書房」であった。大正 11 (1922) 年に新たな「台湾教育令」が発布されると、公学校の漢文科が選択科目となり、台湾の漢文教育は危機に陥った。1920 年代末には、

書房が衰退の一途を辿る一方で、各地で漢文の復興を求める運動が起こっていた⁽⁵¹⁾。こうした背景に加えて、大湖は鶯歌地区の山間部にある炭鉱地域で、鶯歌の市街地に近い尖山公学校からは距離があった。陳は鶯歌地区の名士として、初等教育の充実を求める地元住民の声に応えて、書房を開設して公学校不足を補う意図もあったと考えられる。

同書房の「設立認可願」によると、就業年限は4年（公学校は6年）で、科目は、修身、国語、算術、漢文となっている⁽⁵²⁾。漢文は「公学校用漢文読本」が教科書として採用された。大湖書房は同年5月10日より授業が開始され、その後教師も2人に増え、庄同風会の事業としてひとまず順調に運営されていたようだ。

しかし、2年後の昭和6（1931）年6月30日、陳阿玉は台北州に対し、同書房を廃止し、昭和7年度より尖山公学校大湖分教場とする設置認可願を提出し⁽⁵³⁾、昭和7（1932）年2月10日に許可された。当時、鶯歌庄の公学校では漢文が週2時間教えられていたが、同年4月14日、さらに陳庄長は州知事に、庄内の4つの公学校および分教場の教科変更に関する認可申請を提出し、漢文科を廃止し、その分国語を2時間増やした。その理由は、「国語の普及に伴い漢文を以て日常の用務を弁することが減少し、漢文科の存置の重要性を認めざること」、「国語力の増進を図ることは公学校教育目的達成上最も緊要」であるからとされた⁽⁵⁴⁾。これに先立つ同年4月9日、郡視学が庄長に宛てた極秘文書の中で、「8日打合せ通り、至急漢文科廃止に伴う科目変更願いを提出」するよう依頼しており⁽⁵⁵⁾、漢文科廃止は、郡からの要請であったと推察できる。

総督府が府令により漢文科の全面廃止を決定したのは昭和12（1937）年初めであるが⁽⁵⁶⁾、1920年代末頃から、総督府は、漢文を漢民族のアイデンティティの表出とみなし、漢文夜学会などを弾圧するようになっていた。宮崎（2008）によると、台北州新莊街では昭和6（1931）年、同風会に漢文夜学会を付設して熱心に活動していた台湾人庄長が更迭される事件

が起こっている⁽⁵⁷⁾。昭和7(1932)年4月に、台北州において同風会が教化連合会に改組され、青年団が発足したことと、時を同じくして海山郡の公学校で漢文科が廃止されたことは、無関係とは考えにくい。鶯歌庄においても、その翌年の昭和8(1933)年1月、陳阿玉が退任して日本人の今澤正秋が第3代庄長となり、台湾人庄長の時代は終わりを告げ、以降、台湾人地方エリートの影響力は低下していくのである。

6. おわりに

本稿は、日本統治時代の台湾の地方行政文書である鶯歌庄文書を通して、1910年代から1930年代初めにかけて、教化団体が台湾の基層社会においてどのように位置づけられ、また総督府の教化政策の転換とともに、どのような変遷を辿ったかを見た。

1920年代は、文官総督の登場により、総督に集中していた権限が縮小され、地方の権限が増大した。そのなかで、台湾人街庄長ら地方エリートによって創設された同風会の活動が広がる一方で、台湾文化協会が設立され、抗日民族的な志向を持った社会啓蒙運動も盛んになった。同風会は、その趣旨において、抗日民族運動側からは、御用紳士による官製団体と見なされた。総督府が当初同風会を支持したのも、文化協会に対抗するためであったと考えられる。

1925年の改組後、鶯歌庄同風会は、登山遠足、連合運動会、視察旅行、音楽会など、さまざまな機会を通して、将来の庄幹部となる青年を日本の統治にとって望ましい、すなわち、心身を鍛錬し、教養が高く、規律を守り、集団行動ができるような青年に育て上げようとした。1910年代から1920年代にかけて、同風会が台湾の基層社会の生活改善や近代化に一定の役割を果たしたことは事実としても、結果的に総督府が台湾人社会を統制するために利用され、最終的に行政組織の末端に組み込まれた。

黄純青をはじめとする鶯歌庄同風会に関わった台湾人地方エリートは、抗日民族運動側から見ると、御用紳士と批判されるべき立場にあった。しかし、単純に彼らを日本への協力者と見るのは公平さを欠くだろう。陳培豊（2001）は、日本統治時代の台湾において、いわゆる「同化」は、内実面において「文明への同化」と「民族への同化」を包含して両義性を持ち、それゆえ支配する側にとっても受容する側にとっても方便化し、かつ流動性を帯びていた、と指摘している⁽⁵⁸⁾。そして、台湾住民は、文明への渴望ゆえに、統治者側と「同床異夢」のままに、「同化」教育を積極的に受容していたとする⁽⁵⁹⁾。本稿で取り上げた鶯歌庄においても、台湾人の文明化あるいは近代化への希求は共有されるものであったに違いない。同風会は元来、これを提唱、運営した黄純青ら台湾人地方エリートにとって、地方基層社会において近代化を実現するための「方便」であったとも考えられる。しかしながら、「住民を教化する」という趣旨ゆえに、日本の統治に利用されるのは当然の成り行きだったと言えよう。

昭和 12（1937）年、庄教化連合会の趣旨に基づいて鶯歌庄部落振興会が発足する。部落振興会は、保甲制の甲を単位としており、鶯歌庄管内に 27 の部落振興会が設立された。教化団体は、部落振興会に至って完全に総督府の地方行政の末端組織となり、台湾人住民を戦時体制に組み込み、動員する装置となった。鶯歌庄文書には、教化連合会および部落振興会に関する文書は、残念ながらそれほど含まれていない。しかしながら、基層社会における統治の実態を解明するには、同風会に加えて、これら組織に関する研究が必要なことは言うまでもなく、今後の課題としたい。

【謝辞】本稿が依拠する鶯歌庄文書に関する調査は、中華民国外交部 2014 年度台湾奨助金（2014 年 3 月～同 12 月）の助成を受けて実施した。同期間中、受入機関である国史館台湾文献館には、鶯歌庄文書の閲覧等に關し多大なご助力を賜った。また 2014 年 9 月から 2015 年 2 月まで、中華民国中央研究院台湾史研究所に訪問学者として在籍し、研究上の便宜を与えて頂いた。関係各位・機関のご支援・ご協力に

対し、この場を借りて心より御礼を申し上げる。

《注》

- (1) 2010年に台北県が直轄市に昇格し新北市に改称された。台湾最大の行政区で、鶯歌区、樹林区を含む29区を管轄する。
- (2) 「鶯歌庄文書」は、台湾では「台北州檔案」と呼ばれているが、実際には、ほとんどが鶯歌庄（1940年から昇格して鶯歌街）役場で保存された公文書であることから、本稿では「鶯歌庄文書」と呼ぶものとする。同文書は2000年、台北県文化局（当時）の委託で国史館台湾文献館（南投県）が整理、デジタル化し、2009年より館内でデータベースを公開している。原本は現在、新北市立図書館に収蔵され、原則非公開である。同文書の来歴および内容については、玉置（2016a）、（2016b）を参照されたい。
- (3) 現存する地方行政文書には、鶯歌庄文書の他に、台中州豊原郡内埔庄文書（国史館台湾文献館蔵）、台南州嘉義郡小梅庄文書（個人蔵）等がある
[玉置（2016b）：164-167]。
- (4) 鶯歌庄文書に関する先行研究には、東山（2015）、玉置（2016a）、同（2016b）がある。また、同文書を参考文献に挙げる論著は、管見では簡、詹（2009）、藤森（2016）以外には見当たらない。
- (5) 当時の台湾の基層社会で指導的立場にあった階層を、本稿では「地方エリート」と呼ぶが、その意味内容は、宮崎（2008）に準じて、最末端の行政組織である街庄レベルで政治的、社会的、文化的に影響力を持った人々を指す〔宮崎 2008：17〕。
- (6) 同風会に関する研究の蓄積は多くはない。王（1991）のほかに、台北州同風会を事例として日本統治期の教化団体と社会変革の関係を考察した林（1996）、同風会を含む教化団体の変遷と社会的背景を分析した陳（1999）がある。日本統治時代の地方エリートの社会階層を分析した吳（2008）も、「国語普及運動」に関連して同風会に言及している。また、宮崎（2008）は、地域社会における青年団の変遷に関し、台北州新庄街を事例に詳細に分析したもので、青年団の前身である青年会が設置された同風会も考察の対象としており、本稿は大いに示唆を受けた。
- (7) やまだ（2009）p. 43。
- (8) 「六三法」とは、明治29（1896）年に制定された法律第63号「台湾に施行すべき法令に関する法律」の通称で、3年間の時限法でありながら延長を重ねたが、大正11（1922）年に「法三号」（法律第3号）に改正された〔若林 2001：48〕。

- (9) やまだ (2009) p.44.
- (10) 台湾島西側の台北, 新竹, 台中, 台南, 高雄の5州と, 東側の台東, 花蓮港の2府。大正15(1926)年に澎湖庁が高雄州から独立し「五州三府」となった〔台湾総督府編 1973:10〕。
- (11) 街庄制以降も, 警察系統の保甲制度は基層社会を統制するシステムとして存続した。保甲制度は, 清代の地方制度を踏襲したもので, 10戸を1甲, 10甲を1保とし, それぞれに甲長, 保正を置いて, 連座制で住民を管理した。甲長や保正は, 街庄の指導者と重なる地方エリートであった。1920年代以降, 保甲事務はしだいに街庄行政と一元化していった〔宮崎 2008: 16,42〕。
- (12) 台湾総督府編 (1973) p.10.
- (13) 吳 (2008) p.186. なお, 街庄長は1935年の地方制度改正で名誉職から有給職に変更された。
- (14) 宮崎 (2008) p.137.
- (15) 台湾総督府編 (1973) pp.12-13.
- (16) 宮崎 (2008) pp.81-82.
- (17) 鶯歌庄文書 [29-0037]「庄治概況」(昭和元年)。以下, 鶯歌庄文書からの引用は, 同様に〔簿冊番号-文書番号〕で示す。
- (18) 海山郡役所編 (1933) p.90.
- (19) 樹林は当時, 台北県に属した。また当時の「街庄」は, 1920年以降の街庄とは異なり, 区の下の小地域を指す。
- (20) 大園編 (1935) p.104.
- (21) 樹林紅酒株式会社は創立2年後の大正11(1922)年, 酒専売制度の開始によって総督府に接収され「台湾総督府専売局樹林酒工場」となった。黄は, 同業者と「反対酒専売同盟会」を結成したが, 反対運動は失敗に終わった〔黄 1961:119〕。
- (22) 彭 (2010) pp.203-205.
- (23) 『台湾新民報』昭和5年7月16日第7面。なお, 「発刊10周年」は, 前身の『台湾青年』, 『台湾民報』を含んだものである。
- (24) 吳 (2008) p.217.
- (25) 台湾同化会運動の展開と結末については岡本 (2010) を参照されたい。
- (26) 葉 (1983) p.24.
- (27) 鶯歌庄文書 [13-0070]「鶯歌庄同風会沿革概要」(昭和3年)
- (28) 台湾教育会編 (1982) p.1019.
- (29) 『鶯歌庄報』は昭和3(1928)年に創刊された鶯歌庄の広報誌で, 年に4

回程度発行された。鶯歌庄文書には昭和 9 (1934) 年発行の第 22 号まで保存されている。日本統治時代、総督府は『府報』、各州・市は『州報』『市報』を発行していたが、街庄レベルの広報誌の実態ははっきりしない。管見では、現存する庄報は『鶯歌庄報』のみである [玉置 2016b: 174]。

- (30) 鶯歌庄文書 [142] 「同風会設立以来概況一覧」
- (31) 例えば、昭和 3 (1928) 年の収支は、収入が庄補助金 1,170 円、前年度繰越金 178.76 円、雑収入 11.9 円の計 1,360.66 円、支出が事務費 351.17 円、事業費 446.11 円、部会費 238 円、予備費 170.42 円の計 1205.70 円で、当日の残高が 325.38 円と記録されている (鶯歌庄文書 [34-0001] 「引継書」昭和 4 年 1 月 12 日)。
- (32) 鶯歌庄文書 [8-0037] 「大正 11 年第 4 回戸主集会状況報告」(大正 4 年 11 月 23 日)
- (33) 鶯歌庄文書 [9-0013] 「同風会開催の件」(大正 12 年 9 月 14 日)
- (34) 台湾教育会編 (1982) p. 1028.
- (35) 宮崎 (2003) p. 172.
- (36) 宮崎 (2008) p. 75.
- (37) 鶯歌庄文書 [10-53] 「社会教化事業研究会開催の件」(大正 14 年 9 月 26 日)
- (38) 台湾教育会編 (1982) p. 120-121.
- (39) 鶯歌庄文書 [11-0002] 「鶯歌庄同風会概要」(大正 15 年)
- (40) 鶯歌庄文書 [34-0048] 「経営指導案」(昭和 4 年)
- (41) 宮崎 (2008) p. 111. ただし、新莊街では当初、同風会に設置された青年会は 1 つしかなく、また処女会は 1930 年頃まで組織されなかったという。
- (42) 鶯歌庄文書 [11-0049] 「青年補習教育に関する件」(大正 15 年 12 月 1 日)
- (43) 李讚生は京都大学に留学し、高等学校高等科教員免許を取得した後、大正 13 (1924) 年に台湾に戻って総督府に入り、昭和元 (1926) 年 10 月に台湾人初の郡守として海山郡守に抜擢された。日本統治時代に高等文官試験 (高文) に合格し、総督府に入りした台湾人は少数ながら存在するが、総督府の方針により、台湾人が高位に任官される機会はきわめて限られていた。そのなかで、高文を経ずに郡守に任用された李は特例であった。[岡本 2008: 311-312]。
- (44) 鶯歌庄文書 [11-0052] 「補習夜学会開催に関する件」(大正 15 年 12 月 1 日)
- (45) 鶯歌庄文書 [12-0030] 「昭和二年度海山郡連合同風会総会開催の件」(昭和 2 年 8 月 13 日)

- (46) 宮崎 (2008) p.132.
- (47) 宮崎 (2008) p.137.
- (48) 鶯歌庄文書 [111-0009] 「鶯歌庄教化聯合会設立報告」(昭和7年3月9日)
- (49) 宮崎 (2008), pp.138-139.
- (50) 鶯歌庄文書 [12-0023] 「鶯歌庄同風会役員名簿」(昭和2年4月)
- (51) 吳 (2008) pp.282-285.
- (52) 鶯歌庄文書 [14-0027] 「書房設立認可願」(昭和4年6月15日)
- (53) 鶯歌庄文書 [110-0002] 「分教場設立認可願」(昭和6年6月30日)
- (54) 鶯歌庄文書 [110-0011] 「公学校教科目変更に関する認可申請」(昭和7年4月14日)
- (55) 鶯歌庄文書 [110-0011] 「公学校教科目変更に関する手続の件」(昭和7年4月9日)
- (56) 吳 (2008) p.287.
- (57) 宮崎 (2008) p.164.
- (58) 陳培豐 (2001) p.299.
- (59) 陳培豐 (2001) p.301.

引用文献

- 王世慶 (1991)「皇民化運動前台湾社会生活改善運動：以海山地区為例 (1914-1937)」『思與言』29 (4), pp.5-63.
- 大園市藏編 (1935)『台湾の中心人物』, 台北：日本植民地批判社
- 岡本真希子 (2008)『植民地官僚の政治史』, 三元社
- (2010)「植民地在住者の政治参加を巡る相克：「台湾同化会」運動を中心して」『社会科学』40 (3), pp.95-131.
- 海山郡役所編 (1933)『海山郡管内概況』, 台北：海山郡役所
- 簡雪玲, 詹靜怡 (2009)「鶯歌汪洋居的歷史研究」, 台北県文化局編『台北県県定古蹟鶯歌汪洋居調查研究及修復計畫』, 新北：中国科技大学, pp.5-41.
- 吳文星 (2008)『日治時期台灣的社會領導階層』, 台北：五南圖書出版
- 黃純青 (1961)「晴園老人述旧 (六)」『台北文物』10 (1), pp.117-120.
- 台湾教育会編 (1982)『台灣教育沿革誌』(昭和14年の復刻版), 青史社
- 台湾總督府編 (1973)『台灣統治概要』(昭和20年の復刻版), 原書房
- 玉置充子 (2016a)「鶯歌庄文書から見る日本統治期台湾の地方自治」『海外事情』64 (1), pp.90-112.
- (2016b)「台北州檔案：日治時期鶯歌庄行政文書之概要與史料價值」

- 『台湾史研究』23 (1), pp. 155-188.
- 陳大元 (1999) 『日治時期台灣教化輔助團體之研究』(台中: 東海大學歷史學研究所修士論文)
- 陳培豐 (2001) 『「同化」の同床異夢』, 三元社
- 藤森智子 (2016) 『日本統治下台灣の「國語」普及運動』, 慶應義塾大學出版会
- 東山京子 (2015) 「台灣總督府地方行政機關の文書管理——台北州文書を中心として」, 檜山幸夫編『台灣殖民地史の研究』pp. 81-124
- 彭雅芬 (2010) 『黃純青及其著述研究』(台北: 國立台灣師範大學台灣語文學系修士論文)
- 宮崎聖子 (2003) 「殖民地時代の台灣における青年会の成立過程 (1910-1926) —— 北部台灣 A 街の事例を中心に ——」『日本の教育史学・教育史学会紀要』46, pp. 163-181.
- (2008) 『台灣における青年団と地域の変容』お茶の水書房
- 若林正丈 (2001) 『台灣抗日運動史研究 増補版』, 研文出版
- やまだあつし (2009) 「台灣殖民地官僚制について」, 松田俊彦・やまだあつし編『日本の朝鮮・台灣支配と殖民地官僚』, 思文閣出版, pp. 42-53.
- 葉榮鐘 (1983) 『台灣民族運動史』, 台北: 自立晚報社
- 林麗卿 (1996) 『日治時期台灣的社教團體與社會變革: 以台北州「同風會」為例』(台中: 國立中興大學歷史學系修士論文)

〈論 文〉

西洋人は日本統治以前の 台湾社会をどう見たか

——総督府英国人顧問マイヤース
「台湾自治制度」意見書を事例として——

長谷部 茂

要 旨

日本の台湾領有4年目の1898年3月、台湾総督府英国人顧問マイヤースは、その前月赴任したばかりの第4代台湾総督児玉源太郎に、「台湾自治制度」と題する長編の意見書を提出した。意見書の中でマイヤースは、台湾の民情、習俗を分析し、台湾の基層社会が血縁、地縁と商売関係を基にして一體化をなす自治制度によって維持、運営されていると指摘した。

この伝統的な自治制度は、近代的な法治とは異なるが、それなりに社会の治安と秩序を実現していると考えたマイヤースは、台湾総督に対し、台湾の旧慣を踏まえて、地方行政を現有の民間組織による自治に任せ、民心の安定をはかるべきだと提案した。

マイヤースのこの提案は、結局、台湾総督府の採用するところとはならなかったが、マイヤースが詳しく述べた保甲制度は、まもなく1898年8月、換骨奪胎されて実施に移された。また総督府は1900年以降、大々的に旧慣調査を推進した。マイヤースがその先駆者一人であったことは間違いない。

マイヤース（William Wykeham Myers, 1845-1920）は英國スコットランド生まれ。1870年代の後半に、中国福建省を経て台湾に渡り、打狗（現在の高雄）の税関付き医師となった。1897年4月、日本軍の打狗港進駐に協力した功績を認められ、総督府に顧問として招かれた。

キーワード：マイヤース、台湾地方自治、雲林事件、保甲制度、高雄港

はじめに

1895（明治 28）年 4 月 17 日、下関条約が調印され、台湾は日本の領土となった。日本軍は翌 5 月末に台湾北部に上陸、6 月には台北に無血進駐し、同月 17 日、始政式が執り行われた。日本行政（軍政）のスタートである。日本軍は引き続き中南部へと軍を進めたが、そこで初めて抗日勢力の激しい反撃に遭った。1895 年 7 月 16 日の「軍衛組織に付大本営と台湾事務局との事務分界」の後文には、「数多の清国の残兵險惡の地に拠り、土民と相合して頑固なる抗敵を為し形勢あたかも一敵國の如く、今後尚多の戦闘あることを免れざるべし」とある。日本軍が台南に進駐できたのは、3 か月後の 10 月 21 日であった。11 月 26 日には全島の平定を宣言し、翌 1896 年 4 月 1 日に大本営を廃して軍政から民政へと移行したが、それで戦火が止んだわけではない。治安は乱れ、民政は施すすべがなかった。そのような中で同年 6 月に起こった雲林事件（「雲林大屠殺」とも称する）は、日本政府を震撼させた。抗日勢力の襲撃への報復として行われた雲林地方村落への無差別攻撃は、台湾在住の英國宣教師が現地レポートをたびたび英字紙に投稿し、厳しく日本を非難したため、外交問題にまで発展した。英字紙の中には、日本は植民地経営の資格がない野蛮な国だとする論調さえ現れ、日本政府は、現地当事者を罷免する等、事態の終息に躍起となつた。

以上は、日本領台当初約二年間の情況を断片的に切り取つたものであるが、ここまで経験で日本政府は、台湾領有に当たつて、日本の対処すべき相手が、長計を以て統治すべき新附の台湾民衆ばかりでないことに気づいたのである。その第一は、条約に反して台湾民主国を樹立し、組織的な抗日活動を指揮する清朝の殘留官僚たちであり、その第二は、アヘン戦争以降の条約によって、台湾の開港場に合法的に居住し、外交、税関業務、

貿易、そしてキリスト教の布教に従事する西洋人たちである。前者は武力を以て是非とも排除しなければならない相手であるが、後者は、少数とはいえ背後に列強の勢力が控え、何より当時の世界文明を代表して日本の国際的評価を左右する相手であった。しかも植民政策の先輩として執拗に口を出してくる相手であり、台湾統治が「列強環視」の下で行われていることをひしひしと日本政府に意識させる面倒な相手でもあった。

一方、台湾総督府が抱えている当面の課題も浮き彫りになった。治安の維持、行政体制の確立、阿片等を含む衛生対策、港湾通商の管理等である。日本はこれらの課題を進軍鎮圧の途上で解決しなければならなかつた。

そこに現れたのがマイヤースであった。日本の領台時すでに 17、8 年台湾に居住し、打狗（のちの高雄）の税関と病院を拠点として活躍していた英国人医師マイヤースは、日本政府が対処すべき相手と課題のすべてに通曉し、日本に対して解決策を提示した。本稿で取り上げる「台湾自治制度」は、彼が台湾総督府顧問として、最後に日本人に残した台湾統治に関する提言である。

マイヤースが、最初に日本と接触を持ったのは、日本軍の中南部進軍の途中で、抗日勢力の反撃を受けて進退に窮した 1895 年 7 月のことである。マイヤースは大姑陥（現桃園縣大溪鎮）の戦況と劉永福軍の内幕を通信文で伝えている。翌 1896 年 7 月に台湾総督府が「打狗在留英國人医師マイヤース、ナル者昨年我南進軍ニ利益ヲ与ヘタル其功不尠候ニ付同人ニ叙勲相成候様」と、マイヤースへの叙勲を検討した理由がこの通信文にあるのか、これ以外にも日本軍に協力したのかは定かでない。

日本軍の打狗港進駐が無事済んだ後も、マイヤースは、台湾総督府に対して積極的に意見を具申している。1896 年 10 月の「台湾阿片取締意見」、同年 11 月の「慶記洋行損害要償及土匪行動ニ關スル」報告書、1897 年 1 月の「砂糖内地税徵収ノ方法」等がそれである。これらの意見書は、総督

府に高く評価されたようである。総督府は1897年3月、マイヤースに雲林地方の調査を委託している。

「台湾阿片取締意見」は、台湾在住の英国人宣教師が主張する「即時禁止」を現実的でないと批判し、台湾総督府が採用しようとした「漸禁論」を擁護した。また「慶記洋行損害要償及土匪行動ニ関スル」報告書は、前述の雲林事件の際に匪賊に殺害された英國籍の商人に関して、高額の賠償金を請求された日本政府に、賠償金を支払う必要はないとして、雲林事件そのものが清朝官吏の条約違反から発生した、いわば戦争であり、治安維持の責任を負う筋合いはないと日本政府を擁護した。ただ、「砂糖内地税徵収ノ方法」では、在台英國商人の立場を代弁して、内地と台湾における日本の二重課税を批判している。日本を擁護するばかりではなかった。

日本が清朝の残留勢力や英國人の批判に悩まされている時に、貴重な情報を提供し、ときに英國人に対して日本を擁護してくれるこの奇特な英國人に、日本軍や台灣総督府の日本人たちが好感を持ったのは間違いない。彼は日本政府がその評価を気にする英國の人士であり、しかも彼が提案する意見は、台灣での経験と医学の知識を踏まえた客觀かつ中立なものだと認められた。同じ英國人に対して公平な見方をし、何より宗教臭いところがない。総督府が彼を顧間に迎えたのはごく自然な流れであったと思われる。

一、マイヤースという人物

マイヤース (William Wykeham Myers, 1845-1920) の生涯とその事蹟については、拓殖大学国際協力研究機構第1回国際シンポジウム（2014年11月29日）で報告した⁽¹⁾。ここでは繰り返さない。本稿のために次のマイヤース関連年表を作成したので、ご参照いただきたい。なお、マイヤース個人に関わる事項は太字で示した。

西暦年	月	日	
1845	3		スコットランドで出生
1858			天津条約締結、府城（台南）通商開放
1860			北京条約締結。安平、淡水、打狗、鵝籠（基隆）開港
1864	5		打狗に税関設置
1864	11		打狗に英國領事館設置
1866			英人医師 James L. Maxwell 打狗医院創設
1868			グラスゴー大学（University of Glasgow）卒業 MB, CM 取得
1973?			中国に赴任。のち台湾打狗（高雄）に渡り、医師として活動
1879			打狗医館を Dr. David Manson から引き継ぐ。のち規模を拡張し、慕德医院（David Manson Memorial Hospital）と改称。院内に洋医学校（Medical School）開設
1881			打狗港税關の税關付医師（Custom medical officer）となる（～1901年。1991～95 台南税關勤務）
1883	12	9	長子 William Robertson Myers 打狗で出生
1884			清仏戦争勃発。仏軍、台湾雞籠を攻撃、劉銘伝が台湾防衛に当たる
			清朝から永久租借地（打狗旗後山 5,500 坪他）及び通信設備の使用権を授与される。
1894			日清戦争勃発。唐景崧台湾巡撫となる。
1895	4	17	日清媾和条約（下関条約）締結。日本台湾領有
1895	6	17	台北で台湾総督府始式式挙行
1895	7		日本軍に大姑陷の軍事情報を提供
1895	10	21	日本軍台南入城
1896	3	30	日本軍、大本營を廃し、民政移行を宣言（法律第 63 号）
1896	6		雲林事件勃発
1896	10		「台湾鴉片取締意見」提出
1896	11		「慶記洋行損害要償及土匪行動ニ関スル」提出
1897	1	21	台湾総督府「台湾阿片令」公布
1897	1		「砂糖内地税徵収ノ方法」提出
	3	2	総督府の委託により雲林地方実地調査実施（～同月 26 日）
1897	4	1	台湾総督府顧問就任（契約期間 1 年、月俸 500 円、奏任官待遇）
1897	6		土地の不法占拠で隣人地主から訴えられる。
1897	11		「マラリヤ研究に関する陳情書」提出
1898	3		「台湾自治制度（清国人民自治制ノ適用ニ関スル覚書）」提出
1898	8		総督府、保甲条例発布
1898	12		「臺灣協會會報」第 3 号「台湾島民撫育の機関として地方政治を施行する事に付意見書」を掲載
1899	3		日本政府の招きで日本を訪問 24 日アーネスト・サトウ（Ernest Mason Satow）駐日英國公使と会う。
1899	10	13	台湾総督府から医師免許を交付される。
1901	3		慕德医院を教会に寄付し、台湾を離れる。福州に転居
1915	6	7	後藤新平のマイヤース批判「台湾日日新報」が掲載
1920	5	29	Alice May 夫人香港で逝去
1920			逝去（福州？）

二, 「台湾自治制度」意見書の背景

筆者がマイヤースという人物の存在を知ったのは、台湾協会の機関誌『臺灣協會會報』第3号（1898年12月刊行）に掲載されていたドクトルマイヤースの署名のある「台湾島民撫育の機關として地方政治を施行する事に付意見書」と題する10ページに及ぶ文章であった。前文に掲げられた編集者の解説によれば、同文は、マイヤースが1897年10月に台湾総督府に提出した意見書であった。筆者が2014年5月に台湾中央研究院台湾史研究所で『臺灣總督府公文類纂』のデータから入手できた16件のマイヤース関係資料には、この意見書に該当するものは見当たらなかった。ただ、時期的には数ヵ月後であるが、類似のテーマで1898年3月に提出された意見書が見つかった。これが本稿で取り上げる「台湾自治制度」意見書である。

この意見書は、副題を「清国人民自治ノ適用ニ関スル覚書」という。現在、『臺灣總督府公文類纂』第268冊17号のファイルに保存されている。文中の記述によれば、この意見書は、マイヤースが鳳山県知事の委託により提出したものである。鳳山県弁務署長の安田倫逸が日本語に翻訳した。訳文は、鳳山県の公用便箋で76枚、約5万字に及ぶ。英文の原本は見つかりていないので、現在のところ、原本と訳文との比較ができない。本稿は、あくまで訳文について述べるものである。訳文中には、英文の傍注を付している箇所が散見される。

総督府公文書中の翻訳文書は、通常、原文とともに原議書の後ろに添付される。マイヤースの資料についても、他の意見書等の文書は、ほとんど原文と訳文がセットになって添付されている。なぜ「台湾自治制度」に原文の添付がないのか不可解であるが、副題に「覚書」としているところから、もともと原文（英文）が無かった可能性も考えられる。つまり、安田

が打狗にマイヤースを訪ね、その場で聞き取りをした内容を、安田が日本語に翻訳した可能性である。その場合、文末にある「千八百九十八年二月二十四日於打狗」は、安田が訪問した日であったかもしれない。

そもそも「覚書」という扱いが、異例である。前述の可能性の他、総督府が、この文書を通常の意見書ではなく、政策決定に関わる参考文書 (policy briefing note) と見なしていた可能性もある。後述するように本意見書が提出されてまもなく、総督府は地方行政に関する重要な条例を発布している（保甲条例）。

「台湾自治制度」が台湾総督府に提出されたのは、第4代総督の児玉源太郎と民政局長（のち民政長官）後藤新平が赴任した翌月の1898年3月である。この意見書は、後藤新平の重視するところとなり、原議書には、総督府各部門への回覧が済んだ後、再度校閲したいという後藤新平の書き込みがあり、またこの意見書を百部印刷するよう指示もしている。

この意見書の主旨は、ひとことで言えば、旧慣尊重である。日本が台湾領有以来、すべて廃止し去った旧慣中にある伝統的な制度を一部復活させるべきだというのが結論である。一般に旧慣尊重は、後藤新平のいわゆる生物学的原則による植民地経営の手法と考えられてきたが、マイヤースのこの記述から、後藤が赴任する以前に、総督府内にはすでにこのような考えがあり、その意図は、台湾民間にも流布していたようである。

マイヤースは意見書の冒頭で、その目的を「清国政府時代に人民が能く慣れ来りたる行政機関に類似の制度を以て台湾土人を統治せられんことを切望し曩きに拙者が申立たる新考案を全然了解あらん為」であると述べている。マイヤースはこの意見書を提出する約一年前の1897年4月に総督府顧問に就任しているから、ここにある新考案は、顧問の職責としてたびたび提起したものと思われる。

マイヤースの新考案を改めて「覚書」として提出すべく委託したのは、総督府の政治的な思惑があったためと思われる。マイヤースはこの意見書

の中で、「日本政府は躊躇忌疑するを要せず之を実施して可なり」と断言している。「之」とは旧慣中の保甲制度のことである。ここから見ても、保甲制度の実施は、総督府の中ですでに俎上に上っており、その可否を確認するためにマイヤースに諮詢したものと思われる。旧制度の復活には、おそらく多方面からの反駁が予想された。最大の批判は、近代文明を掲げて台湾統治に臨んでいる日本が、なぜ「非文明」的な制度を採用しなければならないのか、ということだったと考えられる。この時、マイヤースという「文明国を代表する」英國人顧問の文書による支持表明が必要だと考えられたのではないか。マイヤースが旧制度の復活を主張していることは、総督府内では周知のことだったから、彼は最適任者ということになる。総督府の委託は、両者ともに望むものであった。

三、「台湾自治制度」の概要

前述のとおりマイヤースは、総督府に対して、清朝時代、日本の領台前に台湾で行われていた制度の採用を切望している。この意見書はつまり、その切望の根拠となる理由を述べたものだと言える。

意見書は、三編構成になっている。第一編は、清國の政治、主に行政制度における理論的および実際的状況。つまり台湾が清朝の他の版図（主に対岸福建省）と共に通する点である。これについてマイヤースは、清國通（中国通）の行政官であり学者でもある英國人の知人に校閲増補を頼んでいる。第二編は、清國の他の地域とは別の「特政」を要する点、つまり現況（日本が統治に着手した草創期）と、第一編で述べた旧制度とをいかに取捨混同（modify and Blend）して台湾の統治を進めるべきかを述べたものである。そして第三編は、これがつまり総督府に提案中の新考案であるが、これについては、長年の滞在及び住民との交渉から培った見識と、現地で収集した資料に基づくとしている。資料収集とともに、住民中の有識

者には、この提案を細かく検討してもらい、誤りのないよう努めたという。また有識者はこれを、台湾に静謐安寧を取り戻すための優れた方法だと認めたともいう。

ただ、この三編構成は、実際のところ、それほど明確に分かれていな。マイヤースの個人的な意見、提案は全編を通じて散見され、また清朝（中国）と台湾の現状を截然と区別もしていない。マイヤースの実見した行政制度は台湾のそれだけであり、中国本土の事情は、マイヤース自身にとってはあくまで伝聞であるから、清朝の制度を台湾の実情から理解しているような点もあると見られる。

1. 中国の伝統的地方自治の特色（第一編）

中国の伝統的地方行政には、二つの「空」があると、マイヤースは言う。一つは、個人が「空」であること。マイヤースは「支那印度に於ては一個人は空にして単に生存鍵鎖の一鍵たるのみ個人其者は法律の責務を帯ぶべき単位標準にあらずして眷族之を負担す」と説明している。つまり、中国の伝統的社會において個人の存在は、先祖の血脉を次世代に伝える存在に過ぎず、個人は法律的な責任を負わず、また政府の施策も個人に対して行われるものではないとする。もう一つの「空」とは、民衆にとっての政府の存在である。中国の政府は、西洋とはまったく異なり、官と民の間にほとんど交渉がなく、両者の間は隔絶している。ならば実際に地方行政を行っている「実」の部分はどこにあるのか。マイヤースはそれを民間組織であり、その果たす役割は、西洋の概念から見れば、「官」のそれに他ならないと見る。

マイヤースによれば、政府が統治する対象は個々の人民ではなく、民間組織であり、法令もまた個人に発するものではなく、すべての政策は、民間組織、具体的にはその組織を束ねる有力者との協議と協力のもとに進められるという。例えば、公共事業を行おうとするとき、地方の長官は、そ

れら有力者と交渉し、事務を行うのを常とする。マイヤースによれば、その民間組織及び（又は）有力者には、次の8種がある。以下に彼の説明を要約する。

- (1) 得業士（紳）。得業士は科挙の試験に及第したもので、体刑を受けない等、諸種の特権を持つ。すべての官吏がこの身分から出る。本籍地においては官吏の相談に預かる。犯人を捕縛、放免することもできる。ただし、買官も多い。
- (2) 長老（老）。通常は氏族長。親族中の最古参者。
- (3) 氏族長（家東）。Head of clan。すべての氏族長が長老とは限らない。
- (4) 氏子理事（家堂董事、祭祠董事）。一族の信任を得て親族全体を監督する。
- (5) 地方協会理事（会館董事）。会館は、地方から来て寄宿する者の組織する職業団体。中国の貿易都市には必ず設けられている同郷人を保護する組織である。中国各地から移住する人民に対しては、協会理事の職権の幾分かを認め、民間に法律を公布するに当たっても、その諮問機関として活かし、異郷者の感情に配慮する。
- (6) 商業団体（途郊または商郊）。業種別組合である。～堂などと称される。廈門には10以上の商業団体がある。その理事は選挙による。商業に関することは、これら商業団体に諮問し、また教育費や土木費などは、商業団体を通じて徴収する。
- (7) 連合協会長（聯首）。工芸関係の実業団体。商業団体と同じく～堂などと称する。理事は全会員に責任をもっており、大きな権力を持っている。
- (8) 道教、佛教、寺院の老僧。広大な寺領と出家者を擁する。

マイヤースによれば、一人ひとりの人民は、直接法令を發しても服従しない。これら団体の代表者に諮詢し、納得させてから実施すべきである。つまり、漢族にはまだ世論の代表者が政治を行う代議政治はそぐわない。官吏はこれら民間団体の有力者と交渉協議して、目的を達するように努めるべきであるという。

以上のうち(1)～(4)の人と組織は、すべて宗族に代表される伝統的礼制を背景として機能する。安田の日本語訳では「氏子」となっているが、これは明らかに宗族についての記述である。安田はおそらく宗族という概念を知らず、日本の神社と地域住民の関係を連想したのであろうが、これはあくまで血縁関係を主体とする家族の集合体である。マイヤースはここで、中国の伝統的政治において政権と対比される族権について指摘したものと思われる。マイヤースは、「善良なる支那人は出生より死亡のときに至る迄己れの眷属祠に出入するを例則とす氏子祠には眷属の男子の名簿を具へ置き苟も不行状あれば其者は直に除名せらる。除名せられたる以上は氏権を失ひ一朝にして無賴の徒と変ず」と述べている。名簿とはつまり家譜である。

マイヤースが注目したのは、第一に、宗族がその全メンバーの基本的人格を担保保証していることである。また宗族は、冠婚葬祭を執り行うが、その費用は宗族メンバーによって分担される。族長の集めた費用は、他にも廟の修繕費、祭等行事や教育、寡婦孤児の支援に使用されるが、マイヤースの見解では、「政府の之に干渉する程度少ければ少き丈整然として自立するを以て彼の費用の如きは全然理事に一任するを是とす」。資金は、メンバーが競って提供し、メンバーは資金が正しい目的に使われると信じている。マイヤースは特に、寡婦孤児の支援等弱者救済について、宗族の働きは、英國の「貧民法」の欠点を補って「実に完全なりとす」と高く評価している。

(5)～(7)の三種は、同郷・同業者団体であり、組合に類似する組織である。これらは主に外地から来て、当地の宗族の管理下にない者たちが、同郷同業のよしみを頼って組織化されたものである。マイヤースの観察では、政府は、外来者の管理をこれら組織の長に任せ、大きな権限を与えていたという。また、ローマ時代のギリシャ植民都市に類似の組織があったとも指摘している。

(8)は宗教団体である。寺院もまた宗族のように、宗教に帰依した者の基本的人格を担保保証する。宗族から弾かれた有罪の者は、僧侶となることにより、社会的死罪（俗世の快楽を絶つ）を受けると言う。マイヤースは仏教を少し誤解しているようだが、いずれにしろ台湾には規模の大きい寺院がないため、その影響力は限られているとする。

それでは官の側は何をするのか。マイヤースは、清朝の知府（日本の郡長に相当）の身分とその役割を次のように分析している。

知府は、清朝の官制により異郷の者でなければならぬから、すべて外地から来た人である。「元来シナ人が他郷人を見るときは之を外国人なるかの如く思う」。政府官僚はもともと外国人のような存在である。知府の属僚もまた、その同郷の親戚を連れてくる場合が多い。しか�数年で異動があるから、彼らが当地に土着することはほとんどない。知府の主な業務は次のとおりである。

- (1) 所轄区内に起こった民事刑事訴訟の第一審裁判官
- (2) 所轄区域内の検死官。変死の場合は調査を行う
- (3) 地租の徵収
- (4) 警察長官にして、監獄事務、土地所有権の移動登記を行う

「土着の得業士及長老を使用することは官制にも影響を及ぼさず単に従来の習慣に基づき之を利用セントの意なり」。知府は通常、まったく実務を行わない。8種の組織がそれを代行する。

例えば警察、監獄、裁判事務のすべてに関して、実際の責任を負うの

は、相手が土着民（宗族管轄内の人民）であれば得業士、長老であり、外地人であれば、各地方各業種の同郷・同業組織の長であり、また僧侶であれば寺院の長である。犯罪が発生すれば、それぞれの管轄範囲内で、証拠の収集、人員の召喚、逮捕、囚人の食糧・宿舎の手配から、被告の保釈、刑執行の監督まで、すべて彼らが知府に対して責任をもち、協力する。ただすべての罪状は被害者と示談、賠償で解決でき、知府はそれに力を貸すこともある。また国事犯については、死刑や無期徒刑の代わりに出家させる方法が推奨されている（中古ヨーロッパでも行われていた）。犯罪を予防するための治安維持も、彼らの責任範囲である。

土地所有権の確定、登録及び地租の徵収に関しては、「保」（郡、司の下の基層行政単位）ごとに、住民の履歴、財産の調査、地租徵収のための土地所有状況の調査、地所登記のための図面の作成、毎年の地租額を明記した台帳（納済証明）の作成・保管、土地の譲渡に際しては、売買証書の証人となること、土地所有の紛糾については、地所の丈量を行う等々、本来であれば官のサービスとして行うべき業務が、これら民間組織に委ねられている。

これらの事務を具体的に遂行するのは、「保」ごとに選挙で選ばれた地保であるが、彼らは官吏ではなく、俸給もない。生計は、受益者からの報酬（宴席の酒食提供、土地売買の際の手数料）で立てている。

官の側がいわば恩恵として教育事業や土木事業を起こす場合も、民間組織の資金拠出と協力がなければ実現しない。つまり、政府は何もしない。何もない（「空」）ばかりか、租税率を任意に引き上げたり、賄賂を要求したりと、民衆にとっては、百害あって一利なしの存在である。「主治者は実際に虚勢を有するに過ぎざるを見るべし尚語を強くして言えば虚勢を張り民血を絞るを常務として其他に寸効だも為すことなし」。つまり政府は、官僚が私利私欲を図るためにのみ存在する。

マイヤースはこのように伝統的行政のあり方を分析し、「抑も此制度を

緻密に玩味するときは元来政府其者は腐敗的虐政的被怨的（ヘーテッド）行政官の一群とて諸文明国に知られたる其政府なるも翻て民間の有様を目撃せば稀なる治安秩序を保持し得るやに了解するに足るべし即ち真味のある所は他なし實際人民の支配は人民自ら之を担当する……」と、その民間の力を高く評価する。

ならば、このような極悪の政府を中國人民が受け入れてきたのはなぜか？マイヤースによれば、一つには漢族が世情の不安、狂瀾怒濤の慘状をもっとも嫌惡する人民であることと、一つには聖賢の教え（儒教の教え）によって、聖賢を敬い、また孝悌の心に富み、従順と忍耐を養ってきたからだとする。

日本の統治は正反対の目的（治者被治者相互の信頼の上に政治を行う）を持っているから、日本の治政を台灣人は歓迎するはずだと、マイヤースは考えているが、ただ、過渡期として、新旧両制度を折衷し、日本が台灣人の人心を収攬することが目下の急務であると主張する。

2. 台湾地方自治の実情（第二編）

台灣は清朝の一省であったから、制度的にはほとんど第一編で述べたところと大差ないが、それでもいくつか他の省と異なる台灣の特色がある。マイヤースは、次の点を指摘する。

宗族については、大陸からの移民社会であることを反映して、台灣には一二の例外を除き、独立した宗族は存在せず、ほとんどは福建省の原籍地の宗族に帰属しているということ。つまり宗族の権限の大本は大陸にあり、台灣の族長は、その権限の代表者に過ぎない。

同郷・同業者団体については、台灣には同郷者団体が廣東省、浙江省の二つしかないが、台灣移民者の大多数を占める福建省出身者は、更に細分化した県レベルの同郷意識が強い。また、台南、台北、彰化等は商業が発達し、すでに都会化しているため、同業者団体が大きな権限を持ってい

る。したがってこれら団体の有力者（会館董事）を通じて、商工業者を管理するのは容易である。

一方、仏教、道教等の宗教団体は、台湾には、中国本土のように広大な土地と僧侶を擁する寺院がないので、あまり利用価値はない。

以上の指摘——台湾の自治の原動力は宗族と同郷・同業者団体にある——を踏まえてマイヤースは、台湾において地方自治がどのように行われているのか、第一編とは違い、彼が実見し、調査し、現地の有力者に確認した実情を報告している。具体的には、保甲制度の実施情況である。

マイヤースの保甲制度に関する意見を紹介する前に、保甲制度の成り立ちについてひとこと述べておく。マイヤースはこの第二編で、保甲制度を、宗族を紐帶とする民衆側の自発的な伝統的自治のあり方として説明しているが、保甲制度の起源については、宋代王安石のいわゆる新法として実施された保甲条例等、諸説あるものの、保甲制度が当初は、官側の統治手法の一つとして上から下に押し付けられたものであるのは確かなようである。よく知られているように、甲は十家、保は十甲を単位として、政府に対して連帶責任を課する制度であり、徵稅・警察機構として機能した。しかし、王朝の交代や戦乱の続いた中国において、それが転じて民衆による自衛制度、郷村組織に転じていったのもまた確かであり、マイヤースがそのように理解したのも間違いではない。台湾史の中では、1733年の朱一貴の乱に際して実施されたという記録があり、また日本の領有直前の1885年から6年間台湾巡撫を勤めた劉銘伝が、土匪鎮圧のための警察制度として全台保甲総局・分局を設けている。中国における保甲制度を実見していないからであろう、マイヤースの報告は、第一編で述べられた宗族制度と重なる部分が多い。むしろ台湾における保甲制度の運用面から、宗族制度を理解していたとも考えられる。

マイヤースが注目したのは、保甲制度中の隣保制度である。前述のとおり彼は、宗族について、宗族がその全メンバーの基本的人格を担保保証す

ることを第一の特徴として挙げているが、マイヤースはそれを隣保制度の運用の中に見ている。以下はマイヤースの観察した台湾の隣保制度である。

漢民族は村中の各家族の状況——村人全員の所業、善惡——を互いに知悉しているから、隣保制度はとても有効である。家族長から選挙された首長を甲長といい、甲長から選挙される者を保長という。百軒以上ある地方では、これを支配する首長を庄長という。庄長には通常、宗族の長である得業士か長老が為る。甲長は保長に対し、保長は庄長に対して責任をもつ。甲・保内に犯罪者があり、甲長、保長の言うことを聞かない者に限っては、これを知府に引き渡し、また逃亡しないように捕縛するが、通常は、「家内懲罰権」をもって実行すれば、ほとんどの悪行は抑止できる。家族への教訓、善行の奨励、違反者の追跡とその家族への注意によって、裁判所で扱うような事件には至らない。

マイヤースは、隣保制度を英國の陪審員制度のようなものだと理解した。彼は台湾総督に対し、以下のような方法で、保甲制度を採用するよう提案する。以下に要約して箇条書きとした。

- (1) 土木事業や教育等、重要事項は、庄長たち（庄長評議会のようなものを設置する）に諮問する。庄長たちは喜んで陳情を行うはずであり、彼らにはそれを実行する力があるから、これに対して疑義を挟んではならず、そのまま知事に報告して対応する。
- (2) 庄長たちの意見を尊重はしても、彼らを官吏にしてはならないし、公的な権限を与えてはならない。ただ、彼らに相当の待遇を与え、威厳を保持させるようにする。
- (3) 庄長に過誤があった場合も、土地の代表者としての身分を剥奪してはならない。体罰や身体的な圧迫も与えてはならない（それは、政府官僚の個人的な報復と一般に見なされる）。
- (4) 庄長評議会の招集は、庄長の発議とし、庄長間で決定する。

- (5) 徵税は庄長の責任とする。総督府は、負担義務のない賦課の項目を告示するだけでよい。
- (6) 庄長の業務遂行のために、日常の巡視等を行う事務員（馬快）の雇用を認める。俸給の基準は総督府が定めるが、どの基準を適用するかは庄長の裁量に任せる。
- (7) 宗族の管轄下にない人々——開港地等の都市に外地から来た一時的な居住者——については、中国の原籍地に照会して素性を明らかにしたのち、名簿を作り、庄長が署名捺印してその身分を担保保証する。
- (8) 同郷・同業者団体に属する者については、団体の長が庄長に対してその身分を担保保証する。日本臣民にも台湾居住民にもなる意志のない外来者を監督するために、同郷団体の設立を奨励する。
- (9) 警察や憲兵には、当分の間、現地人を採用してはならない（総督府の名をかたって、私利をむさぼり、日本の名誉を傷つける可能性がある）。

3. 日本の台湾統治の課題及びその解決策（第三編）

マイヤースは、「単に人民の風俗、習慣及意向等に関する材料を蒐集して最高等行政官の取捨選択に供する」と謙遜しながら、総督に対して、行政に関わるかなり突っ込んだ意見を述べている。

行政機構については、総督以下弁務署長及び分署長までを日本帝国官吏とし、それ以下、現地人は、官吏ではなく補助員として、庄長・長老・保長・甲長・族長・馬快・隣保者（一般人民）の構成とする。弁務署長・分署長⁽²⁾は、管轄区内をたびたび巡視し、庄長等から世情を理解し、その陳情を受ける役割を担う。彼らには小事件を受理判決する権限を付与するのが良い（2、3日くらいの禁固制裁等）。

日本官吏に対する注意事項はかなり詳細にわたる。これも筆者が要約して箇条書きにした。

- (1) 官吏は威厳を保つべし。人民と昵懃になると、官吏は軽蔑される。威厳がないときは侮蔑の対象となる。慰撫するために人民と親しくし、その饗応を受けるようなことは逆効果である（英國人も植民地において多くの失敗経験がある）。
- (2) 栄誉称号の授与は慎むべし。人民はこれを役得のある地位とみなす。
- (3) 土語（台灣語）の習得を奨励すべし。なお、台灣語による尊称は明確に区別をすること。「大人」は総督か知事に対する呼称とし、弁務署長は「大老」、弁務分署長は「老爺」、憲兵、警察官については「先生」でよい。
- (4) 通訳の採用には注意を要する⁽³⁾。台灣では、清朝治下においても方言による言語不通の問題があり、清朝の官吏は通訳を連れてきて官庁の属吏とした。その多くはそのまま総督府に採用されているが、彼らは正式な官吏とは認められておらず、人民を収斂して生計を立てていた。通訳を通じて民情を理解しようとすればするほど、不信が生ずる。日本人は、旧役所に奉職していた者を信用する傾向がある。
- (5) 日本人の信用を得た現地人には、一般人の唾棄する土匪の巨魁もいる⁽⁴⁾。日本人の悪行に帰せられている行状の三分の二は日本人の雇った悪徒の誣告、証言による。

土地所有制度、相続制度、裁判制度については、旧慣の制度が優れないとマイヤースは考えている。

土地所有制度は、中国の存続を保証してきた制度であり、為政者にとっても都合がよいと指摘する。マイヤースはその特徴として、次の点を挙げている。

- (1) 政府が公用に私有地を使うときは、手数料と土地の実際価格をもって優先的に購入する権利を持つ。しかも道路、鉄道、電信等の直接の公益に必要な場合は、手数料も土地代も実際は下付することなく、収

用できる。台湾では、収用権が特に厳しく執行されている。

- (2) 建造物や収穫物は借地人の所有であり、地主は、自ら建築、耕作したものでなければ訴求権を持たない。地下資源についても、地主の絶対的所有権はなく、国は鉱山税を徴収できる。
- (3) 土地は、一族の村落の共有で、一個人の所有ではない。未成年者や婦女の土地を一族のものが占有するようなことが起こるので、清朝政府は、宗族全員の承諾がなければ一個人の地所の分配を行えないよう規定し、あくまで権利を移転しようとする時は、登記に手数料を課した。
- (4) 地所は徴税上、宅地、耕地と原野の3種に区分され、地租は、それにしたがい増減する。河川の両岸は政府の所有であり、河川の海面利用については免許が必要である。

相続制度については、次のように指摘する。中国では、自身の財産を遺言によって贈与する権利がないため、相続の問題でよく訴訟が起こる。遺書を作つて子の孝心に訴え、死後の財産分配を託することはあるが、法律上では認められていない。遺言書には宗族メンバーの署名が必要であり、遺言は公平を旨とする。

裁判訴訟については、日本の法律を導入すれば、台湾住民は感謝するはずであるが、当初においては、旧慣を重視すべきであるとする。例えば保釈制度——被疑者、被告を地域の有力者2、3名で監視する——は、世界的に適用できる方法であり、日本は現状、弁護士の有資格者を日本から呼んでいないため、現地の者（特に罷免された下級官吏など）が弁護を買って出て、不正の温床になっている。また日本の裁判官は土語を解せないため、通訳の介入によって不正がさらに増幅していると指摘する。

マイヤースは、「日本人の降臨前支那帝国主催の偶然なる退却の結果唐突にして根本的政変あり之れと同時に共和制の布告ありしにも拘らず民間に於ては日本の占領に至る迄法律公安及安寧とも依然として行はれたり是

万国中に於て独り支那人民の特長として有名なる点なり」と指摘し、台湾の自治が、度重なる政治的変化に関わらず、今でも充分に機能していると高く評価している。台湾領有初期に起こった反日活動の多くは、日本人が伝統的自治を利用できなかったために起こったものだとマイヤースは考えており、「旧政府時代に職務を執りたる眞の首長は従来日本人の目前に出て自ら其身分を申告することを躊躇せし」と、日本人はいまだに眞に信頼すべき現地の有力者に出会っていないと言う。マイヤースはさらに、地方を巡視する資格さえもらえれば、自身で詳しく調査し、各村落の完全な図面を提供し、地方首長の姓名を調べて報告できると協力を申し出ている。

四、まとめ——「台湾自治制度」をどう評価するか

マイヤースは「台湾自治制度」意見書の中で、保甲制度について詳細な分析を行っている。総督府は、この意見書が提出された後、半年を経ずして、保甲条例を発布しており（1898年8月）、また本稿で論じた意見書提出前後の経緯から見ても、総督府が彼の意見書を参考、又は利用に供したことは間違いない。しかし総督府が彼の意見を採用したかと問えば、答えは否である。理由はいくつか考えられるが、本稿で論じた総督府の政治的配慮以外に、まず、マイヤースの主張する地方自治が、名実ともに台湾人による自治であったことが挙げられる。総督府から見れば、その放任の度合いは、台湾の行政制度全般に影響するものであり、到底受け入れられるものではない。実際、総督府の実施した保甲制度は、警察機構の補助が主眼であり、それはむしろ保甲制度の本来の形——官側の統治に資するべく上から下に押し付けられたもの——に近いものであった。そして、マイヤースの主張の論拠となった、東西文明の比較を踏まえた漢民族の宗族や民生政策に対する高い評価は、近代文明を掲げて植民地に君臨する総督にとってはさらに受け入れ難いものであったろう。1899年3月、マイヤー

スは日本政府の招きで日本を訪問し、当時の駐日英國公使アーネスト・サトウに会った。サトウの日記には、同年3月24日の条に「淡水（ママ：筆者）のマイヤーズ博士（Dr. Wykeham Myers）がきた。政府が彼の意見を聞くために招聘したので。彼は首長を通じて統治する清国式の方法を採用すべきだと強く要望していた。（後略）」とある⁽⁵⁾。日本が実施した保甲制度は、彼の意にかなったものではなかったのである。

マイヤースは、医師でありながら政治的なセンスがあり、新機軸を発明して自らプランし、またそれに参画しようとするマルチで活動的な人物である。彼は、中国（清朝）と台湾について広汎な知識と人脈を持ち、前述したように、日本政府が台湾において対処すべき相手と課題のすべてに通曉していた。何より日本が台湾の植民地経営を国際的な日本の評価確立の試金石と考えていた意図をよく理解した。また、同国人（英国人）に対しても、清朝の役人⁽⁶⁾に対しても、一般民衆に対しても公平な見方をし、忌憚のない意見を述べている。マイヤースの資質を、台湾領有当初の日本人行政官たちが信頼し重要視したのは十分納得できることである。

前述したように、「台湾自治制度」は総督府によって100部印刷に付され、関係者に配布された。その施策上の具体的な提案は無視されたが、それでも、彼の現地調査にもとづく台湾社会に関する分析は、その後、明治33（1900）年から本格化する「旧慣調査」の先駆的事例として参照されたことは間違いない。惜しむらくは、「旧慣調査」をはじめ総督府の全施策を主導した民政長官後藤新平に疎まれ、マイヤースは、後藤赴任後一年、明治32年3月に顧問就任2年で解任され、一年後、台湾を去る。彼を遺留する日本人はいなかったようである。マイヤースの存在はその後、まったく歴史に埋没してしまう。

後藤新平はマイヤースを「陽に我が施政を援けつつ陰に攻撃の態度を執り跋扈跳梁を極めたりき」⁽⁷⁾とまで激しく非難したが、少なくともこれまで収集した資料から見るに、その事実はない。後藤とは同じ医師として、

むしろ共通した部分が多い。「台湾阿片取締意見」（1896年10月）は漸禁論を主張し、専売制とするといった施策面でも後藤の考えに似通っており、「マラリヤ研究に関する陳情書」（1897年11月）における病理研究所設立の提案も、後藤の施策と重なる。

後藤とマイヤースは職責上、何度か顔を合わせていたはずだが、公式な記録は残っていない。ただ、噂話のレベルであるものの、日本人宣教師の日記の中に、次のような記述がある⁽⁸⁾。

氏（マイヤース）は安平築港の事を案出して何か我総督府に建議する所あらんとして、時の民政長官後藤新平氏に面謁し、滔々とその名案奇策を陳述し始めたるに、後藤長官は始の中こそ椅子に憑りて狸寝入りをなしつゝありしが、いつしか真正の睡眠に陥り、鼾声さへも洩さるゝに至りければさしも辣腕のマイヤ氏も苦笑しつゝ長官の公室を退出したりと云ふ挿話さへも世に喧伝せられしことありき。此の取り組の特に興味あるは双方が医者であると云うことである、即ちマイヤ氏は医者のヤマシであり、後藤氏は医者の政事家であるが、其辣腕たることは世間既に定評あり、斯かる両雄の虚実を尽して互に相搏激せし光景は實に慘憺たりしならん、併し角力は大闘と小結と程の差異にて、マイヤ氏の大敗に帰せしは是非もなき次第なりき。

著者細川瀬の経歴から見て、この話は親しくしていた英國長老教会のバークレー氏から聞いたものであろう。マイヤースは前述の「台湾阿片取締意見」の中で、阿片厳禁論を主張するバークレーを批判している。同じ英國（スコットランド）人ながら、二人の立場はかなり違うので、いささか割り引いて見なければならないが、「医者のヤマシ」を野心家と解せば、確かに当たっているかもしれない。前述の「マラリヤ研究に関する陳情書」は、日本の領台後、スポンサーを失った彼の経営する病院（慕德医

院）の再建策を兼ねて、あわよくば研究所の所長に自ら就任する考えであった。また、前掲記述の中にある安平（台南）築港の提案は、日本が計画していた打狗（高雄）築港の代案であったと思われるが、マイヤースは打狗港の要地に清朝から永代借地権を得た広大な土地を所有しており、実は当時からその権利について日本政府と係争があったのである。「跋扈跳梁」とは言えないまでも、彼に総督府の権威を借りた打算的意図がなかったとは言えない。

とはいって、本稿で紹介した「台湾自治制度」は、日本領台直前の台湾社会を観察した数少ない資料の一つである。清朝政府にはそのような興味も余裕もなく、台湾民衆自身には記録を残す機会も少なかった。第三者の残した記録としては、他に宣教師等台湾在住の外国人の手記があるが、台湾社会を制度面から意図的に調査、分析したのはマイヤースだけであろう。その意味でこの意見書は、当時の台湾事情を知る第一級の資料だと言ってよい。また、マイヤースの手になる他の意見書についても、マイヤースその人についても、今後の研究の広がりを期待したい。本稿がその契機となることを切望する。

《注》

- (1) 「日本の台湾統治に関わった英国人—台湾総督府顧問マイヤースの事例」
『平成 26 年度 拓殖大学国際協力研究機構 活動報告書』(拓殖大学国際協力研究機構, 2015 年 7 月 24 日)
- (2) 当初の地方仮官制（1895 年）では、県に知事、書記官、警察長、参事官等の職員を置いた（書記官は内務部長、警察長は警察部長）が、第 3 代総督乃木希典は、1896 年 10 月着任後、地方制度を改正し、この意見書が提出された時点では、県・庁の下に弁務署が設けられ、行政系統は総督府—県・庁—弁務署の三層となっており、実質的には弁務署が直接総督府の事業を実施するスタイルとなっていた。
- (3) マイヤースは 1895 年に樺山大将に面会した際、清朝の役人は、属吏も含めて捕虜扱いにすべきだと提言したという。
- (4) ここでマイヤースは辜顯榮を名指しして「其表面上は商人なるも其実強

盜部類の一人にして此頃其真実を發覚せしに至りては之が採用者も一驚喫したるならん」と酷評している。

- (5) 『アーネスト・サトウ公使日記Ⅱ』長岡祥三訳、新人物往来社、1991年1月
- (6) マイヤースは、抗日軍の総帥であった劉永福が、よく旧制度を利用して、秩序、規律を保ったこと、頑迷粗暴で有名な広東人も兵卒となって、その保護を受けるようになったこと、公平、厳格で、人民の中に深く立ち入って干渉するようなことをしなかったことを挙げて、中国帝国では歴史上稀な好成績を挙げたと評価した。
- (7) 『台湾日日新報』大正4(1915)年6月17日男爵後藤新平述「台湾統治の根本方針」
- (8) 細川瀬著『渡臺日記』昭和2年6月25日

〈論 文〉

西洋人居留地から日本植民地への 移行期における台湾の 打狗（高雄）築港に関する研究

陳 雲 蓮

要 旨

1858年、清朝中国政府とイギリスとの間に締結された「天津条約」により、打狗（今日の高雄）を含めた台湾の三港が西洋人に開港された。その後、主としてイギリス人が打狗港で都市開発を行い、西洋人居留地を造成した。ついで、1894-95年の日清戦争後、清朝中国政府が日本と「下関条約」を締結し、台湾が日本政府の植民地となった。それ以降、日本が本格的に打狗港の築港に着手した。その結果、近代の打狗港には、イギリス人が中心となって造成した港と日本人が造った港という、二つの歴然と異なる港湾空間が生まれた。この歴史的背景が、今日の高雄港の基礎となった打狗港の空間を分析する上で重要な視点となる。

以上を踏まえ、本論は、1850年代から1910年代までの打狗港の築港過程を究明し、その上で同港の空間特性を解明することを目的とする。

キーワード：築港、西洋人居留地時代、日本植民地時代、水面の利権、港
空間

1 研究の背景と目的

1858年、清朝中国とイギリス、ロシア、アメリカ、フランスの4国と

のあいだに結ばれた「天津条約」により、打狗、淡水は、西洋人居留地として開港された。1895年、日清戦争後、日清両政府が結んだ「下関講和条約」により、台湾は清朝政府から日本に割譲されたため、西洋人居留地も日本政府の管轄下に置かれた。その結果、西洋人居留地と日本植民地時代に建設された都市、港およびその中の建築物が、明らかに異なる特性を示している。それは、現在の台湾の港湾都市の空間を分析する上で重要なポイントになると考えられる。本稿の研究対象となる打狗の港と市街地も、本来の打狗山を中心としたイギリス領事館、領事住宅とその背後に広がる日本統治時代の市街地により構成されている。2016年11月、筆者による現地調査により、今日においても、この二つの港空間が、それぞれ異なる景観を呈し、良好な状態で保存されていることが確認された。

高雄港を含めた日本植民地の港湾造成にかんする実証的研究⁽¹⁾は、いくつかみられる。例えば、井上（2011）は、台湾総督府における港湾経営政策により、港湾行政が基隆港と高雄港の二港に集中していった過程を究明した⁽²⁾。しかし、西洋人居留地から日本植民地への移行期における港湾建設に関する研究は、管見ではまだなされていない。

実際には、1858年の「天津条約」の締結以降、打狗、淡水、安平の三港は西洋人の居留地として都市開発が許可されており、欧米人、とりわけイギリス人、スペイン人の土地、港に対する既得権がすでに確立されていた。新植民地開発を急ぐ日本政府にとっては、それらの既得権の回収がまさに急務となった。しかしながら、欧米諸国の政府や民間人、商会は自らの既得権を簡単に手放したくないため、日本政府、台湾総督府および福州日本領事館との外交交渉に臨んだ。

当該分野の研究状況および歴史的背景を踏まえ、本稿は、まず、東アジア沿海部の開港場における港、水面、土地に関する諸問題を整理しつつ、清朝中国、明治期の日本、およびイギリス政府における港の海面、水面と土地に関する政策の違いを解明したい。この作業により、東アジアの港で

の各国政府による紛争の根源的な原因を突き止め、日本政府がなぜ打狗港に在住のイギリス人マイヤースとの交渉を急いだのかが明確になると見える。

ついで、1895年以前の西洋人による打狗港の整備、イギリス領事館とその周辺の港空間、および当時の中国と台湾で大きな影響力を持ったマイヤースの土地、建物、海面に関わる既得権の実態を同港の空間分析を通して解明する。その上で、日本政府がいかにしてマイヤースとの直接交渉により、港に関わる各種の利権問題を解決し、のちの高雄港の整備に着手していったのかを分析する。この水際でのせめぎ合いは、高雄港が近代的な港に向けて発展する第一歩と見なされる。

最後に、西洋人、主にイギリス人が整備した諸施設の空間特性を分析しつつ、日本人による打狗港の築港過程を究明し、造成された港に存在する二つの水辺空間の特性を明らかにする。さらに、近代における西洋人による貿易港の建設理念と日本人による植民地港湾の建設、経営理念の違いを探る。それにより、本稿は、筆者による近代上海の都市形成史研究に続き、近代、東アジア沿海部の港湾形成の一端を明らかにするものになると見える。

2 東アジアの開港場における海面・水面の所有権、使用権の諸問題

本節では、打狗築港について論じる前に、まず、東アジアの開港場における海面、水面の所有権と使用権の問題を整理しておきたい。

1842-43年の第一次アヘン戦争において清朝中国がイギリスに敗北した結果、両政府が締結した「南京条約」に基づき、中国沿岸部の五港（上海、寧波、福州、廈門、広東）が対外貿易のため、西洋諸国に開放され、租界（居留地、以下居留地と呼ぶ）が設立された。これが、中国、韓国、日本を含めた東アジア地域の沿岸部における「開港場」という新しい都市

が出現したきっかけとなった。ついで、1854年に開国した日本も、幕府が横浜、長崎、函館、神戸、大阪、東京を開港し、それらの港には西洋人居留地が建設されるようになった。

開港場で港湾施設、商館、住宅、娯楽施設を建設する西洋人らにとつて、開港場の土地のみならず、かれらの土地建物が面する海面、水面の所有権と使用権の獲得が必須の作業となった。海面と水面の問題を解決しない限り、遙々西洋から航海してきた船の停泊所、荷揚げ・荷下ろし場、ドックの建設場所を確保できないためである。16世紀から、ヨーロッパ列強、とりわけイギリスとスペインは、豊富な海洋知識と技術を蓄積してきた。その反面、19世紀初頭から20世紀初頭まで、清朝中国と明治日本政府は、いずれも海面と水面の所有権や使用権問題の適切な処理に悩まされていた。

以下、最初は西洋人の開港場として開発され、日清戦争後に日本の植民地となった台湾の港の海面問題を分析する前に、清朝中国政府と明治日本政府による当該問題の処理に関する政策の相違点を解明したい。

2-1 清朝中国政府の政策

五港開港を決めた中英間の「南京条約」には開港場の都市建設に関する具体的な条項は見当たらない。しかし、1845年、上海のイギリス居留地を正式に作ろうとした際、上海政府の地方長官である道台・宮慕久と初代イギリス上海領事のバルファ将軍が協議し、土地章程（Land Regulations）を作成した。この土地章程は、のちに中国の沿岸部、台湾と日本の開港場の官僚たちにも参照され、当地の情況に合わせながら、部分的に応用されるようになった⁽³⁾。

土地章程には、外国人が中国人から土地を借りる際の手順と土地代、中国人墓地の管理、居留地の新道路建設、西洋人の生活環境の整備などの項目が含まれている。港における水面の使用に関する条項は見当たらない

が、借地に関する条項、埠頭、桟橋の設置方法は、清朝の官僚が西洋人に与えた水面の使用許可と見なされる。以下、一例を取り上げる。

史料1「1845年土地章程」 第二条（部分抜粋）

…なおかつ、所有権に関する紛争を避けるため、商人の土地が面する（黄浦江の）埠頭はその商人専用で、それ以外の船の停泊は禁止。海關の巡査船は常時検査に入る。更に、個人所有の埠頭において、商人によるドアの設置も可能である。

上記土地章程の第二条の内容から見ると、外国人商人の土地が面する水面、その水面の上におかれる埠頭は、商人の個人所有の物件であり、他人の船は無断で当該領域内に入ってはならないことが読み取れる。さらに、個人所有の物件であることを強調するかのように、埠頭におけるドアの設置も提案されている。すなわち、黄浦江沿いの土地とそれに面する水面が、ともに個々の外国人商人に貸し出されたのである。

ついで、同じ土地章程の第三条においては、公共道路（Public Road）が黄浦江に出る所の灘の部分に、公共用の埠頭（Public Wharf）を作ると規定していた⁽⁴⁾。

言わば、清朝政府は、港に面する土地を外国人に貸すと同時に、外国人による水面の使用権も暗黙のうちに認めた。これは、清朝政府のみの考え方ではなく、後述するように、台湾においても、一般の庶民は、自分の土地が面する水面を私有の「土地の一部分」と考えていた。この規定は、西洋人によって、中国のほかの開港場においても応用された。それが、土地と水面を切り離して考える日本人と土地・水面が一体であるという中国人の常識を踏襲する西洋人のあいだにおける衝突の根本的な原因となった。

2-2 明治日本政府の政策とイギリス人の対応

明治政府の国内の港湾政策は、台湾植民地においても実行された。本節では、神戸港におけるイギリス製鉄会社の桟橋整備の際に生じた水面の境界線と所有権問題、およびそれに対応した日本政府の行動を分析する。これによって、日本政府による国内の開港場における海面開発権の回収過程の一端がうかがえる⁽⁵⁾。

1869年5月25日、イギリス系製鉄所に勤めるイギリス人ハルトは、兵庫県知事伊藤から神戸港の西岸に当たる海沿いの土地を借りた。当該地の面する海面は、南北の長さが300フィート(90.9メートル)、東西の幅が120フィート(36.36メートル)であり、総面積は1,000坪にのぼる。ハルトが残した記録には、「且引潮之標識其地所並正面之港ニオイテ荷揚場ヲ築ク利ヲ持ツ」⁽⁶⁾とある。

1888年、ハルトは、製鉄所前面の水面において、大干潮の際でも水深16尺(4.85メートル)に達する場所の海面に至る、長さ180尺(54.54メートル)の大桟橋を建設した。

この出来事は、明治日本政府にとって寝耳に水であった。兵庫県の主張では、引き潮の標識はあくまでも借地の境界線として設定したが、海面上に桟橋を建設する権利は与えていないはずであった。このため、当該行為はハルトによる日本領海の侵害であると日本の外務省に報告し、すぐさま、イギリス領事館にも抗議文を入れた。

外務省はハルトの書いた英文原文を調査し、争いの焦点となった水際、干潮と満潮の間の水面と土地、およびウアーフエージ(Wharfage)とハーバー・フロンテージ(Harbor Frontage)に関する文言⁽⁷⁾を詳細に検証した。外務省は、兵庫県の伊藤知事はあくまでも干潮点を境界線として土地をハルトに貸し、水際における桟橋建設の特権、及び干潮点から満潮点までの土地・水面使用権を与えていないと解釈したうえで、ハルトの行

為は不法であると「やや強引に」結論を付け、桟橋を強制的に撤去させた⁽⁸⁾。

実際、明治日本政府が懸念していたのは、個々の外国人が自主的に開港場の港で桟橋やほかの港湾施設を建設することになれば、日本の税関は、密輸、有害物質の出入りを防げなくなる事態に陥ってしまうことであった。港の秩序を保つために、水際における桟橋および税関検査関係の施設は、全て日本政府が設置し、外国船は港湾施設の使用料金を支払ってからでないと、入港、出港できないと決められた⁽⁹⁾。その結果、外国人による地所前面の水面の無断占有が明白に禁じられるようになった。

神戸港に限らず、1880年代、長崎港、横浜港においても外国人の水面無断使用の実態を日本政府は強制的に阻止した⁽¹⁰⁾。こうした日本国内での実務経験は、台湾植民地においても生かされるはずであった。しかし、前掲の清朝政府の政策とはまったく違うため、台湾においては、西洋人と日本人との間の衝突がもはや避けられなくなった。

3 打狗開港場の空間と諸問題

3-1 打狗港の空間構成

打狗は、台湾島の南部に位置し、港の正面に当たる西側は東シナ海（台湾海峡）に面し、その対岸は広東省、福建省である。打狗港は、四面を陸地に囲まれ、湖のような入り江となっている。港の入口は、南北方向に長く延びる打狗山（標高 264 メートル）と旗後島（標高 126 メートル）との間が開けた幅 250 尺（約 75 メートル）の海面（図 1）である。このため、外洋からの台風や暴風による打撃を受けないという優れた自然条件を持つ。港の安全を図るため、それぞれの山頂には基礎が五角形の砲台 3 基、燈台 1 基が作られた。砲台は、外洋から打狗港に入ってくる船舶を見下ろし、監視するような高台の位置に据えられていた。なお、港の周辺は、浅



図1 1895年日本海軍水路局測量打狗港実測地図の一部分（日本国会図書館所蔵）



写真1 1893年打狗港の様子
(高雄歴史博物館所蔵)

瀬と山林に被われ、林業、漁業、養殖業の発展に有利な場所であったと見られる（写真1）。

後述する通り、打狗山側において、麓に広がる西洋人市街地は、1858年天津条約の締結後、本来の沼地を埋め立てて、新たに造成されたものである。そこには、イギリス領事館、清朝政府の海關（税關。以下海關と称する）とその後ろの倉庫群、漢人の住居、港長局、BAIN & Co.、陸揚地の存在が確認できる。海關の後ろ側には、広大な海關稅務司の住宅敷地が広がっている。その東側の一番奥に、ドイツ領事館の存在も確認できる。イギリス領事の住居は、打狗山の山頂に建てられた。外敵の襲来を防ぐための砲台も、打狗山の脇にある小島に聳えていた。さらに、1880年、イギリス領事館と領事邸宅の間に位置する坂に外国人墓地が作られた。

次に、その反対側の旗後島側を見る。旗後島の麓から東方向へ 1,218.08 尺（約 402 メートル）ほど伸びる漢人の市街地が描かれている。漢人の居住地と市場の間に、TAIT & CO.、海關と銀行、BOYD & Co. と倉庫が存在する（図1）。上記西洋人の施設群は、いずれも、6～10 フィート（1.83～3.048 メートル）の、打狗港における

水深の比較的深いところに面して建っていた

以上より、1895年まで、西洋人居留地の港として機能していた打狗港には、大規模な西洋人住宅地は開発されないものの、領事館員、商人、医者、海關職員、港長といった居留地社会の構成員たちの居住施設、商会兼住居、倉庫、教会、病院、墓地が完備されていたと見られる。それらの居住者にとって、この打狗港の一角に集中している施設群は、山や海に囲まれ、台南で貿易かつ生活する上で十分に快適な環境を成していたであろう。

3-2 土地、水面をめぐる台湾漢人とイギリス人マイヤースの衝突

旗後山側は清朝中国の管轄範囲であった。具体的に見ると、旗後山の麓には、海關監督（清朝の外国人官僚）の官舎と清朝の物品税を徴収する徵稅所にあたる釐金局が設けられた。その背後には、旧来の漢人の村落「旗後莊」があった。漢人村落の全貌を知る詳細な住宅地地図や古写真がないため、ここでは台湾民政局が1897（明治30）年に作成した旗後莊大竹里の簡単な敷地図（図2、3）を参照しながら、旗後山側の土地と水面の関係性を明らかにしていきたい。

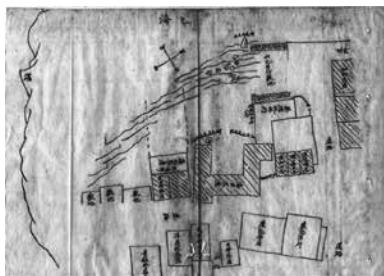


図2 1897年旗後莊の藩姓家屋周辺の敷地と海面



図3 1897年旗後莊の黃姓家屋周辺の敷地、海面とマイヤースの土地建物図

（いずれも台湾中央研究院台湾史研究所所蔵台湾總督府公文類纂より抜粋）

旗後山側の沿岸の大部分は、藩姓と黄姓の村民の敷地に占められ、それらの周辺には陳姓の比較的狭い敷地も存在する。さらに、漢人の敷地の周辺には、西洋人の慶記洋行、和記洋行が漢人から土地建物を借りていた（図2）。藩姓と黄姓の村民はともに、1897年、マイヤースが水面を埋立てたことで、自分たちの水面を侵害したとの理由で、マイヤースを台湾民政局に告訴した。彼らの告訴状によると、土地はほかの親戚から購入または先祖から引き継いだ財産であり、敷地の先の水面を含めて彼らの私有財産になる。

例えば、藩姓は敷地北側の海面に石垣を築造し、敷地の境界線とした。図2、図3からは、藩姓の敷地が面する水面には石が転がっている様子を確認できる。一方の黄姓も、自分の敷地は陸地と海面を含め、横（東西方向）8丈5尺（25.755メートル）、長さ（南北方向）10丈（30.3メートル）あり、1880（明治13）年に、海底から高さ3尺（0.909メートル）の石垣を築き、敷地の境界線とした。暴風や高波に破壊されたため、満潮時には見えないが、干潮時には海底に残存する石の跡が確認できると主張した。

以上のように、開港場の上海や打狗の事例を見ていくと、清朝中国においては、一般の庶民も、政府のように陸地に隣接する水面は個人の私有地と考え、同時に、水面上の建造物の建設権も主張する実態が判明した。この考えかたは、打狗港に進出してきた西洋人に踏襲されていた。以下で述べるマイヤースはその一例であるが、和記洋行も旗後山側の海面に石垣を築造し、その内側に「和記洋行敷地」と明記した（図2）。

3-3 マイヤースの土地建物と海面

西洋人居留地時代および日本植民地時代におけるマイヤースの海關付き医師としての勤務情況、打狗港のために行なった天気予報活動は有名であり、研究は少なくない。しかし、マイヤースの土地建物をめぐる諸問題の根源とその全貌はまだ明らかになっていない。ここで、ひとまず、彼が打

狗港で所有した土地建物、港の埋立て問題を整理することとしよう。

マイヤース自身によると、清朝の台南道台が発行した土地賃貸契約書（道契 Title Deeds）を法的根拠とし、マイヤースは、それらの土地を永久租借した。その道契は道台の衙門とイギリス領事館に保存されていた⁽¹¹⁾。

1895年、台湾が日本の植民地となってから、拓殖省はまず台湾における外国人の所有地と山林を調査した。マイヤースの永代借地調書は（表1）に示す通りである。マイヤースの土地は、主に旗後島の山頂に立地し、病院と住宅を中心に周辺の山林を所有し、438番地から444番地まで、面積は5,500坪にもものぼる。438番地には、石と煉瓦造の「望台」、すなわち海、山や市街地を見渡すための「物見台」、439番地と440番地には石と煉瓦造で台湾瓦葺きの病院と住宅が建設された。それらの建造物は、旗後島の山林に囲まれていたと考えられる。

日本側の永代借地調書（表1）からも分かるように、日本側はマイヤー

表1 マイヤース永代借地調書

マイヤース永代借地調書						
所在地	地番	地目	甲数	換算坪数	単価(円)	価格(円)
臺南廳大竹里打狗 土名 石旗後	四三八	山林	0.3381	1,138.69	1,233	1,404,0050
"	四三九	建物敷地	0.1351	396.38	"	448,7400
"	四四〇	山林	0.0245	71.88	"	88,6280
"	四四一	"	0.3206	940.64	"	1,159,8090
"	四四二	"	0.1775	520.79	"	642,1340
"	四四四	"	0.8461	2,482.46	"	5,060,6730
		計	1.8919	5,550.84	"	6,844,1890
同地上物件						
所在地	地番	名称	構造	数量	単価(円)	価格(円)
臺南廳大竹里打狗 土名 石旗後	四三八	望臺	石、煉瓦、混造	25坪777	2111	54,1320
	四三九	家屋	石及び煉瓦造 屋根台溝瓦葺	17坪	10,000	170,0000
	四四〇	家屋	石、煉瓦、混造 屋根モルソイド	38坪	12,000	456,0000
		計				680,1320
	合計					7,524,3210

出典：国立公文書館アジア歴史史料センター所蔵、請求記号：3-2676

スの土地と山林の所有を認めていたが、島の周辺を囲む水面の所有権と使用権は認めていない。しかし、マイヤースの言い分では、「イギリス人は打狗居留地の全体を自由に使用できる。イギリス人は最初から水面を埋立て、イギリス領事館と住宅を除き、麓にある施設は、全部水面を埋めて、その埋め立て地の上に建てられた」⁽¹²⁾。そのため、自分も所有地周辺の水面を所有すると主張し、それは「疑いもなく中国の規則にのっとる」と日本側に反発した⁽¹³⁾。マイヤースは、「1895年から1907年の12年間において、土地と水面両方の特権を享有していたのに、なぜ日本政府はいきなり水面の所有権を認めなくなっているのか」と疑問の声を上げた。

これが日本政府および台湾総督府と西洋人のマイヤースとの土地建物を廻る争いの発端であった。次節では日本政府の実際の対応策、および両者の衝突の詳細について検討する。

3-4 土地と海面をめぐるマイヤースと日本政府、台湾総督府との交渉

3-4-1 問題の所在

1895年以降、日本政府は早速、台湾島における旧来の開港場に存在する外国人の土地建物の処理に当たった。台湾が日本の植民地になったとはいえ、外国人の土地建物を強制的に回収することは、諸外国を敵側に回す結果になりかねないため、1896（明治29）年10月、拓殖務大臣高島鞆之助は、台湾総督府に「民総第一一二九号」という指令を出した⁽¹⁴⁾。

史料2 「民総第一一二九号」（抜粋）

目今ノ勢ニテハ将来トモ土民等外国人ト相對ニテ土地ノ売買若ハ貸借ノ約定ヲ為スモノ可有之ト存候處右ニ對スル本府ノ方針ハ 第一相對
貸借ヲ許スモ其売買ヲ許サス 第二開港市場外ニ於テハ貸借ヲ許サス
第三開港市場内虽モ貸金抵當流ノ併土地ノ使用ヲ許サス 必ス改メテ
貸借ノ手続ヲ為サシムル等ノ内規ヲ設ケ取扱來リ候 共貸借年限ニ至

テハ未タ 何等ノ制限ヲ相設ケ不申候（下線は筆者による）

すなわち、同指令に示される第一条と第二条では、日本政府は台湾島の開港場（打狗、安平、淡水）内に限り、外国人と本来の台湾住民との間の土地賃貸を許可しているが、土地の売買を禁止する。第三条では、「貸金抵当」の形で、外国人が土地賃貸の手続を踏まずに、住民の土地を使用することは原則的に禁じられる。土地賃貸の期間は、同時点ではまだ設定されていなかった。この告知のあと、1900（明治33）年、台湾総督府は外国人の土地建物を管理するため、イギリス領事館やほかの外国領事館に登録されていた道契原本のコピーを台湾総督府に保管するようにした⁽¹⁵⁾。

しかし、マイヤースの問題はいさか複雑であった。マイヤースは、自分の権利は旗後島の土地建物と山林だけではなく、それら周辺の水面まで及んでいると主張し続けていたからである。台湾総督府は、日本国内の開港場で生じた土地と水面の紛争問題を処理したように、打狗におけるマイヤースの土地建物の使用権を認めるが、水面は公共用のため、マイヤース個人所有のものではないとの姿勢を固持していた⁽¹⁶⁾。

3-4-2 交渉過程と落着

1907年、マイヤースは台湾総督府に長文の *Memorandum Re Lease In Perpetuity Held by Dr. W. Wykeham Myers REPLY TO ABOVE BY AFORESAID LEASSEE* を提出した。日本政府が、まだ居留地の歴史を理解していないようなニュアンスで、マイヤースは各主題に沿い、段落を分け、清朝中国における外国人居留地設置の歴史と制度、台湾の淡水、打狗、安平が開港場として外国人に開かれた経緯、打狗港と淡水港において海や河を埋め立てて市街地を造成した過程を回顧しながら、打狗港における彼自身の水面所有権の正当性を立証した（史料3）。

史料3 *Memorandum Re Lease In Perpetuity Held by Dr. W. Wykeham Myers REPLY TO ABOVE BY AFORESAID LEASSEE* (一部抜粋)

領事スウィンホー (Swinhoe) がはじめて打狗港に到着したとき、浅瀬の南側の境界線を成した狭い部分を除き、浅瀬を含めた地区全体が外国人の使用に割り当てられた。二人の外国人商人は、そこで商会をつくったが、廃船に住んでいた。その後、この浅瀬部分の正式な道契が発行され、外国人に割り当てられた地区も外国人自身の便宜により、埋めてられ、住宅や事務室を建設するようになった。イギリス領事館、住宅が山頂に建てられたことを除き、打狗居留地全体は、私が主張したように、埋め立てられた浅瀬の上に造成された。現在の領事館、警察室と住宅と刑務所は、彼らに割り当てられた浅瀬を埋立て、その上に建てられたものである。

つまり、山地、浅瀬の多い打狗港では、外国人は浅瀬や海面を埋立て、建物を建設することが清朝中国に法的に認められていたことから、海面の占有は台湾総督府の法律に触れることはないと主張した。

最後に、マイヤースは、自分の土地の価値は日々上昇しており、これは主に土地が面する水面に関わっていると結論付け、日本政府がもし適当な値段で購入してくれるなら、売却も積極的に検討すると伝えた。

その後、高齢となったマイヤースの健康状態の悪化や彼自身の台湾を離れ、イギリスに帰国したいという強い願望により、台湾総督府とマイヤースの交渉は、主に土地と水面を含めた値段の交渉が中心となっていった。結果的に、1920年3月、水面を含めず、土地のみで15,000円と主張するマイヤースが、最終的に台湾総督府と妥協せざるを得なくなり、表1で見積もられた7,500円で土地借地権の売買が成立した。

しかし、水面所有権の解決はついに見られなかった。1901年、マイヤー

スが台湾対岸の福建省で亡くなったため、水面をめぐる問題が決着しないまま、台湾総督府は公共用の水面として扱うようになったと推測される。

マイヤースの土地と水面を最終的に回収したことにより、打狗山とその麓に建てられた外国人施設以外、打狗全体が台湾総督府の管轄下に収められ、港整備と開発の前提条件が整ったと言えよう。

以下では、打狗港におけるイギリス領事館、邸宅、外国人墓地の建設と、1895年以降、日本政府が策定した打狗築港計画について具体的に検討し、イギリス政府と日本政府による港建設の実態の相違を解明したい。

4 イギリスによる打狗港での建設過程

4-1 イギリス領事館、領事邸宅の建築と墓地

打狗港におけるイギリスの領事館と領事住宅の建設は、1873年から1877年まで、上海イギリス領事館の工務部（H. M's Office of Works）とロンドンにあるイギリス工務部（H. M's Office of Works）の協議のもとで実行された⁽¹⁷⁾。建物の最終設計はイギリス工務部が行い、平面、立面、断面図一式が、1877年7月13日付の書簡とともに打狗のイギリス領事館に送られてきた。

イギリス領事館の敷地は、打狗山の麓から山頂にまで達し、1873年、打狗駐在の初代イギリス領事スワインホーが漢人地主から購入した⁽¹⁸⁾。東側は小川、西側は漢人ソン・ケ・クオ（Sun Ke Kwa）一族の草地、南側は海岸、北側もソン・ケ・クオの草地に隣接する（図4）。南側の海岸に面して立つのは、領事館兼領事館員の宿舎であり、山頂には、領事の邸宅が建てられていた。領事館と領事の邸宅は、屈折する小径によりつなげられていた。また、領事邸宅の裏口から2本の小径が敷設され、庭園の役割を持つ打狗山全体の散歩道として使われていたと考えられる。すなわち、イギリス領事は、毎日、打狗山頂の邸宅から麓の領事館まで出勤して

いた。そして、山頂の領事邸宅からの海の眺望が素晴らしいものであったことは、現在の高雄で良好な状態に保存されているイギリス領事邸宅から確認できる。

この二つの建物の設計や建設に関する一次文献資料は現時点ではまだ見つかっていないが、下記の平面図、断面図および立面図に基づき、詳細や特徴を見ていきたい。

4-1-1 イギリス領事館

まず、打狗山麓の海岸沿いのイギリス領事館について説明する。1858年、打狗開港当初から、イギリスの工務部は、港の海岸線に沿い、護岸を築造し、護岸と領事館との間にバンド（またはパブリック・ロードと呼ぶ）を敷設した。打狗港に寄港してきた船を誘導するために、敷地の前方に旗振り（Flagstaff）の立つ場所も明記されていた（図5）。



図4 1874年8月4日作成、打狗の港、山全図



図5 1874年8月4日 イギリス領事館敷地図平面図（図中文字は筆者加筆）

（上記両図面はいずれもイギリス公文書館所蔵。）領事館敷地は赤い線で示されている。

建物本体は、敷地の海岸沿いの境界線からかなり後退したところに建てられた。構造は、平面図を分析すると、煉瓦造壁と木構造の1階建であると判断できる。正面エントランスは港に面して開かれている。南側と西側に、幅7.0 フィート（約2.13 メートル）のヴェランダが巡らされている。平面全体は、三つのレイアーより構成されている。前方は領事館員の執務空間、中央は領事館員の生活空間で、後方は刑務所（原文：Jail）であった。

前方の2室（それぞれ幅17.5 フィート [約5.33 メートル]、奥行き22.5 フィート [約6.86 メートル]）は、廊下を挟み、左側は領事オフィスと裁判を行う法廷（原文：Court Room）であり、右側は一般的のオフィスである。ヴェランダを含み、前方の執務空間と中央の生活空間は煉瓦壁により仕切られ、公共空間とプライベート空間が明確に分別されていた。

中央の生活空間は、裏庭を囲む形で配置されていた。時計回りに見ていくと、右側の手前から、倉庫とサービス・ルーム、寝室と居間（Sitting Room）が配される。さらに、その奥に、廊下を挟み、もう一つのバスルーム付きの寝室と居間が配置されていた。そして、トイレは、裏庭の東側の一番奥の角に置かれていた。

生活空間の中央に設けられる通路を通り抜けると、まず、ホールに出る。後方の刑務所棟は、そのホールに面し、犯人収容の刑務所が三つ（幅2.44 メートル）、倉庫およびトイレが配されている。刑務所の外側は、石炭の貯蔵ヤードである。

以上より、打狗イギリス領事館の平面を詳細に分析した結果、当時の領事館は、貿易事務のみならず、台湾や中国沿岸部の居留地で治外法権⁽¹⁹⁾を駆使し、自国民に対して領事館内の法廷で裁判を行い、犯人を収監する機能を持っていたことが明確になった。このように、領事館員執務室、住宅、法廷と刑務所が領事館の敷地内に含まれている実態は、同時期の上海、寧波の領事館建築からも確認できる。実際に、1876年9月11日、打

狗イギリス領事館の設立を議論した際に、上海イギリス領事館の工務部は、領事邸宅、領事館員執務室、法廷および刑務所の建設を提案している⁽²⁰⁾。

4-2 イギリス領事邸宅

4-2-1 平面

打狗山麓の領事館敷地の裏側にある山頂に通じる小径を登っていくと、領事の邸宅に到達する。山頂からの打狗港の外港の眺めを重視するため、建物全体は、東西方向の間口が狭く、南北方向の奥行きが深く設計されている。一つが幅 8 フィート（約 2.44 メートル）のヴェランダは、東側に 40.2 フィート（約 12.25 メートル）、南側に 78.0 フィート（約 23.77 メートル）、および西側に 87.8 フィート（約 26.76 メートル）めぐらされている。それぞれのヴェランダには、列柱が等間隔に立てられていた。例えば、東側のヴェランダの列柱は、8.5 フィート（約 2.59 メートル）間隔、エントランスのある南側のヴェランダ列柱は、9.6 フィート（2.93 メートル）間隔で、外港を一望できる西側のヴェランダは、8.78 フィート（2.68 メートル）間隔で立てられている。

領事邸宅の敷地は、高低差があり、表の南側から奥の北側へと徐々に傾斜していく。そのため、表側は 1 階建で、裏側はベースメントと 1 階の総 1 階半建てになる。主屋の裏側には、苦力（クーリー）と炊事係の部屋、及びキッチンが含まれる附属屋が見られる（図 6）。

主屋の平面は、基本的に麓に建てられた領事館の平面と同様である。南側のエントランスの階段を上がっていいくと、中央のホールに出る。そのホールの左側に、居間（Drawing Room）、右側にはダイニング・ルームがある。ダイニング・ルームのすぐ後ろ側は貯蔵室とサービス・ルームがあった。サービス・ルームは、使用人らがダイニング・ルームに食事などを用意し、運ぶための専用スペースだと考えられる。居間の後ろ側には、

順番に三つの寝室が配置され、一つの寝室に一つの専用バスルームが備えられている。

ベースメントと附属屋の床の高さは高低差があり、両者は階段によりつなげられている。両者の平面図が一枚の図面に書かれている。主屋の後ろ側に位置する二つの寝室の真下には、半地下のベースメントが設けられた。ベースメントの壁の仕切りは上の主屋の壁と同様である。左側の部屋は燃料の貯蔵室、その隣の部屋は使用人室で、右側の部屋（2室）は、オフィスまたは空き部屋と記されている。ベースメントから何段かの階段を登ると、附属屋のヤードに出る。そのヤードに面し、クーリー部屋、炊事係の部屋とキッチンが立ち並ぶ。

以上の平面分析により、領事の邸宅は、それほど大規模な邸宅ではないものの、周辺の自然環境を取り入れながら、領事とその家族および使用人の部屋が完備されていたとみられる。

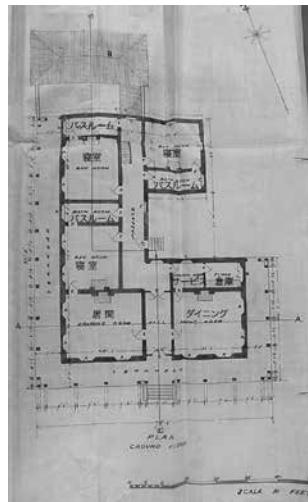


図6 1877年7月13日 打狗イギリス領事邸宅の1階平面（イギリス公文書館所蔵）

4-2-2 構造と立面

イギリス領事館の構造は、煉瓦壁と鉄製の柱である。東西方向と南北方向の断面図をみると、鉄製の柱が、直接、打狗山の岩盤から立ち上がり、天井まで達していることがわかる。岩盤から1階の床下までの高さは図面上に明記されていないが、主屋の個室の天井高は、33.6 フィート（10.24 メートル）である。山地が生じる湿気を避けるため、床下の東で床を支え、外壁には通気口が開けられている。さらに、居間、ダイニング・ルーム



写真2 打狗イギリス領事宅東側立面
2016年11月23日 筆者撮影



写真3 打狗イギリス領事宅南側
(住宅正面入口) 立面
2016年11月23日 筆者撮影

ム、および二つの寝室の壁に作られた暖炉の4本の煙突が、屋根に突き出ている（断面A-A'）。屋根裏はキングポスト型のトラス構造が用いられる。

特筆できる立面の意匠は、南側の正面（Front Elevation）および東側の外観である。設計図に描かれる外観は、いずれも三つの主な要素により構成されている。すなわち、ベースメント、メインの部屋部分と屋根である。

ヴェランダに立ち並ぶ列柱、およびその軒下に設置されている一面の日除け木製ルーバーが外観の主な装飾になる。しかし、実際の北立面（写真2）と東立面（写真3）を見ると、軒下に木製のルーバーが設置されておらず、そのかわりに、レンガ造のアーチ形の列柱が廊下に立ち並んでいた。さらに、東側のベースメントにも採光、通気の工夫が施されている。例えば、窓が開く壁面にはアーチ形の列柱を設け、通風口を開けていた（写真3）。

4-3 外国人墓地

最後に、1860年代に整備された外国人墓地について説明する。

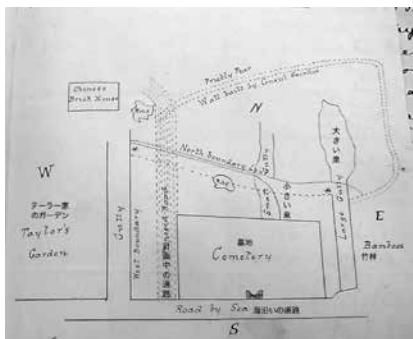


図7 1879年西洋人墓地改造図



図8 1911年西洋人墓地測量地図

（いずれもイギリス公文書館所蔵）

墓地は、イギリス領事館敷地の東側に位置し、東側の入り口は海沿いの道路に面して開いている。墓地自体の西側、東側および北側は、大小の峡谷（gully）に囲まれている。北側は、初代イギリス領事スワインホーにより外壁が建てられ、おそらく侵入者防止のため、その外壁沿いに仙人掌（原文：Prickly Peary）が植えられていた。西側はテーラーというイギリス人の私有庭園、東側は竹藪であった（図7）。

1880年12月24日付の上海イギリス領事館工務部から打狗領事館への書簡によると、墓地利用者の便宜を図るために、西側に空いた土地に、墓地から山頂の泉付近まで新道路を整備し、打狗イギリス領事館道路委員会が良好な状態を維持すると決められた（図8）。

以上より、外国人墓地は海、峡谷などの自然要素、および個人の庭園や竹藪に囲まれ、豊かな環境にあったことが明確になった。

1895年、日清戦争によって台湾が日本の植民地となり、打狗港の整備は決定的に異なる局面を迎えた。次節では、日本政府による打狗築港の実態とその結果について検証する。

5 日本による打狗（高雄）築港

5-1 築港経緯と概要

1899（明治 32）年 9 月、台湾総督府の民政長官を務めた後藤新平が台南視察の際に、打狗港の実測調査が必要であると提起した。その後、台湾総督府は、調査費 7,800 円を支出し、打狗港の地形、深浅、潮流、気象、波力、海底土砂移動の状況を調査した。調査自体は、1900 年 6 月に終了した⁽²¹⁾。以下、『打狗築港』より打狗の内港と外港の全体状況を記録した文章を抽出し、「打狗港全図」を参照して、同港のユニークな特徴を示す。

史料 4 『打狗築港』より抜粋

打狗灣ハ幅平均八百間長三里西北ヨリ東南ニ亘ル湖状ノ入江ニシテ西南一帯ハ灣ニ沿ウテ幅約百間ノ砂岬蜿蜒トシテ連リ以テ外洋ト隔絶ス其西北端ハ丘陵両岸ヨリ逼リテ一小海峡ヲナシ僅カニ外洋ニ接ス之ヲ港口ト云フ、灣内水極メテ浅ク其大部ハ干潮面以下一、二尺ニ過キス唯港口附近ノ水面約二萬坪ハ九尺以上ノ水深ヲ有シ小蒸氣船、戎克船等ヲ碇舶セシムルコトヲ得之レヲ打狗港ト稱シタリ

上記の文献によると、台湾総督府が打狗内港の全体（図 9）を調査した結果、港口の打狗山と旗後山、東南部の丘陵、西南部の砂岬に囲まれ、幅 800 間（約 1,454.54 メートル）、長さ三里（約 11.78 キロ）の入江状の形を成し、外洋から完全に遮断されていることが判明した。しかし、港内の水深が極めて浅く、干潮面以下は 1 ~ 2 尺（0.33 ~ 0.6 メートル）しかないが、港口附近には 2 万坪以上の海面が、かろうじて 9 尺（約 2.72 メートル）以上の水深を有し、小型蒸氣船の停泊は可能である。この水深条件から、台湾総督府は、港口の附近と打狗山の麓を港湾整備の主な敷地として

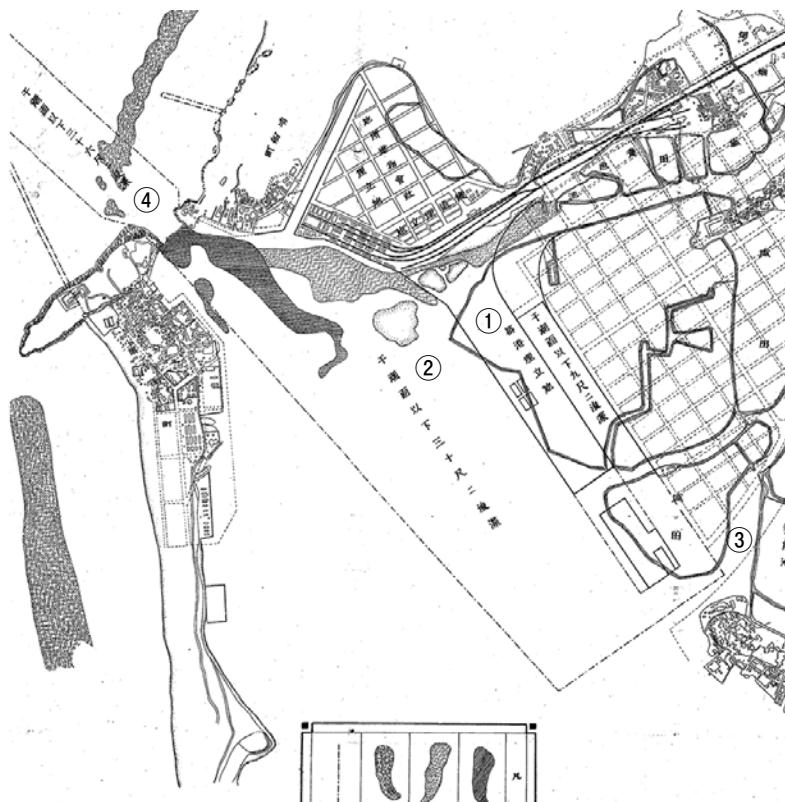


図9 1908年打狗港平面図
(臨時臺灣總督府工事部編『台湾 打狗築港』1913(大正2)年収録)

選定した。

1908年時点で、台湾総督府は、年間打狗港に出入りする貨物トン数約35万トン（実際の設計は45.35万トン）のための呑吐の水量、岸壁に3,000トン以下の船舶7艘（実際の設計は10艘）を繋ぎ留めることを想定した。それに相当する上家倉庫や水陸の連絡路を設計する計画を打ち出した。それに応じ、内港の浚渫工事、岸壁（図9①）の設計仕様、船溜り（図9

②), 港から内陸部へと通じる運河（図9③）, 港口（図9④）に介在する独立岩の除去や海底の浚渫, 港口での灯台設置を決めていた⁽²²⁾。

上記項目の詳細は『打狗築港』に記されているため, ここでは, 細かく示さない。次節では, 台湾総督府による打狗港の築港の内容と特徴を説明する。

5-2 1908年打狗（高雄）港の築港内容

「1895年日本海軍水路局測量打狗港実測地図」（図1）, 「打狗港」（明治29年, いずれも日本国会図書館所蔵）によると, 内港の水面は, 海関やイギリス領事館のための専用水面であった。その対岸の地区は, のちに「旗後町」となったが, 当時点ではまだ漢人の漁村集落であった。さらに, イギリス領事館の隣に, 海關監督の役所と釐金局があった。それら既存の施設や集落のあった場所には, 岸壁などの最低限の港湾施設が整備された。

打狗港, 旗後島および旗後町の後方に広がっていたのは, ほぼ砂地や沼地であった。このような土地が台湾総督府に選ばれ, 打狗港湾造成の敷地になった。

「打狗港平面図」には, 台湾総督府が計画する三つの陸地区画整備区域が示されている。まず, 運河, 鉄道と岸壁に囲まれる三角形の地区に関し, 当初は, その周辺部に塩田, 養魚池, 中心部に市街地を造成する予定であった。ついでに, 鉄道と打狗山の麓までは, 鉄道埋立地, 地所建物会社埋立地である。最後に, その対岸の砂岬にあたる「旗後町」と呼ばれたところには, 市街地を造成する予定であった。

浚渫の場所と深さは, 打狗山側の内港部分の全体に「干潮面以下三十尺ニ浚渫」, および外港の港口辺りに「干潮面以下三十六尺浚渫」という指令が出された。そこから掘り出された泥や土は, 沼地や低湿地の埋め立てに使われるよう計画していた⁽²³⁾。

また、内港にあるメインの岸壁は、（図9の①）の地区に設けられ、その上に建築面積3万7千坪の上家および倉庫敷地と1万5千坪の材木置き場を設けた。基礎は、均一の末口8寸、長さ21尺（約6.36メートル）の杭で海底まで到達する。杭の列の上から順番に石層（厚さ4.0尺、約1.21メートル）、コンクリート・ブロックを打つ。コンクリート・ブロック層の総高さは、37.0尺（約11.21メートル）であり、そのうち、干潮面以下の高さは30尺（約9.09メートル）になる。コンクリート・ブロック層の背面は、捨て石コンクリートの護岸石垣（図9）で、浅喫水船の荷揚場780間（約1,418.04メートル）、鉄道埋立地と連結する護岸石垣111間（約201.80メートル）が築造された。

ちなみに、岸壁に使用されたコンクリート・ブロックは、1909（明治42）年11月から、セメントを手練りして作られた。1910（明治43）年1月以降は、港に電力が供給され、打狗港に設立されたコンクリート製造所から12,099個が製造されたと記録されている。

このように、港の浚渫による航路の整備と市街地の埋め立てという「一石二鳥」の手法、大型貨物船と小型の浅喫水船の荷揚場の同時整備、港から内陸部の鳳山に直通する鉄道の敷設、運河（長さ440間・約800.8メートル、幅25間・約45.5メートル、深さ6尺・約1.82メートル）により、台湾総督府管轄下の打狗港は、半世紀前につくられた西洋人居留地とは異なり、近代的な国際港としてそのスタートを切った。

もう一つ興味深いことは、港湾や海運産業にとどまらず、台湾総督府の許可を得た浅野宗一郎が、打狗の海洋資源を活用し、養魚池を造成し、水産産業を発展させようとした点であった⁽²⁴⁾。こうした設計段階で副産業を取り入れる意図は、天津の日本居留地⁽²⁵⁾などでも見られた。

5-3 1918年の打狗港

日本海軍が実測調査して作成した地図「打狗港」に、1918年の打狗港

が記録されている（図 10）。

同地図を分析すると、岸壁、埋立地、市街地、鉄道、外港から内港へと通じる航路、運河といったインフラは、1908 年の設計梗概に準じていたことが判明する。鉄道は、内港に面するメインの岸壁まで敷設されている。その岸壁の上には上家倉庫、その横に日本側の収税官吏派出所や閔税倉庫が建てられた。その一方で、運河沿いには、養魚池や塩田は整備されていない。そのかわりに、旗後町側に浅瀬を利用した蛤養殖場が造られた（図 10）。

港湾施設、埋立地などの主な港湾基盤のほか、その中でもっとも目をひくのは、日系企業による打狗港への進出とその背後の市街地整備の進捗状況であった。

具体的には、鉄道埋立地の鉄道駅沿いに大阪商船、浅喫水船停泊場の横に台湾製糖会社の鉄工所、酒精会社、さらに打狗山の山手の奥には浅野セメントも存在していた。そのほかに打狗山の麓や旗後町周辺に、おそらく旧来の建物を活用しながら、町は整備されていったと推測できる。なかでも、鉄道埋立地の市街地整備が最も進んだ。大阪商船会社支店の周辺に新浜町、湊町と山手町、鉄道沿いの打狗山麓に山下町が表記されていた。そのほかに、旗後町の南側に「平和町」という町名が割り当てられているものの、学校を除き、住宅などはまだ見当たらない。

さらに、山手町から打狗山頂へと通じる小径に沿い、麓には浄水池、山頂には「白色ノ石垣 官舎」、および外港に向かってやや下ったところに病院が建設された。

以上のように、台湾総督府は沼地や湿地の埋め立てを必要としない打狗山の麓から市街地の整備を先行した。おそらく日本内地からの駐在員や労働者の住宅がまず確保されたと考えられる。内港の船上に立って打狗港を眺める時には、表の岸壁、倉庫、鉄道などの施設しか見えないが、その背後には確実に人々の生活が営まれていた。いわば、日本人の港湾建設によ

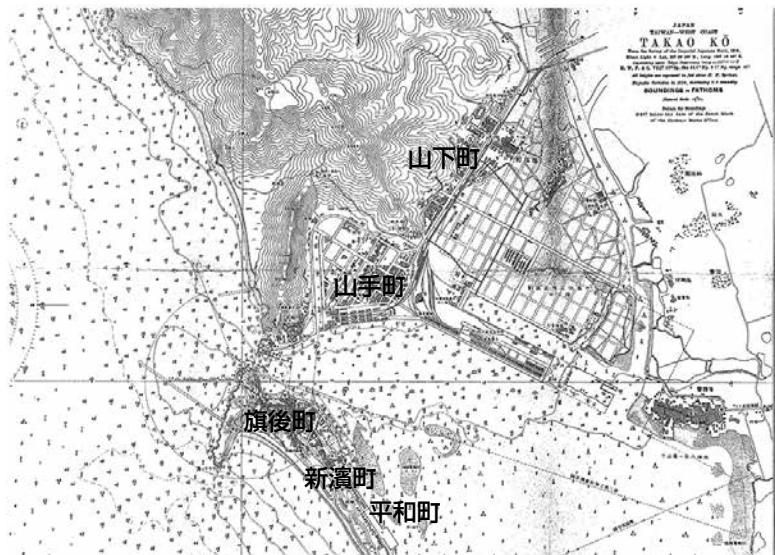


図 10 1918 年打狗港全体平面図
(同前掲資料『台湾 打狗築港』収録)

り、打狗港には、確実に「表」と「裏」の二つの特徴が現われたといえよう。

6 結論

本稿は、1860 年代から 1910 年代まで、西洋人居留地から日本植民地への移行期における台湾打狗（高雄）港の造成過程を究明した。

第 1 に、1895 年以降の日本政府による打狗港湾建設に欠かせない海面と土地の使用権の回収過程を明らかにした。まず、東アジアの開港場での事例を挙げ、上海における清朝政府による河川沿岸の土地・水面一体化政策、神戸における明治日本政府による土地と水面を分離する政策、および国や地域に関係なく、清朝政府の政策を踏襲したイギリス人による沿岸の

土地や水面の使用方法を整理した。そして、西洋人居留地がすでに形成されていた打狗港の都市空間を明確にしつつ、イギリス人マイヤースと日本政府との交渉過程に着目し、日本政府が打狗港においてマイヤースが所有していた土地と占有していた水面を回収した過程を明らかにした。それは、日本政府による台湾植民地での港湾建設の第一歩であった。

第2に、打狗港口、打狗山、旗後島を中心に建設された西洋人居留地の港湾施設、海關（税関）、領事館と総領事官邸といった一連の施設の構成を明らかにした。打狗における西洋人居留地の建物設計は、上海に駐在するイギリス外務省の工務部が担当していた。領事館の執務内容により、ほかの領事館と同様な部屋割り、たとえばオフィス、法廷、刑務所が含まれた。また、イギリス領事館員と居留民が山、水辺などの自然条件や建物を取り巻く周辺環境に配慮し、そこで貿易、生活できるような小規模な居留地を造成していった実態がわかった。

第3に、日本植民地時代に入ると、台湾総督府は、打狗港を台南における最大の貨物輸出入港として整備する意図で、内港全体の整備や市街地の造成に精力的に取り組んでいった。台湾総督府および日本の有力商人は、打狗港を単なる輸出入の港としてではなく、貿易、海運業、養殖業、および住宅地区が含まれる複合的な港湾都市として開発しようとする意図を持っていました。1890年代から、台湾総督府により造成された港湾施設と市街地は、今日の高雄港と市街地の基礎を作った。

このように、1860年代のイギリスと1890年代の日本による異なる港湾開発の手法により、打狗港には、二つの異なる都市空間が生まれた。今後の課題としては、打狗港の実際の稼動、港内における軍港の機能、及び日本人の「町」の空間の特性や日本人の居住形態に関して、さらなる調査と検討が必要である。なおかつ、近代、東アジア地域の沿岸部における打狗（高雄）港の位置付けに関しては、安平、淡水およびほかの国にあった開港場と比較しながら、分析していきたいと考える。

《注》

- (1) 吉村善臣ほか「台湾の港湾の修築について」日本港湾協会編『港湾』65(3), 日本港湾協会出版, 1988年, など
- (2) 井上敏孝「台湾総督府の港湾政策に関する一考察——基隆港・高雄港の南北一港への「集中主義」方針を中心に」『現代台湾研究第40号』台湾史研究会, 2011年9月, 51-63ページ
- (3) 上海の土地章程に置ける他の開港場での応用に関し, *Tientsin Local Land Regulations and General Regulations*, Tientsin: The Tientsin Press, 1892『在支帝國專管居留地關係雜件 天津ノ部第一卷』に収録されている, 日本外務省外交史料館所蔵, 請求記号: 3.12.2.32-8, 大山梓『旧条約下に於ける開港市開港の研究』鳳書房, 1967年, 28ページを参照。
- (4) 1845年土地章程第三条原文を参照。
- (5) 『明治廿一年神戸港東川崎町官有地ノ内在横濱英吉利國機関及製鉄會社支社借地全面海面へ造築ノ棧橋撤去一件』日本外務省外交史料館所蔵, 請求記号: 3.13.1.8
- (6) 同前掲史料
- (7) 同前掲史料。検証された英語原文: With full right of said land to lower water mark, with wharfage and Harbor Frontage to have and held the same into the said party of the said part.
- (8) 同前掲史料
- (9) 同前掲史料
- (10) 『自明治廿三年 波止場棧橋關係雜件 第一卷』外務省外交史料館所蔵, 請求記号: 3.13.1.9
- (11) *Memorandum Re Lease In Perpetuity Held by Dr. W. Wykeham Myers* 国立公文書館アジア歴史史料センター所蔵, 請求記号: 3-2676
- (12) *Ibid.*
- (13) *Ibid.*
- (14) 『臺灣地所貸借關係雜件 単卷』日本外務省外交史料館, 請求記号: 3.12.1.111
- (15) 同前掲史料 *Memorandum in re lease in perpetuity Held by Dr. W. Wykeham Myer Reply to above by Aforesaid Leassee* を参照。
- (16) 同前掲史料 *Memorandum in re lease in perpetuity Held by Dr. W. Wykeham Myer Reply to above by Aforesaid Leassee* を参照。
- (17) イギリスナショナル・アーカイブズ所蔵, 請求記号 WORKS 12-22/10
- (18) 同前掲史料

- (19) *Treaty of Tientsin* (June 26, 1858) Article XVI.

Chinese subjects who may be guilty of any criminal act towards British subjects shall be arrested and punished by the Chinese authorities according to the Laws of China. British subjects who may commit any crime in China shall be tried and punished by the Consul or other Public Functionary authorized thereto according to the Laws of Great Britain. Justice shall be equitably and impartially administered on both sides. (筆者による下線部分はイギリス当局の居留地での治外法権を示す。)

- (20) イギリス公文書館所蔵、請求記号 WORKS 12-22/10。当該史料群の中に収録されている建築図面
- (21) 臨時臺灣總督府工事部編『台湾 打狗築港』1913（大正2）年12月15日発行、2ページ。
- (22) 同前掲史料、9ページ。
- (23) 同前掲史料、13ページ。
- (24) 高雄市政府文化局編『高雄港都首部曲 哈嗎星』好読出版、2015年10月、49ページ。
- (25) 「天津日本租界設計全図」、『在支帝国居留地関係雑件 天津ノ部』（自明治二十九年至三十二年）、日本外務省外交史料館所蔵、請求記号：3.122.32.8-1

〈研究ノート〉

日本のイメージ構築と植民政策

——台湾を中心として、1900-1930年代——

ワシーリー・モロジヤコフ

要 旨

本稿は、台湾の植民開発とその広報活動を中心にして、日本の国家PRの目的、方法と成果を具体的に分析する。国家PRにおける外国人の参加・役割は本研究の眼目の一つである。

19世紀末～20世紀初めには、植民地の保有は「大国」(great power)の地位のために必要であった。すべての「列強」は海外に植民地を持っていた。そして植民政策とは、即ち「野蛮な」地方の開発・発展、「後れた」民族の近代化・教育を図ることであり、それは当時、一般的に近代文明の一つの重要な義務および使命と見られていた。

明治維新から日本は急速に総合的な近代化を進めてきた。国内の政治体制、経済、軍事、教育、社会などの改革に次いで、国際的地位の向上が政治エリートの主要な課題になった。日清戦争の勝利は新しい日本の軍事力・政治力を全世界に示したが、日本はさらに、力だけではなく、文明開化の能力を示す必要があった。

日清戦争の結果として日本は台湾を領有し、最初の植民地とした。台湾植民開発の成否が、日本の「近代性」また「文明性」の試金石になるという認識は政界に浸透しつつあった。そして、植民政策の業績は日本の国家PRの大事な一部分になった。

キーワード：日本、台湾、植民政策、近代化、広報活動

対外的に自国の明るいイメージを構築する行動「イメージ・メーキング」は、日本において150年ほど前から始まり、これまでさまざまな手法が試みられてきた。イメージはたびたび変化したが、イメージ構築には基

本的に統一の過程があり、それは現在まで続いている。1930～1940年代を除けば、海外における日本のイメージは、日本の政治エリートの意図に沿ったものとは必ずしも限らないが、おおむね良好であった。その過程の中で、日本の植民政策は、どのような役割を持ったのだろうか。

日本の国家イメージ構築は、明治維新の近代化とともにに行われてきた。西洋「強国」における自国の明るいイメージを構築するために、日本のエリートは「ソフト」な構築を採用した。つまり、「日本製」のイメージを押し付けるのではなく、外国人が自分で望ましいイメージを見つけるように仕向けていたのである。当時におけるこの望ましいイメージとは、近代的、進歩的国家のイメージであった。植民政策は、このような宣伝に役立つと考えられたのである。

台湾は、日本の植民政策・行政の実験台であり、またその成果を示すショーウィンドウとなった。傑出した行政官及び政治家であった後藤新平の民政長官在職期間（1898～1906年）は特にそうであった。政治評論家で衆議院議員でもあった竹腰与三郎（1869-1950）が、台湾のこの役割に一つの総括を行った。竹越与三郎は1900年代初期に台湾を訪問し、『台湾統治志』（1905年）を著した。後藤新平は同書の序に、「台湾統治は是れ帝国殖民史卷頭の幾頁なり其成敗得失は後面多般の神采に關す」と記している。『台湾統治志』の英訳『Japanese Rule in Formosa』は1907年にロンドンで出版されている⁽¹⁾。それは、日本植民政策の海外向け宣伝の出発点になったと結論できる。

『台湾統治志』を執筆する間、竹腰与三郎は台湾総督府の援助を受けたが、その施策に対しても若干の批判を加えている。英文翻訳のために執筆された最初の章「我が国の成功略史」から見て、著者が日本の植民政策を特に高く評価していたことは明らかである。多数のデータ・情報に基づいて竹腰与三郎が描いた日本統治の台湾観は、「成功の歴史」と植民政策批判（特に日本国内向け）に対する反論であるが、外国語で台湾の現状と日

本の植民政策を紹介、説明する最初の著作となった。同書にはまったく真実の歪曲は見られないので、史料として価値があり、対外宣伝に限定されてもよい。1996年に台北で刊行された同書の再版は、このことに論及している。

台湾の近代化における日本の成功は顕著であった。農地、森林と水源の分布図を作成し、徵税と地方管理機関を改革し、普通教育体制を打ち立てたことは、日本の国益を目的としたものではあったが、植民地時代にはそれが当然であった。台湾の衛生状況の改善は、後藤新平が個人的に自負していた成果であった。日本統治時代以前、台湾は、ペスト、コレラ及び熱帯性赤痢等が猖獗する疾病王国として有名であった。日本以前の政権も努力はしたが、これらの疾病を打ち負かすまでには至らなかった。竹越与三郎は、「社会分野の差異は、殆んど其の衛生政治の当否によりて測定せらるべしと云ふも、過言にあらず。」と書いている。

この論断には、明らかに宣伝の意味が隠されているが、当時において日本の衛生事情が、アジアの他の国・地域と一線を画していたのもまた明らかであった。後藤新平とその後任者たちは、台湾での衛生水準を本土（日本）並みに引き上げた。アメリカ人記者・政治評論家ウィリアム・チャンバーリン（William H. Chamberlin; 1897-1969年）は、日本のアジア政策をたびたび批判しているが、「清潔さと都市衛生、輸送網と伝染病根絶を目的とした衛生措置、盜賊と海賊の肅清等、確かに日本の植民に対する姿勢は中国とまったく対照的だったが、これもすべて日本人自身の利益のためであった。」と述べている⁽²⁾。

竹越与三郎著『台湾統治志』の刊行以前における、イメージ構築のための壮大な共同作業であった論集『日本人が見た日本』（1904年）には、台湾植民の成功についての一章が収録されている。この共同作業とは、親日のイギリス人記者アルフレッド・ステッド（Alfred Stead; 1877-1933）が日本の著名人に多くのテーマについて論文を依頼し、それを編集したもの

である。同著は結果として、英語による日本の総合的な紹介及び宣伝の一つとなった。ドイツ語、ロシア語の翻訳もすぐできた。

後藤新平と桂太郎（第二代軍人総督）はその中で「台湾」の章を執筆した。総督府のスタッフが文書を準備したかもしれない。桂太郎は台湾開拓プランの作成に参画した当事者であり、台湾協会の会頭であった。また、その専門学校（のちの拓殖大学）の創設者及び初代校長でもあった。ただ、彼が最も名を馳せたのは、陸軍大臣及び三度組閣に預かった内閣総理大臣としてである。

台湾植民の草創期を論じて桂太郎は、「衛生改善措置はもちろん日本行政の最初の重要な任務であった。……流行病の拡散を防ぎ、下水道の排水措置と給水問題を改善することは台湾で全く新しい改革である。……日本政府は阿片の吸食が社会の安定に密接に関わることを繰り返し提起している。この習慣を永久的に根絶するためには、執政者は複雑にして強力な執行体制を打ち立てなければならない。」と指摘している。

後藤新平の見解によれば、台湾が自己採算を実現するまで、その赤字予算に含まれる手当と債務は、経済的にも社会的にも公益活動の執行に使われている。彼は、「植民地と本土との商業往来は有益である。植民地が七年間で本土に利益をもたらすのであれば、この植民地には見込みがあると判断できる。」と述べた⁽³⁾。

アメリカ人向けの講演「植民地主義者としての日本」（1911年）を行った新渡戸稲造（1862-1933）は、台湾の開拓を主要なテーマにした。新渡戸は、明治後期から昭和初期にいたる日本の最も成功したイメージ・メーカーであり、英文で書かれたその著『武士道——日本人の魂』（1899年）によって世界的な著名人となった。

講演で新渡戸は、1895年に李鴻章が下関条約の第1回会談で日本人に言い放った警告「——台湾は日本人に問題と損失しかもたらさない。それは第一に盜賊と海賊、第二に阿片の吸食、第三に不健康な気候と流行病、

第四に原住民の首刈りの習慣である。」——に対して、第一の盜賊と海賊の問題は完全に調べ上げて対処している。第二の阿片については対策を検討して根絶する心積もりである。第三の流行病は、コレラ、天然痘、ペストとマラリアを何とか克服した。第四の原住民の問題は、日本政府が原住民に対して、野蛮な風習を改めて政府と和解し援助を受けるか、又は電流を通した金網の中で暮らすか、の選択肢を与えていた。

新渡戸稻造は、「先に贅沢と見られた植民地〔台湾〕は日本にとって必要になった。他の植民地〔の経営・開拓〕にも我等は台湾の模範に従う。」と結論づけた⁽⁴⁾。

1910～1920年、日本事情の調査に当たった欧米人は、日本側発の情報を宣伝と見なして、それよりも同胞欧米人、特に著名人や政治と関わりのない旅行家の見方を公平と考えて信じていた。日本政府等はすぐその傾向を察知して、親日外国人、少なくとも反日的でないツーリストに、日本の成功と、日本が明るく清潔な国であることを見せるためによく努力した。

何も知らない外国人に対して、ホストの望むイメージを吹き込むのは容易いことである。それは日本に限らず、イメージ構築全体の常道である。言葉が分からず、専門知識もなく、ガイド付きで観光する訪問者は、自身の目で外国を観察していると信じたが、彼らが見たり聞いたりしたのは、外国が彼らに見せ、聞かせたほんの一面にすぎない。とはいっても彼らの見聞が事実でないとは言えない。ただ、事実の全貌ではなかっただけである。ツーリストにどの程度、行動の自由が与えられていたか、またどの程度の情報が伝えられたのかにかかわらず、彼らの印象には、イメージ構築に使われた内容と形式が反映している。ただ反応の現われ方は、個々のツーリストの観察力と経験によって異なる。

日本人は、親日外国人に植民地を訪問してもらうよう努めた。チャンバーリンの印象は、植民地における警備と軍人の配備から受けた、日本本国よりも強い警戒心と猜疑心であった。植民地の強制的「安定化」の経緯

がその要因である。日本政府は、のちの革命的、反日の宣伝の普及や、海外において日本政策が批判を受ける可能性を、憂慮していた。

シャーロット・サルウェイ (Charlotte Salwey; 1860-1928 年以後) の『日本統治の島』(1913 年) は、日本の植民に関する著作で、初期の外国人の著書の中で注目された一冊である。著者はアマチュア人類学者であり、親日家で、植民政策の擁護者であった。ことに原住民に文明を伝える使命について語る時、その姿勢が顕著に表れる⁽⁵⁾。

1920 年代には、台湾は世界観光のスポットとなった。日本の総合的觀光案内である国家鉄道の公刊する英語ガイド・ブックにも「Formosa」の一章が収録されていた⁽⁶⁾。

外国人ツーリストの中でも、とりわけイギリス人作家オーウェン・ラッター (Owen Rutter; 1889-1944) と二人のアメリカ人——旅行者兼作家のポールトニー・ビゲロウ (Poultny Bigelow; 1855-1954) と、教育の専門家ハロルド・フォート (Harold Foght; 1869-1954) の印象・旅行記は、植民地のイメージ構築の重要な成果であった、と結論できる。

この三人は、日本語も中国語も台湾語もできず、台湾にいる間はまったくガイドと通訳に頼りっきりであった。三人は、国際政治的「好き嫌い」の影響をほとんど受けておらず、しかも二人 (ラッターとビゲロウ) は多くの読者を抱え、また一人 (フォート) は教育界の著名人であった。これらの理由から、この三人は、日本のイメージ構築の成果を伝える最適任者であった。

ビゲロウは 1921 年に台湾を訪れ、『日本とその植民地』(1923 年) を著した⁽⁷⁾。彼は、ヨーロッパ列強の多くの植民地に滞在していたことがあり、日本の経験と成果に興味を覚えた。彼は、日本の成果が自国アメリカの植民地で応用できるかもしれないと考えていた。

ラッターは 1922 年に台湾に来て、『台湾に遊ぶ』(1925 年) を著した⁽⁸⁾。彼はそれ以前に、イギリスの植民地である北ボルネオの政府機関に 5 年間

勤めていたので、少なくとも植民政策の「しろうと」ではなかった。

農業教育の専門家フォートが1925年に日本と台湾を訪問した目的は、観光よりはむしろ現地の教育体制、特に農業教育の事情調査であった。彼は『理解不足の日本』（1928年）を著した⁽⁹⁾。

驚くべきことに、この三人は実に意外な評価を植民地台湾に与えている。彼らの著書から以下に引用する。

ラッターは、「台湾では多くの政権が交代したが、日本が降臨し、台湾という宝石に輝くばかりの磨きをかけた。日本は28年間のその発展の過程で成果を上げたが、それは文明発展史上、例のないものかもしれない。……ただ私は、このような植民地で、このような短い時間で、このような成果を挙げられたことが信じられない。」と述べた。

フォートは、「いかなる事象をもってしても日本の偉大さを表現することはできない。日本は自らを統治する文明的手段を台湾に応用して、富も生活も、目標達成のために犠牲にした。日本は、過去において敵のものであった植民地を豊かにし、今では本土と協力できる帝国の版図の一つに変えた。……日本は、必要な法律改革を施し、汚い都市を清潔にし、道路や鉄道を敷設し、また民衆の教育体制を構築し、すべての公立学校を改造した。それを科学的原則から進めているのだ。」と論じた。

ビゲロウは意外な言葉を残している。「私にとって、いや全世界にとって、こう言えると思う。もし日本がもっと多くのラテン・アメリカにある国を占領すれば、現地の人々は、人間の資産と安全を心配しなくてもいい生活を送れるだろう」。

台湾植民経営の成功は、特に1910～1920年代に日本の対外宣伝でよく利用されたが、その効果と影響をどう評価できるのか？ 1931年秋の満州事変以前、欧米を中心として海外で日本のイメージが基本的に「明るかった」と言えるので、日本の植民政策のイメージも、ソ連・コミニテルンと亡命韓国人のプロパガンダ以外、かなり明るかったと結論できる。

満洲事変の際、日本と欧米列強の間に衝突を生み、日本は結局、国際連盟から脱退した。海外で日本断罪の声が高まり、反日印刷物が多くなったため、日本の国家宣传も激しくなった。日本政府は、親日外国人著者の活動を援助し、日本で彼らの著作を英文で出版していた。一方、日本の海外向け宣传の中心は満洲国の建国・発達に移った、と結論できる。厳密に言えば、日本の満洲国における活動は、「植民政策」とはいえない。

海外向けの台湾関係著作の数は急激に減少した。外務省関係の英文宣传機関誌『Contemporary Japan』(1932年から季刊誌、1939年から月刊誌)に太平洋戦争勃発までの期間、収録された台湾に関する記事はわずかに一編、日本統治40年に関する短文の概論だけである。

1940年夏から、日本の拡張政策は新たな段階に入って、植民地のテーマが国家宣传からほとんど消えた。それに代わったものは、「白人帝国主義の解放」をスローガンとして「大東亜共栄圏」を構築することであった。敗戦によって日本は植民地を失ったばかりでなく、戦前の政策全てが非難されるようになった。植民政策もその一つである。

戦後、1960年代後半になって、ようやく植民政策の公平な分析・研究が日本で可能になった。海外では1970年代後半まで待たねばならなかった。戦前の国家宣传著作は、本稿で分析されたものを含めて、史料の学問的な価値がない「プロパガンダ」と評価されたが、ようやく調査、検証されるようになり、復刊されるものも出てきた。現在と将来における日本のイメージ構築の手段として、これらには、充分な研究の価値があると結論できる。

《註》

- (1) Takekoshi Y., *Japanese Rule in Formosa* (London: Longmans, Green, 1907)。筆者は日本語の原文及び英文訳を利用した。
- (2) Chamberlin W.H., *Japan over Asia* (London: Duckworth, 1938), p. 151。
- (3) 筆者はロシア語翻訳を利用した。Японцы о Японии (СПб., 1906), с. 500-

515。日本語原文の出典が不明なので、本文の引用はロシア語からの再訳である。

- (4) *Japan as Coloniser* in: Nitobe I., *The Japanese Nation. Its Land, Its People, and Its Life* (New York: Putnam, 1912), p. 231-257。原文は英語である。
- (5) Salwey Ch.M., *The Island Dependencies of Japan* (London: Eugene L. Maurice, 1913), p. 14-50。詳しくは、Inkster I., *Anthropologies of Enthusiasm: Charlotte Salwey, Shinji Ishii, and Japanese Colonialism in Formosa circa 1913-1917* in: *Taiwan Journal of Anthropology*. Vol. 9 (2011). № 1, p. 67-97。
- (6) 例えば、*An Official Guide to Japan. A Handbook for Travelers* (Tokyo: Japanese Government Railways, 1933)。
- (7) Bigelow P., *Japan and Her Colonies* (London: Edward Arnold, 1923)。
- (8) Rutter O., *Through Formosa. An Account of Japan's Island Colony* (London: T. Fisher Unwin, 1923)。
- (9) Foght H. & A., *Unfathomed Japan. A Travel Tale in the Highways and Byways of Japan and Formosa* (New York: Macmillan, 1928)。

〈特別報告〉

拓殖大学海外事情研究所附属 台湾研究センター 設置記念シンポジウム

2016年4月1日、本学海外事情研究所の附属機関として台湾研究センターが新たに設置された。本学は、明治33（1900）年に台湾の開発に献身する人材の養成を掲げた台湾協会学校として創設された。新設の台湾研究センターは、この過去1世紀を超える台湾と拓殖大学との密接な人的交流の実績を踏まえ、卒業生が活躍した日本統治時代の台湾の歴史研究はもとより、近年、めざましい経済発展と民主化をとげ、日本との交流もますます親密の度を加えている台湾の現在、未来を視野において幅広い研究を目指す。

同センターの設置を記念して、後藤新平・新渡戸稻造記念講堂において7月23日、台湾から元台湾駐日代表の羅福全氏とエッセイストの陳柔縉氏を招き、記念講演・シンポジウムが行われた。当日の入場者は約170人（うち一般参加者145人）で、来賓として台北駐日経済文化代表処から郭仲熙副代表ほか4名が臨席した。

初代センター長・川上高司海外事情研究所所長の開会挨拶に続いて、この日の記念講演ために来日した羅福全氏（元台北駐日経済文化代表処代表）が、近刊の自伝『台湾と日本のはざまを生きて——世界人、羅福全の回想』をもとに、祖国・台湾を離れ、日米に留学した後、国連職員として世界中を駆け巡り、さらに台湾の駐日代表として日台交流に尽力した、約半世紀に及ぶ半生を力強く語った。質疑応答では、台湾の蔡英文新政権の政策課題や中国民主化の見通しについても独自の見解を示した。

続く記念シンポジウムでは、台湾研究センターの玉置充子研究員と、台



会場の様子



質疑応答に答える羅福全氏

湾の著名エッセイスト・陳柔縉氏（『日本統治時代の台湾』等著書多数）が登壇した。玉置研究員は台湾に現存する数少ない日本時代の地方行政文書「鶯歌庄文書」、陳氏は日本人ビジネスマンが掲載した新聞広告という、対照的な史料に基づき、日本統治時代の台湾の基層社会をテーマとした講演二題が行われた。

最後に、渡辺利夫学事顧問による閉会の挨拶がなされ、シンポジウムは盛会裏に幕を閉じた。

【プログラム】

第一部 記念講演 (13:30~14:40)

- I 開会の挨拶：川上高司（海外事情研究所所長・同附属台湾研究センター長）
- II 記念講演：羅福全（元台北駐日經濟文化代表處代表）
テーマ「台湾と日本のはざまを生きて」

第二部 記念シンポジウム (14:40~16:40)

- テーマ：日本統治時代における台湾の地方行政と基層社会
- 司会：長谷部茂（台湾研究センター主任研究員）
- 中国語通訳：小金丸貴志（名古屋大学学術研究・産学官連携推進本部）

I 基調講演：

- ① 玉置充子（台湾研究センター専任研究員）
「鶯歌庄文書研究の意義——同風会に関する文書から見る日本統治期台湾の基層社会」
- ② 陳柔縉（エッセイスト）
「日本統治時代に日本商人がもたらした台湾社会近代化の諸相」

II 質疑応答

III 閉会の挨拶：渡辺利夫（学事顧問）

川上高司センター長 開会の挨拶

皆様、こんにちは。海外事情研究所所長の川上でございます。この台湾研究センターは今年4月1日、台湾問題に関して内外に大いに発信していくという目的をもって海外事情研究所に新たに設置されました。

本日は、その設置を記念するシンポジウムに、かくも大勢の方々にご来席いただきまして開催することができましたこと、まことにうれしいかぎりです。とりわけ、本日は、元台湾駐日代表の羅福全先生が、毛清芬夫人とともに記念講演のためにご来席しておられます。また、内外の権威ある台湾研究者の皆様、それから郭仲熙副代表を初めとする台北駐日経済文化代表処の皆様が、ご多忙の中を駆けつけてくれましたことに感謝申し上げる次第です。

さて、皆様ご存じのように、本学は台湾協会学校として明治33(1900)年に台湾の開発に貢献する人材養成を掲げて創設されました。多くの卒業生が台湾の地に赴いて、本学で学んだ台湾語、植民学、商業、法律の基礎知識を生かし、台湾総統府、台湾銀行や製糖会社などに就職して、現地の人々に溶け込みながら現場で働いておりました。彼ら卒業生の活躍が本学の社会的評価へとつながっていたと言えましょう。

本学は、このように台湾を言わば発祥の地として設立された大学であり、台湾の研究に始まり、その後、朝鮮半島や満洲へと海外の活動を広げてまいりました。それが、戦後の拓殖大学が国際大学を目指す教育の原形となりました。したがって、本学のまさに源は台湾にあるというということで、今日の台湾研究センターの設立につながったわけです。

本学の設置、経営母体であった台湾協会、後の東洋協会は、台湾に関してあらゆる分野にわたる膨大な研究成果を残してきました。戦後、昭和

30年に発足した海外事情研究所は、拓殖大学において、それを受け継ぎ、台湾を主要な研究テーマの一つとして、今日に至るまで鋭意研究に取り組んでまいりました。

台湾と本学の密接な関係はそればかりではなく、学生の交流も大変活発に行われております。拓殖大学では1968年から台湾との交換留学が始まり、同年12月に第1回海外研修派遣団として、学生53人が台湾で研修を行いました。さらに1981年には台湾の東吳大学と提携して、台湾への長期研修生の派遣を開始して、これは現在も続いております。

一方、留学生の受け入れに関しては、例えば1982年に本学に在籍していた留学生319人のうち、実に8割強の260人が台湾からの留学生でした。

以上述べましたように、本学は戦前、戦後にわたって、常に日本と台湾の交流の先駆的な役割を果たしてきた、貴重な、日本で唯一の大学だと言えます。こうしたことから、台湾研究センターの設置は、ごく自然なことであり、むしろ遅きに失した感があるかもしれません。

本センターの設置のきっかけは、2012年の6月に始まった、日本、台湾、ロシアの3カ国による「日・台・露共同台湾研究」です。ロシア側のカウンターパートはロシア科学アカデミー東洋学研究所です。この研究プロジェクトは、2013年11月に福田理事長の指導のもと新たに発足した国際協力研究機構に引き継がれ、その初めての研究プロジェクトとして、これまで2回にわたりシンポジウムを開催しております。

この「日・台・露共同研究」プロジェクトをごく手短にご紹介すると、台湾研究センターの発足にもつながるのですが、「地域開発モデルとしての台湾」を総合テーマに掲げております。

台湾は国際的な孤立と内部に抱える矛盾を克服して、目ざましい経済発展を遂げ、さらに民主化、それから社会の成熟を実現してきました。そこに新たな台湾人としてのアイデンティティーも形成されつつあります。「日・台・露共同台湾研究」では、台湾の今日の成功がどのような条件、

基礎のもとに、 またどのような経緯をたどって実現されたのかを、 地域発展の問題解決の事例として、 学術的かつ普遍的な視点で捉えることを目指しております。

以上の趣旨は、 台湾センターの当面のテーマでもあります。この趣旨のもとに、 日本統治時代の台湾、 台湾社会と台湾人アイデンティティーの形成、 グローバリゼーションと台湾、 台湾華語と台湾語、 この4つを柱として研究を進めていきたいと考えている次第です。

具体的な活動といたしましては、 第一にこういったシンポジウムや公開講座の開催があります。今回のシンポジウムは、 まさにその記念すべき第1回に当たるわけです。また、 さきほど申し上げた「日・台・露共同台湾研究」は、 3回目のシンポジウムを今年の11月、 台湾の台北大学との共催で、 台湾で行う予定です。

またセンターの研究員による研究成果は、 年1回研究紀要を通じて広く対外的に発信していきます。さらに、 そのような機会を通して、 拓殖大学プロパーの台湾研究者育成にもつなげていきたいと考えております。内外の台湾研究機関の皆様には、 ご協力、 ご指導のほど、 この場を借りてお願いする次第です。

本日は、 羅福全先生のメインスピーチの後に、 第2部に、 日本統治時代の台湾をめぐって、 台湾の著名なエッセイストの陳柔緯先生、 それから本学の台湾研究センターの玉置研究員による講演がございます。

最初に講演していただく羅福全先生の御著書が、 今年3月に渡辺利夫元総長のご助力により出版され、 好調な売れ行きと聞いております。本日は、 その御著書にまつわるお話ををしていただけるとお聞きし、 私も大変楽しみにしております。

本日は夕方まで長丁場ですが、 なにとぞご愛聴のほどよろしくお願ひいたします。以上をもって開会の辞といたします。ありがとうございました。

〈記念講演〉

台湾と日本のはざまを生きて ——私の人生回想——

羅 福全

みなさま、こんにちは。ご紹介にあずかりました羅福全でございます。本日は、このような機会を与えてくださった拓殖大学の方々、とりわけ、渡辺利夫前総長に心からの御礼を申し上げます。本日はこの台湾研究センターの開設という素晴らしい機会に際して、記念講演というたいへん貴重な機会をいただき、台湾から心を踊らせながら、飛んで参りました。

台湾においては、先の総統選において民進党が圧勝を果たし、女性初のリーダーとなった蔡英文総統のもと、台湾の新政権がこの5月に発足しており、台湾と日本の関係に対してもかつてないほどの期待が台日双方で高まっております。このタイミングでの台湾研究センターの開設は誠に時宜を得たものであり、今後の台日間の学術交流に大きな役割を發揮することになるでしょう。

現在、私は81歳になりますが、心も体もまだまだたいへん元気です。本日の講演のテーマにありますように、私はこの81年間、台湾と日本のはざまを生きてまいりました。私は台湾人ですが、私の人生において、戦前と戦後の異なる時代にまたがって、日本で合計27年間生活したことになります。人生のおよそ三分の一の時間であります。言うまでもなく日本は私にとって第二の故郷であり、大変強い思いを持っています。私にとって、台湾と日本のはざまで生きたことは決して不幸なことではなく、むしろ大変幸運なことがありました。なぜなら、日本の良さも、台湾の良さも

知っていることは、その後、国際社会のなかで、私が「世界人」として生きていくために、大変役に立ち、意味のある資産となったからです。

私は今年3月、渡辺利夫前総長のご助力も得て、日本の藤原書店から『台湾と日本のはざまを生きて—世界人、羅福全の回想』という本を刊行いたしました。自伝の形式になっておりますが、執筆は、本日この場に出席しておられます作家の陳柔縉さんに行っていただきました。陳柔縉さんは台湾きってのノンフィクション作家であり、私以上に私のことを深く理解し、執筆を行ってくださいました。その筆致の素晴らしさもあって、本書は、台湾、日本で多くの読者に手に取っていただいており、日本の新聞各紙の書評でも取り上げていただいている。私がどうしてこの本でサブタイトルに「世界人」という言葉を使って自分の人生を評したのか。その点を、本日の講演を通して、ご出席の皆さんにお伝えしたい、そんな思いでこの場に臨んでおります。

少年時代の思い出と2・28事件

私が生まれたのは昭和10（1935）年です。当時の台湾は日本的一部でした。昭和16（1941）年、私は日本に移り住み、東京の幼稚園に入園しました。間もなく日米の間で戦争が始まり、静岡県の田舎に疎開した時期もありました。学童疎開というのは、親元を離れて学校と一緒に疎開するということです。それを私も日本で経験しました。昭和20（1945）年、当時は小学4年生でしたが、埼玉で終戦を迎えました。当時の東京は焼け野原で、食糧難の中、闇市の米で炊いた白いご飯の味は忘れられません。戦争中、私たちも芋ばかり食べており、なかなか白い米は食べられず、ようやく口にしたのは戦後の闇市の米だったのです。

翌年、いまも横浜港に停泊している氷川丸に乗って台湾に戻りました。台湾に戻ると、羅一族の故郷である嘉義という土地で暮らし始めたのです

が、戦後まもなく中国大陸で内戦に敗れた蒋介石政権の軍人や難民百数十万人が台湾に上陸しました。台湾人にとって、当初は、日本の統治50年を終えてこれで祖国に復帰する、そういう思いがしたのですが、それは期待したような「祖国への復帰」ではなく、長期の恐怖政治の始まりとなりました。1947年に起きた2・28事件では2万人に及ぶとされる学生・市民が正当な裁判も取り調べもないまま警察や軍に虐殺され、その後は世界最長という長期間にわたって戒厳令が敷かれました。民間の集会は禁止され、もし何か不自然なことをやつたら、すぐに秘密警察に疑われて投獄、処刑されかねないという時代でした。

2・28事件のとき、私は嘉義市にいたのですが、大変残酷な状況をこの目で見ました。例えば、うちと非常につき合いのあった市議会議員4人が銃殺されたとき、私はその場にいたのです。当時、蒋介石の政権は、残虐なだけではなく、非常に腐敗した政権で、台湾人は弾圧の対象となりました。蒋介石の国民党政権について、我々は「犬去りて、豚來たる」と語り合いました。「犬」というのは、日本統治時代の日本の警察が、我々台湾人から見ると、よく吠えたということです。また、国民党については、豚は何でも食べる。つまり底なしの腐敗をしている人々だ、という皮肉の意味を込めたのです。

そうした日々のなかで、私は大学に入ってから次第に台湾が自分たちの国家を持つべきだという考えに傾いていきました。私は1958年に台湾大学を卒業し、卒業後に1年6ヶ月の兵役を終えた後、1960年に台南の有名な温泉地・関子嶺で開かれた、いわゆる「関子嶺会議」に出席しました。関子嶺会議とは、43名の若い学生たちが台湾の将来について語り合った秘密会議でしたが、後に国民党政権に発覚し、我々は台湾に戻ることが出来なくなりました。以後、2004年に駐日代表の任期を終えて台湾に戻り定住するまで、私は合計44年間、海外で生活することになったのです。

東京からアメリカへ

私は「関子嶺会議」の直後、日本の東京に留学をしました。当時の日本は日米安保闘争が激しいころでした。そこで私は大変な刺激を受けました。1961年に早稲田大学の経済研究所に入りましたが、当時は早稲田の大隈公の銅像に反米・反政府のプラカードが掲げられていたことを覚えています。そこで私は、日本が自由、民主の国家であることにショックを受け、台湾が同じように自由で民主的な国にならない限り、帰国しないと決意したのです。ただ、私は父を一歳のときに亡くしており、母一人の手で育てられたので、その母を台湾に残しておくことについては、まさに断腸の思いでした。

私は1963年に早稲田大学の修士課程を修了し、さらに留学のため、アメリカに旅立ちました。そこで私は新しい運命に出会います。留学先はフィラデルフィアにあるペンシルバニア大学の大学院でした。フィラデルフィアはアメリカ独立宣言が行われた土地で、ペンシルバニア大学の創立者の一人はかのベンジャミン・フランクリンです。フランクリンは、独立宣言に署名した最長老のリーダーでした。当時、アメリカ植民地の住民は英国とは同文同種であるが、なお独立して自由なアメリカを建国すると宣言します。アメリカは近代史において、国民国家（ネーションステート）を追求した最初の国になりました。

私は1963年8月に渡米してから、台湾独立聯盟に参加し、妻とともに独立運動に身を投じました。1964年2月にワシントンの中華民国大使館前で抗議デモに参加したことから、台湾では反逆者のブラックリストに載せられ、有罪判決を受け、財産も凍結されました。そこで私は、中華民国のパスポートを放棄し、それ以来、「世界人」となったわけです。

当時のアメリカ政府は共産中国と対立し、台湾の蒋介石政権を「自由中

国 (Free China)」と呼んで支持していました。しかし、私たちは「自由中国には自由はなく、中国でもない (Free China is neither Free nor China)」と訴えて国連前などで街頭デモを繰り返し、台湾独立を主張しました。

1973年は私の人生において新しい転機を迎えた年になりました。ある学会で論文を発表したあと、国連から、国連職員として日本の名古屋に新設された「国連地域開発センター (UNCR)」に就職しないかと打診を受けました。その後、私は国連で27年間働くことになります。私は国連のパスポートと米国のパスポートの両方を持って世界各国を駆け巡る職についたのです。

「世界人」として世界を巡る

私は、「27年間、国連で何をやっていたのか」とよく聞かれます。国連職員である間、私はアジア、アフリカ、南米、ヨーロッパなどで国際会議があるたびに外国を訪問し、計50カ国は回ったと思います。そのころはちょうど東アジアの経済成長期と重なり、渡辺利夫先生も開発経済学の権威として活躍されておられました。私は国連で、経済発展といわゆる環境問題に関する仕事を担当しました。一例を申し上げますと、1992年中国に研究調査に派遣されました。その当時、中国経済は10%以上の成長率だと言われていました。しかし経済発展は環境破壊を伴います。大気汚染、地下水の過剰使用、森林伐採、それから各地の農地の工業地化などです。私の研究は、その10%の経済成長にはどれだけの環境コストがあるか算出するというものでした。

当時、国連にはグリーンGDP——つまり、GDPから環境破壊のコスト分を差し引いた数値がありました。日本の経済企画庁に日本のグリーンGDPを計算した専門家がいましたので、私はその人を招いて、中国の7

つの研究所を集めて、どうやって中国の環境破壊の数値を算出するか検討しました。結論を申しますと、10%の経済成長に伴う環境破壊は8.9%で、そうなると実際の成長は1.1%だという結果を中国政府に提出しました。

実は、これは後の話ですが、その後、中国は5年ごとにこういう環境破壊のコストを自ら計算しているそうです。これを一例として、私は世界50何カ国のいろんな場所で経済発展や人口問題等に取り組みました。

最近、この本を出すときにインターネットで調べてみたところ、私が国連にいた時期に発表したいわゆる研究レポート、著書などは現在、世界の4,709の図書館にまだ置かれて読まれていました。それを見て、私は大変な喜びを感じました。

また、こんなエピソードもありました。1990年6月4日、つまり天安門事件一周年のときに、私は国連から派遣されて北京大学で講義をしました。空港から私の車が北京大学の正門に到着したとき、人民解放軍が大学の正門を銃を持って囲んでいましたので、別の小さな門から中に入りました。私は講義のあと、学生に聞きました。いま何を考えているか、と。すると、学生の一人が「いま私たちは宿舎のなかで小さな瓶を地面に叩き付けて鬱憤を晴らしています」と言うのです。どういう意味かといいますと、鄧小平は、中国語で「小瓶を地面に投げつける（蹬小瓶）」とまさに同じ発音なのです。私は、中国人の若者の気持ちを理解した気持ちがしました。そして中国の北京大学でも、民主化の火種があることを知りました。

また、私はアメリカの国会議員にも積極的に台湾への支持を求めて働きかけ、その努力が実って1983年に米上院外交委員会の公聴会に証人として出席し、台湾の独立について国務省の見解を質しました。結果として、外交委員会で「台湾の将来に関する決議案」が採決され、そのなかで「台湾の将来は台湾人が外部の干渉なく自ら決めるべきである」と規定されました。その時、北京政府からは「米帝国主義の犬」と言われました。

駐日代表から 44 年ぶりの帰国

2000 年、私は台湾の駐日代表に就任しました。李登輝総統の時代に台湾は一党独裁から民主化の時代を迎えました。1992 年に私たち夫婦のブラックリスト入りは解除され、台湾に帰れることになりましたが、私は、2000 年 3 月に国連大学を定年退職するまでずっと日本におりました。翌 4 月に台湾に戻り、6 月に陳水扁新総統から駐日代表に任命され、30 余年ぶりに中華民国のパスポートで東京に赴任しました。

そして、2004 年夏、駐日代表の任期を終え、ついに 44 年ぶりに台湾に居を定めることになりました。1960 年に台湾を離れ、44 年間の歳月を海外で過ごした私の人生を振り返ると感無量です。台北市の自宅の 10 階の窓から遠くに見える陽明山、大屯山など台湾の山河を眺める毎日に幸せを感じます。

現在、台湾の街角では、グリーン（民進党）とブルー（国民党）の間に闘争がまだ続いており、社会には旧時代の不公平な構造がなおも存在しています。しかし、台湾の民主主義は一歩ずつ前に向かって歩み続けており、私が台湾を離れたときの専制時代は完全に過去のものになりました。新たな市民社会の運動が新たに胎動しており、近代国家の条件を備えつつあります。

対岸の中国を見ると、この 20 年來の経済発展はたいへん結構なことです。しかし、我々が考えなくてはならないことも少なくありません。今から 100 年前、1919 年の北京の五四運動には、中国を救うには何をすればよいのか、と二つのスローガンがありました。それは「賽先生（ミスター・サイエンス）」と「徳先生（ミスター・デモクラシー）」です。中国にはいまその一つしかなく、民主の獲得にはまだまだ時間がかかりそうです。対照的に、台湾は、李登輝総統から始まった民主化から 20 年を経て、

近代国家になりました。「共産中国」とは異なる「民主台湾」に我が祖国が育ってくれたことは、私にとって最大の喜びであると感じています。

台日関係の歴史を振り返りますと、そこには50年間にわたる台湾植民地統治という不平等な関係がありました。その一方で、近代化のプロセスを共にすることで、今日、双方の国民が台湾と日本の「お互いに思いやりのある関係」を築き上げてきたと思います。

1999年に台湾中部で「921大地震」が発生した際、私は日本の専門家と現地の南投に赴き、第一線で懸命に活躍する日本の救援隊を見ました。2011年の東日本大震災では、台湾は数ヶ月で200億円を超える義援金を日本に送りました。台湾政府が出したのは3億円のみで、残りはすべて民間から街頭での小額募金で積み上げられたものです。私は一般台湾人の日本人に対する思いやりはほとんど奇跡とも言えるようなものがあることに気付きました。

アジアは今、蔡英文総統の就任にも表れているように、新しい変革の時代を迎えています。このなかで日本と台湾が今まで以上に深く結びつきながら、お互いを思いやる現在の関係をさらに深化させていくことを、台湾と日本のはざまで生きてきた「世界人」として、私は心から願ってやみません。ご清聴ありがとうございました。

〈基調講演〉

日本統治時代に日本商人がもたらした 台湾社会近代化の諸相

陳 柔縉
小金丸 貴志 訳

日本が台湾を統治した後に、台湾は清代の停滞した農村の姿から近代的特徴を有する社会へと、その面貌をどのようにして改めたのであろうか。これが私が一貫して関心を抱いてきたテーマである。この興味を著作へ仕立てようとした際、私は各種各様の西洋起源である現代の事物について、それらが日本時代に台湾へ伝來したさまを、それぞれ具体的に考証するという手法を取った。

日本統治の50年間、日本は明治維新以来西洋に学んだ制度や文明を台湾に導入し、衣食住から交通教育娯楽に至るどの分野においても新たな要素を注入した。台湾はこれにより、全面的かつ革命的な「変貌」を遂げている。生活文化史という視点から見て、台湾人は日本時代に新たに近代人へと脱皮したものと言うことができる。

(一) 西洋の新文明が台湾に伝來した三つのチャネル

日本を通じて西洋の新文明が台湾に伝わったチャネルには、大別して三つがあった。第一は官によるもので、例えば近代的な学校や都市公園、水道、電話、西洋式ホテル、宝くじ、歩道、信号、母の日、エックス線などがある。

第二のチャンネルは官民共同だが、この例はやや少ない。例えばヨーグルトがそうだ。コレラなどの疫病が流行った日本統治時代初期の1912（大正元）年、総督府技師の堀内次雄の指導を受けた民間業者「長生舎」がヨーグルトを製造販売したのが、台湾でヨーグルトというものが知られ始めた最初である⁽¹⁾。

第三のチャンネルは全くの民間であり、特に民間の日本人ビジネスマンである。この点が本日の講演の主題であり、私が昨年出版した『廣告表示』の内容の一部でもある。

日本統治時代の台湾の近代化に関する従来の議論は、往々にして台湾総督府の交通、水道電気などの基礎的な技術建設や近代的な司法や教育制度などを巡るものであった。実際のところ、日本の民間ビジネスマンが台湾に導入した西洋文明は非常に多岐多様なものだが、過去の資料は分散してしまい、その対象はあまり明確とはならないのである。日本の官庁を巨大で光を放つ太陽に例えて見ると、頭を擧げればその位置や、四方を照らしていることはすぐに分かる。一方で、民間ビジネスマンの存在は夜空に数多い星の如きものであり、仔細に一つ一つを搜すことで漸く発見することができるが、それと同時に夜空はもとより一面の星空であることにも気がつくのである。

（二）日本時代の日本人ビジネスマンが台湾に導入した文明の事物

日本人ビジネスマンが台湾に導入した西洋の文明には、大別して二種類ある。以下の簡単な表をご覧頂きたい。これらは近代的な性質をもつ事物である。

日本人ビジネスマンが新しい西洋の事物を持ち込んだ動機は、全て一様

(1) 陳柔縉（2016）『廣告表示』p.246

日本時代に日本人ビジネスマンが台湾に導入した文明的な事物の一例

項目	伝わった年代	導入した者
ビリヤード	1896	衛生軒
喫茶店	1897	西洋軒
自動車	1912	和式旅館主人杉森与吉
旅客バス	1913	高松豊次郎
オートバイ	1913	自転車店主「島中」
自動販売機	1915	
ガム	1916	石黒商会代理 リグレイチューイングガム
ゴルフ	1918	松岡富雄
滑り台	1921	大正街住宅地、台湾建物会社
シャープペンシル	1923	台北・京町「比壽屋」
家庭用動画撮影機	1925 前後	西尾商店
電気冷蔵庫	1926	柴田商会
米国チョコレートアイスクリーム	1929	高砂麦酒会社直営のビール店
ネオンサイン	1930	明治製菓
百貨店	1932	菊元百貨店、重田栄治
冷房設備のある建築	1933	日本勧業銀行台北支店



台湾最初の自動車はこの日之丸旅館に現れた。『台北寫真帖』1911年



杉森与吉は日本統治の最初の年に台湾にやって来た。『台湾人物誌』1916年



柴田商会は現在の台北市館前路にあつた。『台湾之産業組合』1941年



『台湾日日新報』1928年5月28日三面



松岡富雄は台湾新聞社の社長でもあった。『台湾新聞總覽』1936年



1932年、日本の服地商は台湾最初の百貨店「菊元」を創業した。『躍進台湾の産業と山口県人』1940年



菊元百貨店の創始者重田榮治は山口県の出身『躍進台湾の産業と山口県人』1940年

であったという訳ではない。重田栄治（1877（明治10）年生まれ、山口県出身）が菊元百貨店を創業したのは全くのビジネス目的であり、百貨店は営利の手段であるに過ぎなかった。柴田商会は元は米国の自動車シボレーの代理店でもあり、恐らくは附帯的に米国製冷蔵庫の販売を開始したもので、電気冷蔵庫は販売のための商品である。だが、かつて製糖会社や新聞社を経営していた松岡富雄（1870（明治3）年生、熊本県出身）にとり、ゴルフは自分の趣味であった。ビジネスでフィリピン視察に行った帰りに彼はゴルフボールとクラブを持ち帰り、ゴルフシューズは「土産」として総督府秘書官の石井光次郎（元衆議院議長）に贈った。台湾初のゴルフボールは、このように意外な形で台湾に持ち込まれている⁽²⁾。

この他にも知られている資料によれば、オートバイもまた当初は商売のためのものではなかった。日本人の自転車店主四人が連れ立って郊外に出かけ、オートバイを乗り回して遊んでいたのである。

（三）西洋文明の事物の台湾における発展～オートバイを例として

以下ではオートバイの台湾伝来を例に取り、オートバイが台湾社会で成長したその軌跡を辿ってみたい。

時は1913（大正2）年の9月15日早朝7時、島中という自転車店主がオートバイに乗って台湾神社（現在の円山飯店の場所）へ参拝にやってきた。暫らくしてから明治橋で他の自転車店店主三人と落ち合い、日本人四人は四台のオートバイに乗って南に出発し、夕陽が西に傾く午後5時になって新竹に到着した。

現在では車で一時間の距離に過ぎないが、100年以上前には10時間を費やしている。その主な理由は、当時全台湾のオートバイは10台にも届

（2）陳柔縉（2011）『台灣西方文明初體驗』p.230-231



魁輪舎は 1901 年の創業。「台湾バイク界の開祖」と自称した。

『臺灣日日新報』1917 年 12 月 16 日一面

かず、南北連絡道路もまだ建設が始まつておらず、通行のためには 1908 (明治 41) 年に完成した縦貫鉄道を辿るしかなかつたことである。オートバイは南下したもの、東西に流れる河川の渓流一本一本が最大の障害となつたのである。新聞によれば、四人のライダーは現在の新竹・竹北や湖口を流れる鳳山渓に達したが、渓流は水深約二尺で渡し船もなかつたため、「車を肩に担いで川を渡つた」とのことである⁽³⁾。

これを読んでも、日本人店主四人が何れも巨漢でオートバイを肩に担げたと思ってはならない。当時のオートバイは自転車にエンジンが付いただけであり、現在よりも遙かに軽いものであった。

新聞広告から分かることと言えば、1910 年代には英國のスミス・モーターというオートバイが輸入されていた、という事だけである。

前台北市長で台湾省議會議長の黃朝琴の回想によると、年少にして父を喪つた彼は 1918 (大正 7) 年より以前、台南・塩水の故郷で 150 甲の農地を営んでいたが、「非常に裕福で、それにオートバイも自分で持つていた。その頃は台湾では私の他にもオートバイを持っていたのは台北の施福隆だけだった」という。恐らくはまだ簡易式のオートバイだったのである

(3) 『台湾日日新報』1913 年 9 月 19 日六面

う⁽⁴⁾。

1926（大正 15）年になると、北台湾の三峡で公学校を卒業していた行天宮の創始者である黃欖は、台北・京町の日本人金物店で「団仔工」（小僧）を募集中と知り応募した。彼は台北に行くのは生まれて初めてだった。突如眼前を過ぎ去って行く物があり、目を凝らすと、それは一人の人間が二つの車輪に乗っているという、生まれてこの方見た事もない代物だった。黃欖がすぐに思い出したのは、これは三峡の隣人が「三太子の風火輪よりもっと速い」と話していたオートバイだ、ということである。当時は台北市のオートバイがまだ 90 台にも届かない時代で、彼は全くの別世界に来たような気がした⁽⁵⁾。

また 20 年代後期、雲林県西螺出身の台湾人がハーレーのオートバイの代理店となった⁽⁶⁾。30 年代には全島でオートバイの競争大会があり、台湾人ビジネスマンの王有成が台北でもっとも繁華な城内にオートバイ専門店を開いた。店は「進輪」と言い、新聞報道も台湾オートバイ界の「重鎮」だとしている⁽⁷⁾。

西洋文明の事物の台湾伝来が非常に目立つのは、10 年代から 2、30 年代にかけてであり、さながらタンポポの種が飛び散ったようにその痕跡が残っているが、戦時期に入り次第に停滞している。

（四）日本人ビジネスマンが持ち込んだ近代的なセールス手法

日本人ビジネスマンは各種各様の理由からモダンな事物を持ち込んだが、その全てが利益のためであったり販売用商品であったという訳ではな

（4） 黃朝琴（1981）『我的回憶』p. 10

（5） 台北行天宮編印『行天之道：行天宮精神導師玄空師父傳』p. 96

（6） 陳柔緒（2016）『廣告表示』p. 218

（7） 『台灣日日新報』1938 年 3 月 30 日五面

い。だが日本人ビジネスマンは斬新で近代化された販売手法を数多く採用しており、本質的には商業的な利益が目的であった。

以下の表は 40 種に上る、現代から見てもなお斬新だと思われる販売手法である。その多くは『臺灣日日新報』の広告から搜し出したものだが、この新聞は 47 年間に亘り発行されており、日本時代のほぼ全部を網羅し

日本時代に日本人ビジネスマンが持ち込んだ近代的な販売手法

番号	項目	年代	業者	説明
1	周年記念の割引	1896	台灣樓	西洋料理店。3 日間特価 2 割引
2	分割払い	1908	台灣土地建物株式会社	1908 年、台湾で最初の住宅建設会社「台灣土地建物株式会社」が創業した。5 年ローンの購入方法で、台北南門外の住宅 6 棟を「瞬く間に売り尽くした」。
3	福袋	1910	井上商店	新起街市場（現西門町紅樓劇場）
4	新聞から切り抜く割引券	1911	黒田屋商店	
5	定価販売	1911	上田屋	1911 年版『台北寫真帖』に見える
6	均一価格販売	1911	芳野亭	日本料理店。一人分 15 錢均一。
7	電話注文届け	1911	薩摩屋牧場	円山通りに所在
8	無料お試し	1912	シンガーミシン会社日本中央店	
9	商品券	1914	盛進商行	他にも性質類似の牛乳券、料理券、寿司券など
10	日本の百貨店の郵便通販サービス	1914	三越呉服店	
11	自動販売機	1915	商人	
12	無料おまけの映画チケット	1915	森永製菓会社	
13	入替え用の販売	1916	森下仁丹	
14	偽物製造者を追及する懸賞広告	1917	吉野屋	味の素特約店
15	謎めいた思わせ振りな広告	1917	富松武助薬局	大阪から来た店。広告には「台灣漢方大医黃玉階大先生卓効證明」
16	おまけの風景絵葉書	1918	森下仁丹	日本全国で実施
17	作文お絵かきコンテスト	1921	中山太陽堂文具部	日本全国で実施。童話の脚本を懸賞募集

18	広告が料理レシピ	1924	サンメード乾葡萄	
19	買えば日本旅行	1925	星製菓会社	
20	賞品付きクイズ	1925	クラブ化粧品	日本全国で実施。新聞広告で正月3日正午の天気を当てさせた。回答欄には「晴」、「曇」、「雨」、「雪」などを記入。正解者でさらに籤に当たると、一等は家庭用撮影機が貰えた。どこの天気かお分かりだろうか。八都市を選ぶことができ、台北はその中の一か所だった。
21	買えば無料でメイク	1926	神木洋行	大稻埕の神木洋行の2階に美野久子さんが登場。彼女は大阪の中山整容美粧研究所に勤務、中山太陽堂にも属していた。クラブ化粧品のシリーズを購入すると1円20銭で化粧券がもらえる。7月の1か月間毎日朝7時から午後3時までずっと美野先生が無料メイクをしてくれた。
22	メイク実演	1926	中山太陽堂	
23	自転車を買えば盗難保険つき	1926	宮田自転車の台湾各販売店	
24	専門家の推薦、権威に訴える	1926	ライオン歯磨	
25	料理の実演	1927	岸田呉服店	基隆の岸田は薄力粉を輸入。台北の台湾日新報社で実演販売。
26	新車の試乗	1927	巴自動車会社	
27	コマーシャルソング	1927	味の素	漢文広告
28	王冠で景品	1929	西村商会	日本のユニオンビール
29	生きたマネキン	1929	松井呉服店	台北・榮町
30	コーヒーとジャズ	1931	日活咖啡館	
31	試飲会	1931	カフェー美津屋	台北・西門町
32	マンガ入り広告	1933	森下仁丹	
33	包装紙を集めれば現金と交換	1934	辰馬商会	辰馬商会は白鹿練乳の代理店
34	買えば無料乗車券をプレゼント	1936	森永製品台湾販売株式会社	
35	点数を集めて交換	1936	明治製菓会社	
36	レッテルを剥がすと当り	1936	明治製菓会社	練乳
37	無料の自動車送迎で物件を見る	1936	台北土地住宅株式会社	

38	一割のサービス料	1936	グリール食堂	蓬萊閣に属する食堂
39	図書抽選券	1937	台湾日日新報社	全台湾 113 軒の書店が協力、「読書奨励券」1万枚を発行。買わなくとも書店に来て講演会（講演者の一人は西川満）に参加すれば読書券が貰える。券には番号があり、当たれば賞品が貰える。
40	女性限定	1937	国際館	映画館



『台湾日日新報』1933年4月16日



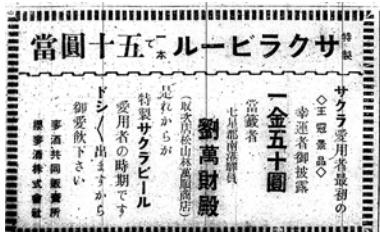
『台湾日日新報』1933年5月22日



『台湾日日新報』1935年2月16日



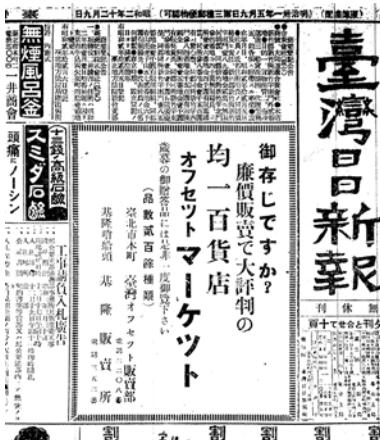
『台湾日日新報』1936年12月31日



『台湾日日新報』1930年5月2日



『台湾日日新報』1934年7月30日



『台湾日日新報』1927年12月9日



『台湾日日新報』1928年12月16日



『台湾日日新報』1936年3月28日

ているので、この時代の生活の上に見られた新たな商業の動態を窺い知るに足るものである。

(五) 台湾人の新たなビジネス方式への参与

黄玉階はかつて女子が纏足を止め、男子が弁髪を切る運動をリードしていた人物であり、台湾近代化史上の重要な人物である。このような人物にも日常生活があるのであり、黄玉階は新たなビジネス方式の幾つかにも関与している。



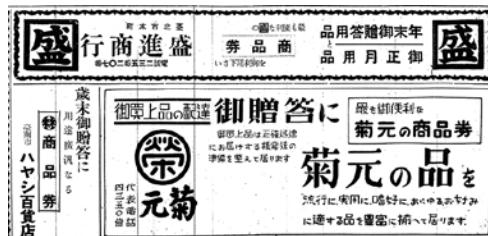
黄玉階
『Formosa Today』 1916年

割引券は、新聞から切り取っても、大稻埕区長の黄玉階のところでも求めることもできた。

『台湾日日新報』 1911年2月2日

1911（明治44）年、輸入した衣服や帽子を販売する黒田屋が出た広告は、一枚の割引クーポン券だった。その当時は弁髪を切る風潮が盛り上がりを見せていたが、広告はこれを「破除蛮習」「文明進歩」とし、店で帽子を買えば二割引きとしていた。黒田屋はその当時、大稻埕の区長だった黄玉階にも割引券を送っている。

「くじ引き」も日本時代にはごく普通に行われた販売手法だった。1916（大正5）年某日、また黄玉階のことになるが、彼は日本人商店で洋酒やナイフフォーク類を購入し、計30円を支払って抽選券を得た。籤を引いて見ると、彼の番号は一等の「3100」で1,000円を獲得した。富豪の板橋



年末になると各百貨店は商品券を売り出した。

『台湾日日新報』1936年12月16日

林家の当主、林松寿もくじ引きに参加したが、惜しくも一番差の「3101」で当選を逃している⁽⁸⁾。

30年代には商品券がすでに非常に発達しており、特に年末になると百貨店が「商品券」を歳暮用として大々的に売り出していた。高雄・阿蓮出身の楊蓮生医師は子供の頃に台南の学校に通っていたが、1937（昭和12）年の中学校受験では、荒井先生が自宅に机や椅子を用意し、毎晩無料で補習をしてくれた。先生の母親も毎晩お湯を沸かして生徒を風呂に入れ、結果として楊蓮生は台湾人が第一に志望する台南二中に合格した。荒井先生への感謝のために、楊蓮生の父親は彼をつれて台南の「小出書店」に行き、20円の商品券を購入した。荒井家に赴くと先生の母親が応対に出たが、決して受け取ろうとはしなかった⁽⁹⁾。

（六）時代の記憶の断裂——「分割払い」を例として

戦後、台湾の歴史はさながら橋から床板が何枚も抜け落ちたようで、日本時代という一段は消えて無くなったかのようだった。日本人ビジネスマ

(8) 『台湾日日新報』1916年1月12日六面

(9) 楊蓮生（2008）『診療祕話六十年』p.26

ンが台湾に持ち来った近代的商品やビジネスの手法は相当の多数に上るが、それらは若い世代の意識の中にはほとんど存在しない。現在八十何歳かの世代であっても、全てを知っているとは限らない。2008（平成 20）年に私が講演でオートバイの話をしたところ、ステージ下にいたご婦人がすぐにこう言った。「無かったわよ、日本時代にはオートバイは無かったのよ！」。彼女は戦争の終わった年に高等女学校を卒業し、公学校の先生になった人である。

また一つの典型例が分割払いである。1929（昭和 4）年、台湾初の医学博士である杜聰明は、大正町（今の林森北路の両側と南京東路の南側一帯）に 100 坪の土地家屋を購入したが、それは 15 年間の分割払いだった⁽¹⁰⁾。日本時代には自動車、ピアノ、アコーディオン、自転車、ミシン、洋服ダンス、毛布、靴や服、レコードをかける蓄音機などの動産も、先に手にしてから後でゆっくりと期間を分割して支払うことができた。大部分の動産の支払期間は一年以内であり、五ヶ月間、八ヶ月間、十ヶ月間など様々だった⁽¹¹⁾。

戦争終結からすでに 16 年が過ぎた 1961（昭和 36）年、台湾省主席の周至柔（1899-1986、浙江人）は米国を二ヶ月間訪問し、戻ってから省議員にその印象を語っている。非常に目新しく感じたのか、彼は米国では消費を奨め生産を刺激するために分割払いという手法を生み出しており、それは普通の職工でも冷蔵庫やテレビ、さらには自動車や家まで買えるためだ、と語っている⁽¹²⁾。二年後の『中央日報』の記事も、「分割払いという言葉は舶来だが、最近台湾でも非常に流行っている」と書いており、現在では何もかもが分割払いできるようになっており、「これでは自動車を分

(10) 杜聰明『回憶錄』（上）p. 159

(11) 陳柔緒（2016）『廣告表示』p. 505-519

(12) 『中央日報』1961 年 7 月 31 日六面



分割払い販売の創始者であるアメリカのシンガーミシンは、1909年に、日本の支店経由で台湾に進出した。

『台湾日日新報』 1912年5月16日

割払いでの買取日も遠くはあるまい」等とも述べている⁽¹³⁾。

もしも 60 年代に戻りこのような報道や文章を見たならば、分割払いというものは当時の台湾で開始したばかりだと本当に思ってしまうかもしれないが、歴史の事実は全くそうではないのである。

(七) おわりに——私の夢

台湾に流行の商品や最新の販売手法を持ち込んだ日本人ビジネスマンの活動した最も主要な地域は、台北の「城内」だった。前世紀の10年代から30年代、彼らは今日の衡陽路、博愛路や重慶南路、館前路にかけて商

(13) 『中央日報』1963年9月14日六面

店街を作り、一軒また一軒とモダンな洋風ビルを建てて行き、当時の台北で最も賑やかな「都心」を形成した。当時の建築は今なおその数多くが残されている。

貴重な日本時代の建築が城内にはまだ多数残っているが、大多数の人は日本の官が作った総督府、総督官邸、台北法院、台北公会堂、台北郵便局等については知っていても、民間のそのような建築について知る人は少なく、日本人ビジネスマンの商業活動について語れる人はさらに少ない。

私の夢はいつの日にか、台北城内にある日本人ビジネスマンの遺した一棟の古建築を日本人ビジネスマンの記念館とすることである。彼らの故事を語ることは、台北の戦前のモダンさや、台湾における近代文明の最初の発展を目の当たりにすることでもあるのである。

渡辺利夫・学事顧問 閉会のあいさつ

何と言ったらいいでしょうか、幸せだなあという気分ですね。これだけ、インテレクチュアルレベルの高いディスカッションをしながら、こんな幸福な気分になるのはなぜなのかと、不思議な感じがしております。

7月の末の猛暑の中にもかかわらず、こんなにたくさんの方々が、私たちの台湾研究センターの設立シンポジウムに集まつていただき、本当にありがとうございました。心から感謝いたします。

きょうのシンポジウムには、羅福全先生ご夫妻ならびに陳柔縉さんがいらしてくださっておりますが、羅福全先生と陳柔縉さんをお招きしたのは、もちろん理由があってのことです。

羅福全先生の人生は、先ほどのレクチャーにもありましたように、まことに起伏に富んだと言いますか、波瀾に満ちたものであります。この人生のいわば回顧録『台湾と日本のはざまを生きて』は、初版は台湾で中国語のものが出版されたわけですが、ついで英語のバージョンができました。私は、それを何とか日本でも出版したいということで走り回りました。そして小金丸貴志さんの名訳を得て、あちらこちらの出版社で相談した結果、藤原書店の藤原良雄さんのご厚意を得ることができました。藤原さんは「どのくらい売れるかわからないけれども、出版するに十分値する本だ」とおっしゃってくれて、本当に最適の出版社から出すことができました。私は非常にうれしく、小金丸さんとともに、出版決定の時にはつい万歳を叫んだほどです。

この本は、幸いに大変な好評を博しており、初版のストックがぼつぼつなくなるそうです。また全国紙の日曜版に載る読書欄や書評欄で、ほとんど全てが大きく取り上げてくださいました。また産経新聞は、書評という

よりも、羅福全の人生を語るコラムまで書いてくれました。実は、産経新聞には、羅福全先生のインタビューも連載されるとのことです。同紙の何面かに回顧録のコラムがあると思いますが、そこにいつからかはわかりませんけれども、そう遠くなく掲載される予定ですので、ご期待いただきたいと思います。

そういうわけで、羅福全先生には、今回の出版は非常な反響があった、うれしいことだということを申し上げ、そんな機会ですから、ぜひ御来日いただき、我々のシンポジウムのゲストスピーカーをやっていただきたいというふうに考え、そのお願いをしたところご快諾を得たという次第です。

本日の先生のレクチャーにもありましたが、先生は日本、それからアメリカに留学され、そして蒋介石政権の恐怖政治から何とか台湾を救出しようという熱い心を持ってアメリカで政治活動をされました。それが国民党に察知され、ブラックリストに載せられてしまいました。さきほどのお話にもございましたが、母上の逝去の報に接しても祖国に帰ることができないという、非常に苦難の時代であったわけです。

しかし、そういう、普通の人間であれば呪うべき自分の人生の渦中にあるながら、そこが羅福全の羅福全たるゆえんだと思うのですけれども、アメリカ国籍をとると同時に、国連の高位のポストを得、この国連のパスポートを使って世界中を駆け巡るという、文字通りグローバリストとして生きてきたわけです。

羅福全先生は、いろいろな仕事をしてこられましたが、中でも特に感銘深いことは、貧しい開発途上国の開発をどう進めたらいいのかという、いわば開発の政策的な処方箋を提示して歩くという極めて実践的な仕事を本当に熱心にやってこられたことです。

私も開発経済学という分野が専門なのですが、我々にとりましては、羅先生はフーチエン・ローという名前で知られていました。実は、フーチエ

ン・ローが羅福全という漢字の人物だなどということは、当時の私は知りませんでした。むしろ、フーさんじゃないかと思っていたほどです。ほとんどの論文が英語で出ていますから、フーチェン・ローと書くわけです。そのフーさんの論文を私は当時幾つも読んでいました。私個人にとっても、羅先生は青春時代から仰ぎ見るような存在だったのです。

先ほどレクチャーの中でおっしゃった経緯によって、羅先生は白金台にある駐日代表処の台湾代表、いわば大使に就任されました。私はそのころから引き寄せられるように先生のところに伺い、親しくつき合っていただくようになりました。

私はぜひ皆さんにこの本を一度読んでいただきたいと思っています。先ほども申し上げたように、羅先生の人生は苦難に満ちた人生ではあったのですが、この本は、その大変な苦難をそう感じさせない筆致、まるで難事を軽やかに飛び越えていくような、そういう筆致で書かれています。

この本は、実は陳柔縉さんが2年間にわたって羅福全先生のお宅に毎週1回、あるいは2回通って、先生からありとあらゆることを聞き出して書いた本なのです。つまりオーラルヒストリーというわけです。陳さんに伺ってみると、原稿は本になった分の10倍くらいあったようですが、それを陳さんの筆致で実に軽やかに書いてある。深刻なものを深刻な問題として書くのではなくて、むしろ軽やかに書いている。それがゆえに、かえって読者にはリアリティーを持って、羅先生の人生が深く胸に迫ってくるのです。ぜひ機会があったら皆様にも読んでいただきたい。きょうの講演を思い起こし、羅福全先生の顔を思い浮かべながら、もう一度活字で読んでいただきたいと思います。

陳柔縉さんは、冒頭の紹介でもありましたように、台湾の大変有名なノンフィクションライターであり、コラムニストです。かつては聯合報の記者をもなさっていた方です。

さきほど、羅福全回顧録を陳さんがお書きになったと言いましたが、陳

さんはこれまで幾つも本を書かれておりまして、そのうちの1冊が最近『日本統治時代の台湾』という日本語のタイトルで、PHP研究所から日本語訳が出ております。

何とすばらしいライターだと、私は、実はその本を通じて初めて知ったのです。陳さんは、こういう筆致といいますか、文章のスタイルを持っている方だなということは、それらを通じて知りました。陳さんは、日常、人が特段気がつかないような生活の、小さな出来事にスポットライトを浴びせて、それを細密に書きながら、読む者の心をぐっと引きつける絶妙な手法をもっているのですが、こんな手法をどうやって身に付けたのか、ぜひ今後おつき合いをしながら教えてもらいたいと思っております。次のような言葉が、陳さんの本の序文に載っています。「歴史というものは、有名な英雄が作り出すものではなく、それぞれ名もなき住民が日常生活の中で紡ぐエピソードの蓄積なのだ。」本当に麗しい言葉で、そうだろうなというふうに思われます。これが陳柔緹さんの思想であり、執筆への態度だろうと思います。実に闊達な筆さばきでありますし、もちろんこれを訳した天野健太郎さんの貢献も大きいのだろうと思いますが、うらやましいような、輝かしい文章をお書きになります。こちらもぜひお読みいただければと思います。

ちなみに、陳さんの著書は、櫻井よしこさんを理事長とする国家基本問題研究所の今年の日本研究賞の受賞作になり、先般開かれた華やかな受賞パーティーに陳さんは招かれた次第です。

きょうのお話も非常に楽しかったですね。本日の客席には、特にシニアの方が多いような気がするのですが、何かセンチメンタルジャーニーをされているような感じをもたれたのではないかと思います。日本の統治時代に、日本の文化が、もちろんその多くは西洋から入ってきたものであります、台湾にどのようなメカニズムで伝えられていったかということが、非常にビビッドに、図表や苦労して集められた資料から明らかになった。

こんな楽しい授業なら何度でも聞きたいですね。説得力のあるお話をありがたく拝聴しました。

玉置充子さんは、拓殖大学で新しく設立された台湾研究センターで、これからいろいろな仕事をやっていただきますが、その仕事の第1号を担う報告が本日ありました。

日本の台湾統治がどのように展開されたか、最も末端の基層社会で日本の統治がどのようなダイナミズムを持って展開されたかということを、実際に見事に紹介していただいたというふうに思います。これをどう評価するのかというところまで、まだ踏み込んではおりませんが、今後はさらに、台湾のみならず、他の日本が統治した地域、満洲であるとか朝鮮であるとか、そういったものの統治のありようと比べてみるなどという問題意識も、若い諸君であれば手をつけてみたい、そう思ってくださる方が出てくるかも知れません。そうであれば大変うれしいのですが、玉置さんの研究を第1号として、これから台湾研究センターをしっかりと運営してまいります。皆様ぜひご協力を賜りたいと思います。

冒頭の川上先生のお話にもありましたように、ここにお集まりの方々には申すまでもないことかもしれません、拓殖大学は、台湾拓殖、つまり台湾の開拓と殖産を担う若い人材を養成するという目的で、明治33年(1900年)に生まれた大学でございます。台湾というのは、我々にとってアイデンティティーの源のような存在なのです。そういう意味で、拓大に台湾研究センターがようやくできるというのは、遅きに失した感じがなくはないのですが、その分、加速力を持って、いい研究を積み上げていきたいと考えております。今後とも皆様よろしくお願ひ申し上げます。

羅福全先生、陳柔縉さん、玉置充子さん、それから小金丸貴志さん、本当にありがとうございました。

〈報 告〉

台灣語研究会活動報告

渡 邊 俊 彦

台灣語研究会は、拓殖大学草創期の約 20 年間（1900～1922）にわたり、必修科目であった「台灣語」が、どのような教材、教授方法によって教えられてきたかを解明し、今後の台灣語及び漢語系言語の教育向上に資することを目的として、平成 25（2013）年 9 月、言語文化研究所内の勉強会として発足した。平成 25 年度は台灣語研究会準備会と称した。同年 11 月に発足した国際協力研究機構が第 1 回プロジェクトとして推進した台灣研究プロジェクトでは、「台灣とロシア」「日本時代における台灣地方行政」と並ぶ台灣研究の三本の柱の一つと位置づけられた。平成 28 年 4 月の本台灣研究センター設置に伴い、本センター活動の一部となり、現在に至っている。

台灣語研究会実施状況

平成 25 年度（台灣語研究会準備会として開催）

No.	日時	場所	報告内容	報告者
1	9 月 23 日（月） 10：00～	G 館研究支援課会議室	明治・大正期における拓殖大学の台灣語教育について	長谷部茂 (拓殖大学日本文化研究所主任研究員)
2	11 月 8 日（金） 17：00～	A 館 第三会議室	總督府領臺之初教材中的臺語文書寫風格	渡邊俊彦 (台灣語研究会幹事)
3	2 月 21 日（金） 17：00～	A 館 1F ミーティングルーム 1	日本の大学における台灣事情と言葉をめぐる授業の実践報告	樂大維 (拓殖大学外国語学部講師)

平成 26 年度				
1	4 月 11 日(金) 17:30~	A 館 第三会議室	華語教學中的台語教學	楊晏彰 (拓殖大学外国語学部特任講師)
2	7 月 11 日(金) 18:00~	A 館 第五会議室	古典を台湾語で読んでみる	大方高典 (本学名誉教授・台湾語研究会顧問)
3	10 月 31 日(金) 18:00~	A 館 1F ミーティングルーム 1	統治下の教材における台湾語風格と台湾語要員育成の言語教育に関する一考察	渡邊俊彦 (台湾語研究会幹事)
4	3 月 25 日(水) 18:00~	A 館 第三会議室	平成 26 年度オープンカレッジ 外国語講座「台湾語」終了報告	楊晏彰 (拓殖大学外国語学部特任講師)
			平成 27 年度オープンカレッジ 外国語講座「台湾語」について	樂大維 (拓殖大学外国語学部講師)
平成 27 年度				
1	7 月 21 日(火) 18:00~	創立百年史 編纂室	市川講師による柯秋潔に関する 臨時研究会	市川春樹 (台湾師範大学台湾語文学系博士後期課程)
2	2 月 17 日(水) 18:00~	創立百年史 編纂室	平成 27 年度オープンカレッジ 外国語講座「台湾語」実施報告	樂大維 (拓殖大学外国語学部講師)

台湾語研究会研究実績（紀要掲載）

No.	著者	タイトル	掲載誌	発行日	掲載頁
1	長谷部茂	明治・大正期における拓殖大学 草創期の台湾語教育について	『拓殖大学 語学研究』 No. 131	平成 26 年 12 月	121-147
2	樂 大維	日本の大学における台湾事情と 言葉をめぐる授業の実践報告	『拓殖大学 語学研究』 No. 131	平成 26 年 12 月	179-198
3	楊 晏彰	華語教學體系下之日臺對外臺灣 閩南語課程比較研究	『拓殖大学 語学研究』 No. 132	平成 27 年 3 月	137-168
4	渡邊俊彦	対訳日本語教材における伊沢修 二の教育觀とその台湾語の文体	『拓殖大学 語学研究』 No. 132	平成 27 年 3 月	169-193

台湾語研究会メンバー

平成 28 年 2 月現在

No.	氏名	所属
1	大方 高典	拓殖大学名誉教授（外国語学部中国語学科） 台湾語研究会顧問
2	平山 邦彦	拓殖大学外国語学部中国語学科教授
3	樂 大維	拓殖大学外国語学部中国語学科講師（非常勤） 同言語文化研究所講師（非常勤）
4	蔡 雅雯	拓殖大学外国語学部中国語学科特任講師
5	渡邊 俊彦	拓殖大学言語文化研究所講師（非常勤） 学務部研究支援課勤務
6	金沢 奈央	拓殖大学大学院言語教育研究科博士後期課程
7	楊 晏彰	拓殖大学言語文化研究所在外客員研究員 国立台湾東華大学華語文教学中心講師
8	長谷部 茂	拓殖大学日本文化研究所主任研究員
9	林 初梅	大阪大学外国語学部准教授

本学所蔵資料一覧

No.	発行	書名	著者／発行者	備考
1	1895.12	臺灣十五音及字母 附八聲符號	台湾総督府民政局学務部	
2	1896.11	臺灣十五音及字母詳解	台湾総督府民政局学務部	
3	1896.11	臺灣十五音及字母詳解	台湾総督府民政局学務部	柯秋潔加筆跡？
4	1896.11	臺灣適用 作法教授書 全	台湾総督府民政局学務部	
5	1896.11	臺灣適用 國語讀本初步 上卷	台湾総督府民政局学務部	
6	1896.11	臺灣適用 小學讀方作文掛圖教授指針 全	台湾総督府民政局学務部	
7	1896.11	訂正台灣十五音及字母表	台湾総督府民政局学務部	
8	1897.10	臺灣適用 書牘文教授書 下卷	台湾総督府民政局学務部	
9	1900.02	臺灣適用 會話入門 全	台湾総督府民政部学務課	
10	1901.03	訂正臺灣十五音字母詳解	台湾総督府民政部学務課	
11	1907.03	日臺語辭典	台湾総督府民政部総務局学務課	
12	1908.03	日臺小辭典	台湾総督府	

13	1912.06	臺灣教科用書 國民讀本 卷一	台湾総督府	
14	1912.06	臺灣教科用書 國民讀本 卷二	台湾総督府	
15	1915.07	臺灣語教本	柯秋潔／東洋協会専門学校	

台湾研究センター収集資料（教科書関連）

No.	発行	書名	著者／発行者	備考
1	1895.07	台湾日用土語集	侯野保和	国会図書館近代ライブラリー
2	1895.08	台湾言語集	岩永六一	国会図書館近代ライブラリー
3	1895.09	台湾会話編	坂井鉄五郎	国会図書館近代ライブラリー
4	1895.11	日本語教授書	台湾総督府民政部学務部	国会図書館近代ライブラリー
5	1895.11	日本語教授書（復刻）	台湾総督府民政部学務部	
6	1895.12	台湾語	田内八百九万／太田組事務所	国会図書館近代ライブラリー
7	1896.02	新日本語言集 甲號	台湾総督府民政部学務部	国会図書館
8	1896.02	新日本語言集 甲號（復刻）	台湾総督府民政部学務部	
9	1896.03	台湾語全集	木原千楯	
10	1896.04	臺灣土語全書	田部七郎・蔡章機	
11	1896.06	対照台湾 日台語便	閔善次郎・閔組出張所	
12	1897.03	台湾適用書牘文台湾適用上巻	台湾総督府民政部学務部	
13	1897.03	台湾適用書牘文台湾適用下巻	台湾総督府民政部学務部	
14	1897.10	臺灣適用 書牘文教授書 上下巻	台湾総督府民政部学務部	国会図書館近代ライブラリー
15	1898.10	大日本史略 全	台湾総督府民政部学務課	国会図書館近代ライブラリー
16	1899.03	臺灣語發音學 兼松磯熊編福江義塾版	台湾日日新報社	
17	1900.07	ゴアン氏言語教授方案（復刻）	台湾総督府民政部学務課	
18	1900.12	臺灣公學校國語教授要旨（復刻）	台湾総督府民政部学務課	
19	1902.06	日臺會話大全	杉房之介／台湾総督府学務課	
20	1902.07	清國時文輯要總訳 壱之巻	足立忠八郎	
21	1903.04	台湾語發音心得	林久三	
22	1914.10	日訂正再刊 臺譯國語教本全.pdf	宇井英	国立中央図書館台湾分館
23	1915.07	臺灣語教本	柯秋潔／東洋協会専門学校	拓殖大学図書館所蔵
24	1922.08	臺灣語典（復刻）	岩崎敬太郎	
25	1931.03	臺日大辞典（復刻版『台湾語大辞典』国書刊行会 1993年10月）	台湾総督府	序、凡例
26	1934.07	臺灣語法	台湾総督府警察官及司獄官練習所無名出版部	
27	1950.12	福建語法序説（抄）	李獻璋／南風書局	
28	1976	国語閩南語対照初步会話	蔡培火／正中書局	
29	2012.06	台湾総督府日本語教材集 第一巻（復刻）解説	冬至書房	

台湾研究センター収集資料（先行研究等）

No.	発行	書名	著者／発行者	備考
1	—	小川尚義と台湾の日本語教育	蔡茂豐	—
2	1984	伊沢修二とその中国語研究	六角恒広	近代日本の中国語教育 pp. 135-179
3	2010	『日台大辞典』不載「日台字音便覧」について	中澤信幸	山形大学大学院社会文化システム研究科紀要第7号 pp. 154-162
4	2007	中国語発音学習における日本漢字音活用の可能性について	中澤信幸	独立行政法人国立高等専門学校機構大島商船高等専門学校 紀要第40号 pp. 77-84
5	2005	台湾人日本語学習者と「清獨」	中澤信幸	独立行政法人国立高等専門学校機構大島商船高等専門学校 紀要第38号 pp.57-64
6	2007.12	言語と教授法 — フランス語教育と日本語教育の場合	伊ヶ崎泰枝	広島大学フランス文学研究 26号 pp. 45-54
7	—	木村貞次郎氏台湾語関係著作目録抄 — 日本統治下台湾警察語学教義の一齣 —	—	作者不詳
8	1999.03	日本統治時代初期の台湾総督府による「台湾語の創出」.pdf	富田哲	国際開発研究フォーラム 11 pp. 155-165
9	2000.6	統治者が被統治者の言語を学ぶということ	富田哲	『植民地教育史研究年報』 通号3号
10	2000	統治者の言語学 日本統治時代初期台湾での言語研究と言語教育（抄）	富田哲	名古屋大学博士論文
11	2007.9	日本統治下台湾の教科書の中の台湾語	前田均	『台湾語言学一百周年国際学術研討会 会前論文集』台中教育大学
12	2013	植民地統治下での通訳・翻訳	富田哲	致良出版社有限公司
13	2014	東洋協会専門学校之台湾語教育研究	市川春樹	静宜大学学報第6期 pp. 29-62
14	1942.12	福建語入門（復刻）	市成乙重	東京福建語講習所
15	—	有關歌仔冊的研究與資訊	施炳華	—
16	2006	漢字、台湾語、そして台湾話文	李尚霖	一橋大学言語社会研究科 博士論文
17	2006	宗主国の人間による植民地の風俗記録	林美容	アジア・アフリカ言語文化 研究 NO.71 pp. 169-179
18	2012.3	領台初期の台湾語教学（一）	樋口靖	『文学部紀要』文教大学 文学部第25-2号.pdf
19	2012.09	歴史事件論述中的譯者形象 — 以芝山巖事件與口譯員吧連德為例 —	横路啓子	日治時期の譯者與譯事活動工作坊
20	2015.03	台湾国語における給我と幫我の拡張	永江貴子	拓殖大学語学研究第132号
21	2010.03	台湾の言語地理学はどこまで進んだか？	洪惟仁	地域言語 21 pp. 11-33.pdf
22	2012.03	台湾総督府国語学校の設立と言語教育の推進	王秋揚	山口大学アジア歴史・文化研究会 pp. 143-169
23	2011.03	日本統治時代の台湾における日本語教育 — グアン氏言語教授法に関連して —	王秋陽	Journal of East Asian Studies No. 9 pp. 41-54

24	2012.03	臺灣總督府國語學校の設立の言語教育の推進	王秋陽	山口大学アジア歴史・文化研究会 pp. 143-169
25	1993	近世日本の華僑研究	眞榮平房昭	李獻璋著『長崎唐人の研究』に寄せて』東洋史研究 (1993), 52(3) 485-490
26	2007	「植民地体制における「文明」の両義性論文——『台灣協會会報』の二言語使用の明暗構造への分析を通して——	許時嘉	日本台湾学会報9 pp. 23-44
27	2011.04	伊澤修二の日本語教材『東語初階』・『東語真伝』	谷口知子	関西大学東西学術研究所紀要(44), 341-355
28	2006	明治期に於ける近代日本語教育——宏文学院を通して——	酒井順一郎	『総研大文化科学研究』日本語教育国際研究大会発表(於コロンビア大学)
29	2012	台湾と拓殖大学	長谷部茂	拓殖大学日本文化研究所『新日本学』2012年春号 pp. 87-100
30	1924.09	台湾旅行記	青木元治郎	拓殖大学図書館所蔵
31	2003.12	拓殖大学の台湾語講座と台湾の言語事情	黃文雄	外国語・地域研究の系譜(2)
32	2001.06	拓殖大学台湾語教師考	黃文雄	拓殖大学百年史研究 7号 pp. 35-45
33	2014.05	中国語母語話者に対応した日本語教育について:日本語教師にできること	飯田透	拓殖大学日本語紀要 24 pp. 69-79
34	2010	台湾語表記論と植民地台湾——教会ローマ字と漢字から見る——	黃馨儀	一橋大学博士論文・博士審査要旨

(順不同)

台湾研究センター収集資料（台湾語教育関連）

No	発行	書名	著者／発行者	備考
1	1958.7	伊沢修二年譜、著作関係目録	信濃教育会	『伊沢修二選集』
2	1939.12	臺灣教育年表	台湾教育会	『臺灣教育沿革史』
3	1900.3	領台以後に係る教育沿革①	—	台湾協会会報 第018号 pp. 24-35
4	1900.6	領台以後に係る教育沿革②	—	台湾協会会報 第021号 pp. 28-40
5	1900.7	領台以後に係る教育沿革③	—	台湾協会会報 第022号 pp. 4-15
6	1914.12	台湾總督府国語学校一覧	台湾總督府国語学校	—
7	2004	楊肇嘉回憶錄(抄) 三民書局、2004年、第四版一刷.pdf	楊肇嘉	三民書局、第四版一刷
8	1988	楽石自傳教界周遊前記(抜粹)	故伊沢先生記念事業会・伊沢修二君還暦祝賀会	楽石自伝教界周遊前記 / 楽石伊沢修二先生
9	1914.3	臺灣總督府國語學校一覧 自大正3年度至大正4年度	台湾總督府国語学校	国立国会図書館データアーカイブズ
10	—	『語苑』第11卷以降表紙と目次	台湾語通研究会	国立中央図書館台湾分館

11	1909	『語苑』第2卷第8号	台湾語通信研究会	国立中央図書館台湾分館
12	1909	『語苑』第2卷第9-12号	台湾語通信研究会	国立中央図書館台湾分館
13	1910	『語苑』第3卷	台湾語通信研究会	国立中央図書館台湾分館
14	1911	『語苑』第4卷	台湾語通信研究会	国立中央図書館台湾分館
15	1912	『語苑』第5卷	台湾語通信研究会	国立中央図書館台湾分館
16	1916.12	三枝光太郎「東京名古屋現代人物誌」	長江鉢太郎	国立国会図書館 近代デジタルライブラリー
17	1910.2	日漢両国語の根本的差異	上田万年	東洋時報 第137号 pp. 31-38
18	1902	仮名遣法	台湾総督府民政部	
19	1898.11	台湾の学事	伊沢修二	台湾協会会報 第002号 pp. 23-37
20	明治28年	日清字音鑑	伊沢修二	
21	1895	視話法	伊沢修二	
22	1898.11	台湾協会会報 第002号 本会記事（伊沢講演の件）	—	台湾協会会報 第002号
23	1898.11	台湾協会会報 第002号「台湾の学事」（伊沢修二）	伊沢修二	台湾協会会報 第002号
24	1900	台湾殖民行政学校一覧	台湾殖民行政学校	国立中央図書館台湾分館
25	2009	台湾語学科課程（「資料編七」）	拓殖大学／拓殖大学百年史	p. 3-98
26	—	台湾語教師の履歴書・他資料（複本）	拓殖大学一覧・他（複数）	拓殖大学事務局人事課所蔵
27	2006	台湾閩南語に残っている日本語語彙	黄迎春・新居田純野・上原聰	
28	—	国語学校土語学科科目（原本）	—	
29	1991	伊沢修二の中国語研究	埋橋徳良	銀河書房
30	2004	明治前期における官吏制度の形成過程 —官吏非職条例を中心として—	石川寛	広島修道大学修道法学 27 pp. 79-108
31	—	教員履歴書 大久保高明（複本）	—	拓殖大学事務局人事課所蔵
32	1918	田中愛孝『（台湾語科三年生）『臺灣旅行記』	田中愛孝	拓殖大学図書館所蔵
33	1902.12	台湾に於ける創業時代の教育①	町田則文	台湾協会会報 第051号
34	1903.1	台湾に於ける創業時代の教育②	町田則文	台湾協会会報 第052号
35	1903.2	台湾に於ける創業時代の教育③	町田則文	台湾協会会報 第053号
36	1903.3	台湾に於ける創業時代の教育④	町田則文	台湾協会会報 第054号
37	1901.9	臺灣教育會雑誌第1号	台湾教育会	国立台湾図書館
38	1901.9	臺灣教育會雑誌第2号	台湾教育会	国立台湾図書館
39	1901.12	臺灣教育會雑誌第3号	台湾教育会	国立台湾図書館
40	1902.3	臺灣教育會雑誌第4-7号	台湾教育会	国立台湾図書館
41	1902.11	臺灣教育會雑誌第8-14号	台湾教育会	国立台湾図書館
42	1900	台湾殖民行政学校一覧	台湾殖民行政学校	国立台湾図書館
43	1911.10	「南溟行」『同窓会報』	東洋協会専門学校	東洋協会専門学校『同窓会報』第7号 p. 51-56

44	1910.6	入学式台湾語式辞	東洋協会専門学校	東洋協会専門学校『同窓会報』第3号 p.7-8
45	1914.10	堀新平「東京から台南まで」(台湾語を汽車で使った話)	堀新平	東洋協会専門学校『同窓会報』第21号 p.17-18
46	1916.11	大塚大三「台湾土産」	大塚大三	東洋協会専門学校『同窓会報』第30号 p.18-21
47	1911.6	門田正経「臺灣行」	門田正経	東洋協会専門学校『同窓会報』第6号 p.1-4

〈特別寄稿〉

後藤新平と台湾

——後藤新平文書と阿片政策を始点とする台湾との関わり——

中村淑子

(奥州市立 後藤新平記念館 学芸調査員)

要 旨

1898（明治 31）年 7 月、主唱者・桂太郎を会頭とし台湾協会が設立される。台湾民政長官・後藤新平は、台湾を担う若い人材養成を目的として創設された台湾協会学校（拓殖大学の前身）の理念に賛同を示し、桂を援護してその運営に大いに関わっている。後藤新平文書には後藤に宛てた 79 通の桂太郎書簡が収蔵されている。うち 12 通が台湾協会・東洋協会関連の内容であり、明治 34 年 3 月 9 日付桂書簡は台湾協会学校への後藤の援助に対する謝辞が記されている。また同校学生に向けた講演原稿や式典における祝辞草案なども残されている。

後藤新平が第 3 代学長をつとめた拓殖大学は、当記念館設立にあたって 1977（昭和 52）年に起案された「後藤新平記念館の建設と水沢公園銅像建立計画」趣意書において既に協賛団体として列記されている。設立計画の段階から深い理解と協力を頂いていることがわかる。今般、満を持して開設された海外事情研究所附属台湾研究センターが、現存する台湾関連資料の把握と台湾研究構想のネットワークの軸となられることを大いに期待している。

は じ め に

奥州市立後藤新平記念館は 1978（昭和 53）年に開館し、2017（平成 29）年 9 月で 38 周年を迎える。その設立の契機は、郷土の先人・後藤新平伯

の顕彰と「後藤新平文書」・後藤家寄託資料・後藤伯閥連蔵書・関係者からの寄贈資料を広く公開展示しながら、学術研究に資するうえからどのように保存し後代へ継承するかということにあった。

「後藤新平文書」とは、1929（昭和4）年の後藤新平伯逝去に伴い翌年発足した後藤新平伯伝記編纂会において整理・補完が行われた資料である。それらの資料を精査し全4巻に及ぶ伝記の刊行に至った。1938（昭和13）年の伝記編纂会解散後は、公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所（旧：財団法人東京市政調査会）内に後藤新平伯関係文書処理委員会が設立され資料を管理していた。「後藤新平文書」として目録が作られた約1万9,000点（およそ13万頁）に及ぶ資料は、単に後藤家関係の資料たるのみならず、明治から大正・昭和初期の近代日本約100年間の政治、経済、思想、文化の流れ、更には日本が初めて手がけた植民事業「台湾」を読み解く歴史資料として実に得難い文献が多く含まれているといえよう。

1. 台湾統治の弊・阿片

1898（明治31）年3月28日、第4代台湾総督・児玉源太郎と共に渡台した後藤新平は、即座に台湾統治の根本策、土匪対策、阿片制度についての抱負をまとめ、5月に総督府吏官員大整理を発表した。後藤自身も6月の新官制により民政局長改め民政長官となる。後藤は日本国内で政府の要職を兼任する児玉総督に代わり台湾総督府の革新に努めた。土地と人口の調査を行うと共に、道路・鉄道・湾港などのインフラを整備し台湾の産業発展の基礎を築いたといえる。

後藤伯と自身の一転期「台湾」とをつないだ機縁とは何だったのか。

後藤は、衛生局長時代より医師としての立場から阿片制度に深い関心を持っていた。それが新領土となった「台湾」を統治するうえで根深い問題として思案されるに及びその意見を首相に呈する機会を得ることになる。

その建白書は、医師・後藤新平が官僚政治家として台湾統治の植民行政に転じる機縁となるのである。

台湾の弊・阿片吸食に至る概略が「台湾府志」外島篇に記載されている。

ジャガタラ　ジャワ　咬嚼吧（爪哇）は紅毛人之を奪う。其の初土人軽捷善く鬪う。紅毛
 あへん　鴉片煙を製し、誘いて食わしむ。拳国争い趨ること驚の如し。久し
 ひるい　くして遂に疲羸し、制を受け竟に拠る所となる。…（中略）…紅毛人
 あへん　及び唐人は、鴉片を吃することなく、犯すときは重罰して宥さず。然
 ひそか　るに唐人往々窃に食し、其土（原料）を懷きて中国に入るものある
 に至り、法に依りて製煙し、毒を漳泉廈門に流し、今は則ち蔓延して
 台に及ぶ。禁ずと雖も遽に絶つこと能わず。

〔解釈〕 オランダ人はジャワを奪おうとした。初めのころ（ジャワの）土着民は、身軽ですばしこく、よく鬪った。そこでオランダは阿片を製し、土着民を誘って吸わせるようにした。その結果国を挙げて争い走る様子がアヒルのようになった。年を経てついには疲れ弱り、ジャワはオランダに制圧されて占拠された。…（中略）…オランダ人及び中国人は阿片を喫することなく（もしこれを）犯したときには重罪を科してゆるされなかつた。ところが、中国人は往々ひそかに阿片を吸い、その原料を懷いて中国にもどる者があり、製法に従つて阿片を製し、毒を漳泉の廈門に流し、今ではそれが広がりはびこり台湾に及んでいる。禁じても速やかに絶つことができない。

上記より阿片が廈門に始まり急速に台湾に流入したことが伺える。また、「論治台湾事宜書」（1724（雍正2）年）藍鼎元編のなかに「廈門多く有り、而して台湾特に甚し。殊に悲しむべし」とある。この頃、台湾で朱

乱と呼ばれる内乱が起こり、阿片の吸食を禁止することによって内乱による損害からの回復の起発をはかった。しかしながら、禁令を発し阿片に関する刑罰を重くして根治を励行しようとすれば、逆にますます密輸入を増し、阿片の原料となる罂粟の私栽を盛んにするだけであった。

日本統治以前より阿片吸食は台湾に浸染し、すでに長年の悪しき習慣なっている者にこれを厳禁しようとすれば必ず蜂起して反乱がおこり、また、これを禁止しなければその弊害は広がり本国への影響も心配される頭の痛い問題であった。阿片問題の処理は、台湾統治上の大好きな問題となつたばかりでなく、解決に至るべき方向性の決定と手腕は、図らずして諸外国の注視するところとなつた。

台湾初代総督・樺山資紀が 1895 (明治 28) 年 5 月渡台に際して行った告諭では、単に住民の財産を保証するにとどまり、阿片吸食については何らの言及もなかつたことから、日本政府の治台方針は阿片を厳禁するのではないかとの危惧の念が民心に広がつた。総督府では、急速に阿片問題の研究をはじめ、阿片禁止を方針とすることだけは決つたが、台湾に動乱を惹起するような危険なしに、最も短日月に、最も有効に禁止するにはどうしたらよいかという点への議論の結論に及ぶことはなかつた (『台湾阿片誌』参照)。

このようななか暗夜の一灯火たりしものと言わしめたのが、内務省衛生局長・後藤新平の意見書であった。それはどのような経緯から提出されたのか。

2. 台湾事務局総裁・伊藤博文と後藤新平

1895 (明治 28) 年 7 月 10 日、後藤は児玉源太郎の紹介のもと、ときの内閣総理大臣・伊藤博文と初めて会見する。日清戦争後に生じた検疫事業において臨時陸軍検疫部 (部長・児玉源太郎) 事務官長に任せられ、内務

省臨時検疫局委員を兼任している最中のことである。

伊藤博文との会談で後藤は、のちに「日本新王道論」としてまとめられる国家社会主義、労働疾病保険法並びに工場法の進言、国立の病院の建設の必要性などの社会立法論を陳弁した。殊に保険法にあたって伊藤は熱心に耳を傾けられ、しばしば往復することとなったと語っている。次いで阿片制度建議を提出し、台湾事務局総裁たる伊藤の採用するところとなり、伊藤・桂太郎らの勧誘により政治に入ることとなったと続く。伊藤との初会見の詳細資料は残されていないが、1927（昭和2）年4月「文藝春秋」に掲載された岡本一平との座談会の会話によりうかがい知ることができる。

会見での伊藤の態度に鼓舞され、後藤は自身の建白癖を大いに發揮した。これらの建白が台湾と後藤を大きくなつたのである。

以下に、伊藤博文に呈した建白書（抜粋）を掲げる。

- ・1895年8月15日付（後藤新平記念館「以下、当記念館という」衛生局時代22-1）救貧院、疾病保険等、社会制度に関する陳情書
- ・1895年11月13日付（当記念館　台湾147-4）。台湾阿片に関する意見
初代台湾総督・樺山資紀に随行し初代の台湾総督府民政局長心得である水野遵が上京し、台湾における阿片吸食の断禁は到底施行できず、然るに何らかの対策を立てなければ台湾の統治は困難であると台湾事務局総裁・伊藤博文へ具申された。伊藤は各委員にこのことを話し考慮を求めた。内務大臣・芳川顯正は、衛生局長である後藤に常々議論している台湾阿片に関する意見を書面にするよう要請し、「台湾阿片に関する意見」は11月13日付で内務大臣に提出された。内務大臣を経て台湾事務局総裁である伊藤へ渡ったのは同年12月14日であった。
- ・1895年12月7日（当記念館　衛生局時代23-2）。明治恤救基金について
- ・1896年1月10日（当記念館　衛生局時代23-2-2）日清戦争償金の内3千万円を帝室の御料に納める件についての建議書

上記 2 本の建白書は、日清戦争後の日本の国策が産業振興の一路へ向かいつつあるとき、後藤は産業振興の一面には必ず下層階級問題（救貧）が随伴すべきことを洞察し、日本がとるべき社会方策を提唱している。「一部より全部へ」何か物事を考えたりまた問題が発生した時、その事案だけに目を向けるのではなく、全体に視野を広げ一部が全部に対する影響を価値と関係に置き換えて判断することの重要性。そこから総合的な計画を常に具体的事件と結びつけて考える後藤の植民政策の根底にある指針を読み取ることができる。

かくして台湾事務局委員会は、討議の末、後藤の意見である漸禁政策を採用するに決し、1896（明治 29）年 2 月 3 日阿片政策につき内閣に具申し、閣議決定された。同月 15 日付伊藤総裁より台湾総督・樺山資紀へ移牒により台湾の阿片制度は確立したのである。

以下に、台湾阿片制度確立に関わる後藤新平文書を掲げる。

衛生局-28-1 酒類の釀造烟草の製造を無税許可するは阿片禁止法施上間接方法なり。（台湾總督府衛生顧問時代）

台湾時代台湾-141-1 阿片制度 後藤内務省衛生局長台湾島阿片制度ニ関スル上申（内務省衛生局長 後藤新平）

台湾-141-3 台湾島阿片制度ニ関スル儀ニ付移牒（台湾事務局総裁）他

台湾-141-4 秘書 台湾島阿片制度施行ニ関スル意見書（伊藤博文宛内務省）

台湾-141-8 鴉片烟ニツイテ

台湾-142-1 台湾阿片に関する件 明治 29 年 3 月 12 日 於星岡茶寮座談会

1. 星ヶ岡茶寮ニ於テ会合談話筆記

2. 台湾の衛生 阿片について（石黒軍医総監）

台湾-147-4 台湾阿片ニ関スル意見 明治 28 年 11 月 13 日

台湾-152-1 新領地台湾ニ於ケル衛生中阿片意見大意（石黒忠惠）



【台湾 141-4】秘書

台湾阿片制度施行に関する意見書 草案
明治 29 年 3 月 26 日付

内務大臣 芳川顯正
台湾事務局総裁 侯爵 伊藤博文 宛

上記草案のほかに起案時の草案、後藤から内務大臣に宛てた下書きが残されている。
同資料名で資料番号や年月日の異なるのは
この為である。

【台湾 141-4】

意見書の末尾に添付された鑑札・案
後藤新平筆

(B) 【台湾 148】

阿片行政に関する調査書に封された
総督府発行鑑札
実際に使用された鑑札様式
後藤案と酷似している

台湾-C-1 台湾島阿片ニ関スル件（台湾事務局総裁伊藤博文、台湾権
山総督宛）

台湾島阿片制度ニ関スル意見（内務省衛生局長呈 伊藤台
湾事務局総裁宛）

来翰-ミ-4 水野遵 明治二十九年八月五日

1. 民政局長・水野遵より衛生顧問・後藤新平宛

阿片に関する各種鑑札名義等入用に付 意匠等貴官の御
見込にて印刷局に注文されたし 阿片取締法の実施は 10
月を期し、まず台北に施行のつもりにつき、その含みにて
至急調製されたし 云々

雑(外)-134-1 調査報告（阿片例發布ニ伴ヒ今ヤ喫煙者ニ公付スル
云々）

上記資料以後も調査書、報告書、種々の資料が残されており、後藤の阿片意見と、これと前後して発表された石黒忠恵の漸禁論は深く根付いた台湾の弊阿片吸食問題解決の起因となり徐々に阿片吸食者の減少へと向かうことが読み取れる。

3. 台湾へよせる後藤新平の心肝

1916（大正5）年4月 台湾始政20年記念博覧会発会式参列のため、台湾へ向かう船中にて走り書いたメモが残されている。発会式祝辞案の一部ではないかと推測される。

覚書 20-1 台政追憶覚書（ペン書 日本郵船株式会社旅客用箋3枚一級）



3枚目

2枚目

1枚目

【覚書 20-1】台政追憶

九億の住民君臨スペキ東洋ノ一大帝国

二十年間ノ休戚

日本帝国ニ割譲セラレタル台湾ハ 本国タル支那国民ニ比シテ

不幸ナルカ将タ幸福ナルカ

世界ノ割譲セラレタル境土中 台湾ハ最モ幸福ナルモノナルヤ

将タ不幸ナルモノナルヤ
其事実ヲ挙ゲテ以テ之ヲ例証シ 每事を綜合シテ ソノ総和ニツ
イテ決断ヲ試ミヨ
歴代大官ノ施政ハ其 明治天皇ノ大木ヲ覆スニ至リタルカ
良港欠乏 土匪 生蕃 悪疫
科学的知識欠乏 水滸伝の活劇ノ習慣
米糖其農事上ノ改良（陳中和ノ例）
台湾住民生活ハ向上？ 退嬰？
台湾移住母国人生活ト白人トノ競争
母国ノ納稅ト台湾ノ納稅
台湾教育 啓知成徳、二十年間国語普及成績
国語普及ニ於ケル努力減少（新工夫ナキコト）
(唱歌感化ノ普及)

科学的政治家と呼ばれ、徹底した調査に基づき台湾の近代化を果たした後藤伯が台湾統治20年を振り返り最も重視し気に掛けたこととは『世界ノ割譲セラレタル境土中 台湾ハ最モ幸福ナルモノナルヤ 将タ不幸ナルモノナルヤ』（日本帝国に割譲された台湾は、はたして最も幸福であるか、あるいは不幸であるか）その1点に尽きるのである。

参考文献

- 『後藤新平』〔著者：鶴見祐輔、発行：勁草書房〕第1巻 872頁～
『正伝 後藤新平』〔著者：鶴見祐輔、発行：株藤原書店〕第2巻 392頁～
同上 第2巻 408頁～ 第2の建白書

〈記 錄〉

台北大学国際学術ワークショップ (2016年11月25日, 26日) 参加報告

長谷部 茂

平成28(2016)年11月25, 26日の二日間, 国立台北大学(新北市三峡キャンパス)で行われた国際学術ワークショップに, 本学海外事情研究所附属台湾研究センター(以下に「本センター」と称す)を代表して, 日台露共同研究プロジェクトのメンバー4名(玉置充子, ワシーリー・モロジヤコフ, 陳雲蓮, 長谷部茂)が参加した。主催は, 台北大学歴史学系・同海山学研究センター・同通識教育(教養課程)センター。国外からの参加者は, 国籍別で日本人7名(本学2名), 韓国人4名(济州大学), 香港人2名(香港中文大学), ロシア人1名(本学), 中国人1名(本学)であった。同ワークショップのプログラム及び参加者は次のとおり。

テーマ:「秩序, 治理, 産業——近代東亞政經發展脈絡的再檢視」

(秩序, 統治, 産業——近代東アジア政治経済発展の文脈を再検証する)

日 時: 2016年11月25日(金), 26日(土)

場 所: 台北大学三峡校区人文学院11F会議室

セクション1 植民地統治: 日本帝国編

司会者: 張勝彦(台北大学歴史学系兼任教授)

発表者：長谷部茂（拓殖大学海外事情研究所附属台湾研究センター主任研究員）

玉置充子（拓殖大学海外事情研究所附属台湾研究センター専任研究員）

MOLODIAKOV Vassili（拓殖大学日本文化研究所教授）

コメンテータ：鍾淑敏（中央研究院台湾史研究所副研究員兼副所長）

李若文（中正大学歴史学系教授）

張隆志（中央研究院台湾史研究所副研究員）

セクション2 経済発展

司会者：陳慈玉（中央研究院近代史研究所兼任研究員）

発表者：澤井実（南山大学経営学部教授）

陳徳智（台湾師範大学歴史学系博士候選人）

武田晴人（東京大学名譽教授）

コメンテータ：黃紹恆（交通大学客家文化学院人文社會学系教授兼系主任）

卞鳳奎（台湾海洋大学海洋文化研究所副教授兼所長）

陳慈玉（中央研究院近代史研究所兼任研究員）

セクション3 植民地統治：大英帝国編

司会者：陳俊強（台北大学歴史学系教授兼海山学研究中心主任）

発表者：何佩然（香港中文大学歴史系教授）

馬木池（香港中文大学歴史系講師）

コメンテータ：雷祥麟（中央研究院台湾史研究所副研究員）

范純武（佛光大学歴史学系副教授兼系主任）

セクション4 基礎建設

司会者：蔡龍保（台北大学歴史学系教授兼通識教育中心主任）

発表者：鳩澤歩（大阪大学大学院経済学研究科教授）

林采成（立教大学経済学部教授）

陳雲蓮（拓殖大学日本文化研究所客員研究員・岡山大学
Center for Global Partnerships and Education 講師）

コメンテータ：蔡龍保（台北大学歴史学系教授兼通識教育中心主任）

李朝津（香港樹仁大学歴史学系教授兼系主任）

陳凱雯（台南應用科技大学兼任助理教授）

セクション5 共有財産

司会者：戴興盛（東華大学自然資源與環境学系副教授）

発表者：張惠東（台北大学法律学院助理教授）

鄭相元（濟州大学歴史系副教授）

鄭煥璣（濟州大学SSK専任研究員）

洪広冀（台湾大学地理環境資源学系助理教授）

コメンテータ：林曜同（台北大学民俗芸術与文化資産研究所助理教授）

楊子政（台北大学歴史学系助理教授）

戴興盛（東華大学自然資源與環境学系副教授）

李文良（台湾大学歴史学系教授）

セクション6 地方産業

司会者：李朝津（香港樹仁大学歴史学系教授兼系主任）

発表者：中村尚史（東京大学社会科学研究所教授）

林炯任（永続三峡環境文化工作室主持人）

洪健榮（台北大学歴史学系副教授兼系主任）

コメンテータ：林玉茹（中央研究院台湾史研究所研究員）



ワークショップの模様

戴寶村（政治大学台湾史研究所教授）

陳鴻圖（東華大学歴史学系副教授兼系主任）

本ワークショップは、そのテーマが示すとおり、東アジアの近代化の道筋を多方面から見直そうとするものであり、参加者の持ち寄った個別のテーマも、政治、経済、社会の幅広い分野を含んでいる。中でも植民地経営に関わる部分は、本ワークショップが、主催者である台北大学海山学センターと本センターによる日本統治時代の台湾地方行政に関する共同研究（鶯歌庄文書研究）の中間報告の場でもあったため、中心のテーマとなつた。本学からの参加者はいずれもこのテーマに特化した報告を行つてゐる。本学参加者の報告テーマは、次のとおり。

[セクション 1]

1. 長谷部茂「西洋人如何觀察日治前臺灣地方治理狀況——以臺灣總督府英人顧問梅雅斯〈臺灣自治制度〉建議為例」（西洋人は日本統治以前の台湾地方自治をどう見たか——台湾総督府英国人顧問マイヤースの提案書「台湾自治制度」を事例として）
2. 玉置充子「日治時期臺灣地方自治之模索——由臺北州檔案看庄治實

態」（日本統治時代の台湾における地方自治への模索——台北州檔案から見た庄治の実態）

3. ワシーリー・モロジヤコフ「日本の国家 PR と植民政策——台湾を中心にして、1900-1930 年代」

[セクション 4]

4. 陳雲蓮「西洋人居留地から日本植民地への移行期における台湾高雄港の建設過程と港空間に関する研究」

上記 4 つの報告のうち 2 を除く 3 つは、それぞれ発表後に稿を改め、本紀要に掲載されている。

本学の台湾研究および本学の歴史に関わる、今後、学術交流の期待できる報告テーマには、次のようなものがあった。

「鶯歌庄文書」共同研究の台湾側のリーダーである洪健栄教授は、セクション 6 「地方産業」で「鶯歌文書から日本時代後期地方行政における陶磁産業の課題を探求する」の報告を行った。本センター玉置研究員が進めている同文書の整理作業はまだ途中であるが、洪教授は同報告の中で、鶯歌庄（現・新北市鶯歌区）の代表的地場産業である陶磁産業の発展要因が日本統治時代の施策にあると想定して、今後、このテーマを軸に「鶯歌庄文書」の研究分析に当る旨、表明した。また、同じくセクション 6 で「近代三峡の産業発展」を報告した林炯任氏は、「鶯歌庄文書」研究の対象となる地域の産業について、実地調査を行っている郷土史家である。藍染、茶、樟腦と炭鉱について報告があった。

セクション 3 の何佩然教授は「東華三院から見た香港植民政府の医療管理体制の変遷」で、1870 年代に英国が香港の華人病院を通じて香港の衛生問題に取り組んだ経緯を報告した。台湾総督府民政長官・後藤新平（本学第 3 代学長）が主導した台湾における衛生政策との比較は、英國と日本の植民地政策の違いを解明する面白いテーマになる。同じくセクション 3

の馬木池講師は、「香港英植民統治下の華人寺院と地方管理」の報告の中で、英國が香港の華人有力者の参画する各地域の寺院について条例を制定し、寺院を通じて基層社会の管理を進めた経緯を分析した。何佩然教授の研究とともに、香港地方自治の成り立ちを通じて、英國との比較から日本の台湾植民地政策の特徴を解明する手がかりとなる。

一方、本学の歴史に関わる報告として、セクション2の武田晴人教授の「鈴木商店の経営発展と破綻——横浜正金銀行資料から見た一断面」は、本学卒業生に直接関わるテーマであった。台湾銀行に就職した本学卒業生の森本準一（第8期生）は、破綻直前の鈴木商店に目付役として出向している。森本は、鈴木商店破綻後、同商店の傘下企業の一つであった神戸製鋼所の役員として戦後に至る。横浜正金銀行には、大正3年当時、第5期生の入江湊他16名の本学卒業生が在籍している。また、武田教授は鈴木商店の破綻の主な原因として大連における大豆粕の取引を挙げているが、当時、大豆粕取引の最大手だった大連の日清豆粕製造株式会社（日清製油株式会社、現・日清オイリオグループ）には、第1期生の本多兵一他数名の本学卒業生がいた。セクション4の鳩澤歩教授「ドイツ帝国における未完の鉄道統合——日本の経験との比較」と林采成教授「満鉄における満洲国国有鉄道の委託経営」はともに南満州鉄道株式会社（満鉄）の経営に関わる報告であり、同社初代総裁であった後藤新平及び本学経営陣のいわゆる満鉄人脈に関わる。特に後者は、満鉄による満洲国有鉄道の委託経営の実態を分析し、満鉄が、日本政府、関東軍、満洲国からの「外圧」を調整しながら、組織、経営方針、人事、施設等の一元的統制によって、自社線をモデルとした国有線の統合を進めていく過程を解明しており、100名を超える満鉄在職本学卒業生の仕事と生活の背景を知る貴重な研究である。

韓国から参加した済州大学の研究者による報告は、共有資源（Common-pool resources）をテーマにしたもので、本センターの研究課題とは直接関わらないが、鄭楣元教授の提起した公共概念の歴史的意味付けは、現代

の台湾におけるアイデンティティの形成、非営利組織の活発な動きについて、示唆を与えるものであった。

ワークショップの進行は、セクション毎に司会者が報告者とテーマに関する紹介を行った後、報告者の発表と報告者の発表に対するコメントーターの意見、最後に全参加者による質疑応答という順序で行われた。参加人数は各セクションで出入があるが、報告者・コメントーターを合わせて、約25～30名であった。使用言語は、中国語、日本語、英語及びロシア語で、中国語以外は、中国語の通訳が付いた。報告者全員の論文が『会議論文集』にまとめられ、当日配布されたが、報告者の持ち時間は各15分（通訳の場合は計30分）と短く、報告者は時間の配分に苦心した。コメントーターの論評もわずか7分に制限されていたが、いずれも台湾を代表する碩学による論評は、入念に準備されており、今後の研究に資する有益なものが多かった。

主催者・台北大学海山学研究センターは、今回のワークショップを来年度開催予定の国際シンポジウムの準備作業と位置づけており、今回の出席者が、報告テーマを更に深め、同国際シンポジウムに参加することが期待されている。

なお、上述ワークショップ開催の前日、11月24日（11：00～13：00）に、台湾中央研究院台湾史研究所主催による本学ワシリー・モロジヤコフ教授の講演会があった。テーマは「ロシア、ソ連の台湾研究」。モロジヤコフ教授のこの講演は、台湾史研究所からの事前の要請によるものであった。同研究所がこのようなテーマに興味を持つようになったのは、本学が2014年以来進めてきた日台露共同研究を契機としたものと考えられ、欣快に堪えない。長谷部は同講演会において、拓殖大学とロシア科学アカデミー東洋学研究所との交流と拓殖大学国際協力研究機構による2度の日

台露共同台湾研究国際シンポジウム、及び本センターの設置と今後の活動計画について、報告を行った。



中央研究院台湾史研究所におけるモロジヤコフ教授の講演

〈記 錄〉

台灣研究センター活動記録（2016年4月～12月）

- 4月1日（金） 海外事情研究所附属機関として台湾研究センター発足
- 4月14日（木） 第一回台湾研究センター打合せ（福田理事長、川上センター長、長谷部研究員）。
- 4月15日（金） 玉置、長谷部両研究員が早稲田大学で開催された日本台湾学会第107回定例研究会に参加。
- 5月21日（土） 玉置研究員、宇都宮大学で開催された日本台湾学会第18回学術大会に参加。
- 5月25日（水） 林美容氏（慈済大学教授。元中央研究院民俗学研究所研究員）他2名が台湾よりセンターを訪問。玉置、長谷部両研究員と意見交換。
- 6月11日（土） 長谷部研究員、台北駐日経済文化代表処台湾文化センター開館1周年記念「台湾カルチャーフェスティバル」セレモニーに参加。
- 7月7日（木） 玉置、長谷部両研究員、台湾文化センターにて陳柔緒氏（エッセイスト）講演会に出席。
- 7月8日（金） 蔡龍保氏（台北大学歴史学系教授）来訪。玉置、長谷部両研究員と8月の玉置研究員の台湾出張および11月に台北大学で開催される国際ワークショップに関する打ち合わせ。
- 7月22日（金） 玉置、長谷部両研究員、大阪大学東京サテライトキャンパスにて、陳柔緒氏の講演会に出席。
- 7月23日（土） 台湾研究センター設置記念シンポジウム開催。
- 8月5日（金） 海外事情研究所HP内に台湾研究センターのサイトを開

設。

8月24日（水）～9月2日（金）

玉置研究員、台湾出張。台北大学海山学研究センターにおいて「鶯歌庄文書」に関する共同プロジェクトの打合せ。新北市立図書館にて鶯歌庄文書の原本閲覧。

11月24日（木） モロジヤコフ教授（日本文化研究所）、台北の中央研究院台湾史研究所で講演（テーマ：ロシア、ソ連の台湾研究）。長谷部研究員、台湾研究センターの設置経緯報告。

11月25日（金）、26日（土）

玉置研究員、長谷部研究員、モロジヤコフ教授、陳雲蓮氏（日本文化研究所客員研究員、岡山大学講師）が台北大学で開催された国際学術ワークショップに参加し、研究報告。

12月9日（金） バルトン（台湾総督府土木顧問）伝記作者・稻場紀久雄氏（大阪経済大学名誉教授）及び杉山美也子氏（台湾研究家・本学安全保障修士）来校、懇談会開催。福田理事長、渡辺学事顧問、モロジヤコフ教授、玉置、長谷部両研究員が参加。

12月26日（月） 長谷部研究員、台北駐日経済文化代表処の林世英教育部長と茗渓会館にて懇談、台湾研究センターの活動について報告。

拓殖大学海外事情研究所附属台湾研究センター紀要『拓殖大学 台湾研究』

投稿規則

(目的)

第1条 拓殖大学海外事情研究所附属台湾研究センター（以下、「センター」という。）が発行する紀要は、多様な研究成果および学術情報の発表の場を提供し、研究活動の促進に供することを目的とする。

(紀要)

第2条 センターは、紀要『拓殖大学 台湾研究』（以下「紀要」という。）を発行する。

(投稿資格)

第3条 紀要の投稿者（共著の場合、投稿者のうち少なくとも1名）は、海外事情研究所専任教員、センター専任研究員ならびに兼任兼任研究員（以下、「センター研究所員」という。）とする。

2 センター編集委員会（以下「編集委員会」という。）が認める場合には、センター研究所員以外も投稿することができる。

(著作権)

第4条 紀要に掲載された著作物の著作権は、センターに帰属する。

2 センターが必要と認める場合には、投稿者の許可なく、著作物の転載や引用を許可する。ただし、事後に投稿者に報告するものとする。

3 紀要に掲載した著作物は、電子化しコンピュータネットワークを通じて、本学のホームページ等に公開するものとし、投稿者はこれを許諾しなければならない。

(執筆要領および投稿原稿)

第5条 投稿する原稿は、紀要『拓殖大学 台湾研究』執筆要領の指示に従って作成する。

2 投稿する原稿は、図・表を含め、原則として返却しない。

3 学会等の刊行物に公表した原稿、あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は、紀要に投稿することはできない（二重投稿の禁止）。

(原稿区分他)

第6条 投稿区分は、次表のとおり定める。

(1) 論文	研究の課題、方法、結果、含意（考察）、技術、表現について明確であり、独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
--------	--

(2) 研究ノート	研究の中間報告で、将来、論文になりうるもの（論文の形式に準じる）。新しい方法の提示、新しい知見の速報などを含む。
(3) 抄録	拓殖大学海外事情研究所附属台湾研究センター研究助成要領第9項(2)に該当するもの。
(4) その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿（公開講座記録等）については、編集委員会において取り扱いを判断する。また、編集委員会が必要と認めた場合には、新たな種類の原稿を掲載することができる。

2 投稿原稿区分は、投稿者が選定する。ただし、紀要への掲載にあたっては、査読結果に基づいて、編集委員会の議を以て、投稿者に掲載の可否等を通知する。

3 紀要への投稿が決定した場合には、投稿者は 600 字以内で要旨を作成し、投稿した原稿のキーワードを 3～5 個選定する。ただし、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は、認めない。

4 センター研究助成を受けたセンター研究所員の研究成果発表（原稿）の投稿区分は、原則として論文とする。

5 センター研究助成を受けたセンター研究所員が、既に学会等で発表した研究成果（原稿）は、抄録として掲載することができる。

(投稿料他)

第7条 投稿者には、一切の原稿料を支払わない。

2 投稿者には、紀要 3 部を贈呈する。抜き刷りが必要な場合には有料とする。

(正誤の訂正)

第8条 印刷上の誤りについては、投稿者の申し出があった場合、これを掲載する。ただし、印刷の誤り以外の訂正や追加は、原則として取り扱わない。

2 投稿者の申し出があり、編集委員会がそれを適当と認めた場合には、この限りでない。

(その他)

第9条 本投稿規則に規定されていない事項については、編集委員会の議を以て決定する。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、センター運営会議の議を経て、海外事情研究所附属台湾研究センター長が決定する。

附 則

この規則は、平成 28 年 11 月 10 日から施行する。

拓殖大学海外事情研究所附属台湾研究センター紀要『拓殖大学 台湾研究』
執筆要領

1. 発行回数

紀要『拓殖大学 台湾研究』（以下、「紀要」という。）は、原則として年1回、年度末に発行する。

投稿原稿提出締め切りは、拓殖大学海外事情研究所附属台湾研究センター（以下、「センター」という。）が毎年定めた日とし、紀要の発行後には、研究所のホームページにもその内容を掲載する。

2. 執筆予定表の提出

紀要に投稿を希望する海外事情研究所専任教員、センター専任研究員ならびに兼任兼任研究員（以下、「センター研究所員」という。）は、紀要『拓殖大学 台湾研究』執筆予定表を、センターが毎年定めた日までに、学務部研究支援課（以下、「研究支援課」という。）に提出する。

〒112-8585 東京都文京区大塚 1-7-1 G館 1F 学務部 研究支援課

拓殖大学海外事情研究所附属台湾研究センター 紀要『拓殖大学 台湾研究』
編集委員会宛

3. 投稿原稿

(1) 分量：投稿原稿の分量は、本文と注及び図・表を含め、20,000字

（ワープロ原稿：A4用紙・横書き、1行33字×27行で23頁）以内とする。

(2) 様式：投稿原稿は、ワープロ原稿（A4用紙・横書き、1行33字×27行）
とする。

(3) 使用言語：投稿原稿の使用言語は日本語、数字はアラビア数字を用いる。

ただし、日本語以外の言語での執筆を希望する場合は、事前にセンター編集委員会（以下、「編集委員会」という。）に書面にて申し出て、許可を受ける。その場合、許可を受けた原稿は、必ず外国語に通じた人の入念な校閲を受けたものに限る。

(4) 図・表・数式の表示

(a) 図・表の使用は、必要最小限にし、それぞれに通し番号と図・表名を付けて、本文中に挿入位置と原稿用紙上に枠で大きさを指定する。図・表も分量に含める。

- (b). 図および表は、コンピューター等のソフトを使って、きれいに作成すること。
 - (c). 数式は、コンピューター等のソフトを用いて正確に表現すること。
 - (5) 注・参考文献：注は、本文中に（右肩にパーゲンで）通し番号とし、執筆者の意向を尊重して脚注、後注とも可能とする。また、引用・典拠の表示は、日本語で一般的な方式に従うものとする。
 - (6) 原稿区分は、「拓殖大学 台湾研究センター投稿規則」に記載されている種別のいずれかとするが、「その他」の区分、定義については付記のとおりとする。
 - (7) 投稿原稿の受理日は、研究支援課に到着した日とする。
 - (8) 完成した原稿1部とコンピューターの機種・使用ソフトを明記した電子媒体（以下、「完成原稿他」という。）を編集委員会宛に提出し、投稿者は投稿原稿（データ）の写しを保管する。
 - (9) 紀要に掲載できない場合には、拓殖大学海外事情研究所附属台湾研究センター長（以下「センター長」という。）より、その旨を執筆者に通達する。
 - (10) 上記分量を超えた投稿原稿は、編集委員会で分割掲載等の制限をおこなうこともある。投稿者の希望で、紀要の複数号にわたって、同一タイトルで投稿することはできない。ただし、編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は、最初の稿で全体像と回数を明示しなければならない。
- 上記以外の様式等にて、投稿原稿の提出をする場合にも、編集委員会と協議する。

4. 投稿原稿表紙ならび投稿原稿の提出

紀要に投稿を希望する研究所員は、完成原稿他と一緒に、紀要『拓殖大学 台湾研究』投稿原稿表紙を、研究所が毎年定めた日までに、研究支援課に提出する。

5. 原稿の審査・変更・再提出

- (1) 投稿原稿の採否は、編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて、編集委員会が決定する。編集委員会は、原稿の区分の変更を投稿者に求める場合もある。
- (2) 提出された投稿原稿は、編集委員会の許可なしに変更してはならない。
- (3) 編集委員会は、投稿者に若干の訂正あるいは書き直しを要請することができる。

- (4) 編集委員会は、紀要に掲載しない事を決定した場合は、センター長名の文書でその旨を執筆者に通達する。
- (5) 他の刊行物に既に発表された、もしくは投稿中の原稿は、紀要に投稿することができない。
- (6) 投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、完成原稿他を、センターが毎年定めた日までに、編集委員会に提出すること。

6. 校正

掲載が認められた投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、編集委員会とセンター長が三校を行う。この際、投稿者が行う校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

校正は、センター長の指示に従い、迅速に行う。校正が、センターが定めた期日までに行われない場合は、紀要に掲載できないこともある。

7. その他

本要領に規定されていない事項については、編集委員会の議を以て決定する。

8. 改廃

この要領の改廃は、センター運営会議の議を経て、センター長が決定する。

附 則

この要領は、平成 28 年 11 月 10 日から施行する。

付記：「その他」の区分・定義について

- (a)調査報告：専門領域に関する調査。
- (b)資料：原稿区分の範疇以外で教育・研究上有用であると考えられるもの。
- (c)記録：研究所が主催する講演等の記録を掲載するもの。

以上

【執筆者】（掲載順）

- 玉置 充子（海外事情研究所附属台湾研究センター専任研究員・編集委員）
長谷部 茂（海外事情研究所附属台湾研究センター主任研究員）
陳 雲蓮（日本文化研究所客員研究員・岡山大学グローバル・パートナーズ専任講師）
ワシーリー・モロジヤコフ（日本文化研究所教授）
羅 福全（元台北駐日経済文化代表処代表）
陳 柔縉（エッセイスト・ノンフィクション作家）
渡邊 俊彦（言語文化研究所非常勤講師）
中村 淑子（奥州市立後藤新平記念館学芸調査員）

拓殖大学 台湾研究

2017年創刊号

平成 29 年 3 月 20 日 印刷

平成 29 年 3 月 25 日 発行

編集・発行人 川 上 高 司
印 刷 (株) 外 為 印 刷

発行所 拓殖大学海外事情研究所附属
台湾研究センター

文京区小日向 3 丁目 4 番 14 号

郵便番号 112-8585

電 話 03-3947-7597

